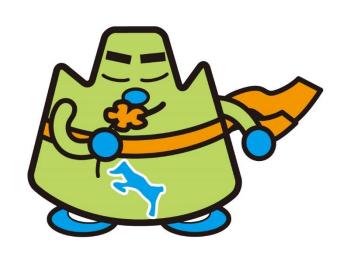
第3次妙高市人権教育·啓発推進 基本計画





目 次

第1章 策定にあたって	
第1節 基本計画策定の趣旨	P 1
第2節 人権を取り巻く状況	P 2
第3節 基本計画の性格	P 4
第4節 基本計画の計画期間	P 5
第2章 人権教育・啓発の推進	
第1節 様々な場面における人権教育の推進	P 5
第2節 様々な人権問題に対する体制の充実	Ρ7
第3章 分野別人権施策の推進	
1 女性	Р8
2 子ども	P10
3 高齢者	P13
4 障がい者	P15
5 同和問題	P17
6 外国籍住民	P20
7 インターネットによる人権侵害	P22
8 感染症患者(HIV・ハンセン病等)	P23
9 新潟水俣病被害者	P24
10 北朝鮮による拉致被害者	P25
1 1 性同一性障害や性的少数者(性的マイノリティ)	P26
12 その他様々な人権問題	P27
第4章 基本計画の推進に向けて	
第1節 庁内推進体制の充実	P29
第2節 関係機関との連携	P29
第3節 基本計画の評価と見直し	P29
(参考資料)	
「妙高市人権に関する市民意識調査結果報告書」	別紙

(体系図)

妙高市総合計画



妙高市人権教育・啓発推進

基本計画



<各関連計画>

- 妙高市民の心推進行動計画
- 男女が共にあゆむパートナープラン
- 妙高市子ども・子育て支援事業計画
- 妙高市総合教育基本計画
- 妙高市いじめ防止基本方針
- 妙高市高齢者福祉計画·介護保険事業計画
- 妙高市障がい者福祉計画

第1章 策定にあたって 第2章 人権教育・啓発 の推進 第3章 分野別人権施策 の推進 第4章 基本計画の推進 に向けて

第1節 基本計画策定の趣旨 第2節 人権を取り巻く状況

- 1 国際的な潮流
- 2 わが国における取り組み
- 3 新潟県における取り組み
- 4 妙高市における取り組み

第3節 基本計画の性格 第4節 基本計画の計画期間

- 第1節 様々な場面における人権教 育・啓発活動の推進
- 1 就学前教育・学校教育にお ける人権教育の推進
- 2 市民に向けての人権啓発の 推進
- 3 企業・団体等における人権 啓発の推進
- 4 地域における人権啓発の推
- 5 教職員や市職員に向けての 人権啓発の推進
- 第2節 様々な人権問題に対する 体制の充実
- 1 相談体制の充実
- 2 国・県や関係機関等の連携 強化

- 1 女性
- 2 子ども
- 3 高齢者
- 4 障がい者
- 5 同和問題6 外国籍住民
- 7 インターネットによる人権侵 害
- 8 感染症患者 (HIV・ハンセン病等)
- 9 新潟水俣病被害者
- 10 北朝鮮による拉致被害者
- 11 性同一性障がいや性的少数者 (性的マイノリティ)
- 12 その他様々な人権問題

第1節 庁内推進体制 の充実

第2節 関係機関等との連携

第3節 基本計画の評価と見直し

妙高市人権教育・啓発推進実施計画

第1章 策定にあたって

第1節 基本計画策定の趣旨

人権とは、「すべての人が人間の尊厳に基づいて生まれながらにしてもっている、固有の権利であり、人間が人間らしく幸せに生きていくための権利」と要約することができます。 全世界すべての人が、国籍や性別、出身地に関係なく、誰もが共通に有している権利であり、そうした認識は、1948(昭和 23)年の国際連合総会における「世界人権宣言」に端緒を求めることができます。

わが国では、2000 (平成 12) 年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、人権に関して、国と地方公共団体の責務が明確にされました。国では、2002 (平成 14) 年に「人権教育・啓発に関する基本計画」が、新潟県では 2004 (平成 16) 年に「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」がそれぞれ策定され、いずれも、人権に関する基本方針が示されるとともに、個別の人権課題に関する施策が明示されました。

また、2016(平成28)年には人権三法、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下、「障害者差別解消法」という。)、「部落差別の解消の推進に関する法律」(以下、「部落差別解消推進法)という。)、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(以下、「ヘイトスピーチ解消法」という。)が施行され、様々な人権課題の解決に向けた取り組みが進められています。

妙高市では、2010 (平成 22) 年に5年間を計画期間とする「妙高市人権教育・啓発推進基本指針」を策定し、女性や子ども、高齢者、障がい者、同和問題などの人権課題を解決するための取り組みを推進してきました。2018 (平成 30) 年に実施した「妙高市人権に関する市民意識調査」の結果では、「人権が守られている社会だと思いますか」との質問に対し、「守られている」と回答した人の割合は72.4%で前回調査よりも1.8 ポイント減少し、3割弱の人は人権が守られているとは思えないと回答しており、依然として偏見や差別意識が根強く残り、人権に対する理解が十分に深まっているとは言えません。

人権問題は、あくまでも差別をする側の問題であり、意識改革が欠かせません。

このため、人権教育・啓発活動を一層推進し、市民一人ひとりの人権感覚を磨き、人権 意識を高めていくために、「妙高市人権に関する市民意識調査」の結果を踏まえ、「指針」 を、より実効性のある「計画」に見直し、市が取り組む様々な人権課題を解決するための 人権施策の方向性を示す「第3次妙高市人権教育・啓発推進基本計画」を策定することと しました。

第2節 人権を取り巻く状況

1 国際的な潮流

人権の考え方は、17世紀のヨーロッパが起源と言われています。フランスの思想家ジャン・ジャック・ルソーによる「人は生まれながらにして自由である」(「社会契約論」)という主張と、フランス民衆が専制君主制を倒したフランス革命はあまりにも有名です。この革命の後に、「フランス人権宣言」が出され、人権に関する本格的な取り組みや憲法制定などの動きが始まりました。

その後、近代になり人権への関心が高まってきた背景には、他国の人々の自由を奪い、
**
人権を蹂躙した二度にわたる世界大戦の経験があります。

第二次世界大戦を防げなかった国際連盟の反省を踏まえ、戦後間もない1945(昭和20)年に国際連合が設立されました。国際連合設立の前提には、新しい形の国際機関による戦争の再発防止と人権の尊重が掲げられていました。それを果たすべく1948(昭和23)年の国際連合総会において「世界人権宣言」が採択され、国際社会全体として人権に取り組む動きにつながっています。その国際連合の人権に関する活動は、多岐にわたっており、1994(平成6)年には、人権課題を総合的に調整する役割を担う「国連人権高等弁務官」が創設されたほか、同年12月の第49回国連総会では、1995(平成7)年からの10年間を「人権教育のための国連10年」と定めました。その後2004(平成16)年12月の第59回国連総会では、2005(平成17)年1月1日から開始される「人権教育のための世界計画」が採択され、世界各国において人権に関する行動計画の策定や人権課題の解決に向けた取り組みが積極的に進められるようになってきました。

※…蹂躙…ふみにじること。暴力や権力で他を侵害すること。

2 わが国における取り組み

日本国憲法の三大原則は、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義です。基本的人権の 尊重については、憲法第11条において「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられな い。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現 在及び将来の国民に与えられる」と規定しています。また、その他の条文において、自由 権、平等の権利、社会権、参政権などが定められ、基本的人権が保障されています。

1997(平成9)年に「『人権教育のための国連 10年』に関する国内行動計画」が策定され、さらに、2000(平成 12)年には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の施行を受けて、2002(平成 14)年に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。これら一連の動きの中で、国や地方公共団体、国民の責務が明らかにされてきました。

我が国固有の同和問題の取り組みについては、1965年(昭和40年)の「同和対策審議会答申」を受けて、1969年(昭和44年)「同和対策事業特別措置法」が公布・施行され、同和問題の解決に向けて様々な取り組みが実施されました。これらの取り組みは2002(平成14)年までの間、実施され、この後、空白期間を挟み、2016(平成28)年には、部落差別解消推進法が成立し、国及び地方公共団体の責務を定め、差別の解消を目指す相談体制の充実や連携して、地域の実情に応じた施策を進めることを規定しました。

現在、国と地方公共団体は、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画の策定と、施 策を実施する責務を有し、人権教育・啓発に関する施策を展開しています。

3 新潟県における取り組み

2004 (平成 16) 年に「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」を策定し、県行政としてどのように人権に配慮し教育・啓発活動に取り組んでいくか、県の基本姿勢を表明しました。

県の計画では「女性」「子ども」「高齢者」「障がい者」「同和問題」「外国人」「感染症患者等」「新潟水俣病被害者」「北朝鮮による拉致被害者」「犯罪被害者やその家族」「刑を終えて出所した人等」「インターネットによる人権侵害」という 12 の人権課題が提示されています。国と県では掲げた課題に差異がありますが、新潟県独自の人権課題が含まれており、時代の推移や社会の変化とともに新たな人権課題の発生と、その解決策の検討の必要性が説かれています。

また、2010 (平成 22) 年には「新潟県人権教育基本方針」が策定され、学校教育及び社会教育における人権教育の一層の推進と充実が図られ、2019 (令和元) 年には、現行の「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」の改定作業が進められています。

4 妙高市における取り組み

妙高市では、2006(平成 18)年に「妙高市総合計画」を策定し、「生命地域の創造」を基本理念に6つの施策の大綱を掲げ、「自立した地域を創る・生命地域」の主要施策の一つとして「人権意識の向上」を位置づけ、続く2015(平成27)年には「第2次妙高市総合計画」においても、市民一人ひとりの人権が尊重され、互いに認め合い、誰もがあらゆる差別を受けない、いきいきと暮らせる地域社会の実現を目指しています。その実現に向けて2010(平成22)年に「妙高市人権教育・啓発推進基本指針」を策定し、以後5年毎に社会の変化に沿った新たな人権課題を踏まえた指針を定めながら女性や子ども、高齢者、障がい者、同和問題などの個別の人権課題を解決するため、以下の計画等と連携させて、人権施策の総合的、効果的な推進に取り組んでいます。

また、2012 (平成 24) 年には「妙高市人権懇話会」を設置し、多方面の有識者や市民の 意見を取り入れ、幅広い施策の中で市民の人権意識の向上に取り組むとともに、2014 (平 成 26) 年には、身元調査等を目的とした個人情報の不正取得を抑止するため、住民票の写 し等の第三者交付に対する本人通知制度を開始しました。

その他、急増しているインターネットによる差別的な書き込みを排除するためのモニタリングを 2019 (令和元) 年から導入するなど新たな取り組みも始めています。

(関連計画)

- 第3次妙高市総合計画(令和2年度~令和6年度)
- 妙高市民の心推進行動計画(平成23年度~令和2年度)
- 第3次妙高市男女共同参画計画(男女が共にあゆむパートナープラン) (令和2年度~令和11年度)
- 第2次妙高市子ども・子育て支援事業計画(令和2年度~令和6年度)
- 第IV期妙高市総合教育基本計画(令和2年度~令和6年度)
- 妙高市いじめ防止基本方針(平成26年度~)
- 第7期妙高市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(平成30年度~令和2年度)
- 第4期妙高市障がい者福祉計画(平成30年度~令和5年度)

第3節 基本計画の性格

本計画は、次の性格を有します。

- (1) 国や県が策定した基本計画や基本指針に示された人権課題の解決のために、国や県の動向を踏まえながら、妙高市として取り組むための基本的な方向性を明らかにするものです。
- (2) 2018 (平成 30) 年に実施した「妙高市人権に関する市民意識調査」の結果を、計画 策定の基本データとして本計画に反映します。
- (3) 本計画に基づく個々の施策や取り組みについては、「妙高市人権教育・啓発推進実施計画」をはじめ、各分野の計画等が策定されているため、その計画に委ねることとします。
- (4)「21世紀は環境と人権の世紀」と言われており、妙高市が市政の基本方針に掲げている「生命地域の創造」は、まさに多様な生命・生物に配慮し持続・発展可能な社会の実現を目指す環境を育むことを人権課題の一つと位置づけます。
- (5) 市をあげて取り組みを進めている「妙高市民の心」推進運動を礎とし、すべての市民が人権を尊重した生活を送るための計画とします。

第4節 基本計画の計画期間

基本計画の計画期間は、「第3次妙高市総合計画」に合わせて、2020(令和2)年度から2024(令和6)年度までの5年間とします。

第2章 人権教育・啓発の推進

2018 (平成30) 年に実施した「人権に関する市民意識調査」において、「人権が守られている社会だと思いますか」との質問に対し「守られている」と回答した人の割合は72.4%で、前回4年前の調査よりも1.8ポイント減少しています。

また、同和問題に関しては「そっとしておけば自然になくなる」といった無関心や「寝た子を起こすな」という考え方を背景とした意識に関わる回答が 50%を超えるなど、依然として人々の偏見や差別意識が根強く残っている現状が伺え、人権教育・啓発の推進に、より一層取り組んでいかなければなりません。

市民の一人ひとりが人権に関して正しく理解し、行動するためには、発達段階に応じて適切に教育を受け、さらには自ら学習することが重要です。そのために、家庭教育や学校教育はもとより、学校教育を終えて就職してからの企業内教育や、自ら進んで学習する生涯学習、普段生活している地域での地域づくり活動など、様々な場面で教育を受けたり、学習したりしながら人権に対する意識を高め、それぞれが行動し実践する必要があります。

学校教育や社会教育等の様々な機会を捉え、市民、企業・団体や市職員等に対する人権 啓発の推進を図ります。

第1節 様々な場面における人権教育・啓発活動の推進

1 就学前教育・学校教育における人権教育の推進

人間形成期である幼児期が人権を学ぶ初期段階となりますが、ここでは、家庭や保育園・ こども園等における他人を思いやる気持ちの醸成が重要となります。

学校では、多様性を認め、差別せず偏見をもたないようにする教育の推進が第一です。 特にいじめ問題は、ネット上のいじめの陰湿化が強く懸念されるなど深刻な社会課題になっています。各学年や発達段階に応じて、自己に内在する差別心に向き合い、道徳教育や総合的な学習の時間などを有効に活用し、学校のすべての教育活動を通じて人権の尊重や人権意識の向上を推進していく必要があります。

また、多感な時期を学校や家庭の中で過ごす児童・生徒の健全な育成のため、学校だけでなく家庭の役割も重要です。学校と保護者は相互の責任と役割を明確にし、連携を密に

して、いじめ問題をはじめとした様々な差別や個別の人権課題に取り組むことが重要です。 市では、2005 (平成 17) 年から「妙高市総合教育基本計画」を策定し、子どもたちの「生 きる力」を育む教育環境づくりに重点を置いて各種施策を実施しています。各小・中・特 別支援学校においては、いじめや差別、偏見などをなくし、人間らしく生きる社会の実現 を目指した各種取り組みを行い、学校現場における道徳教育や人権教育、同和教育の推進 を通して、生命を尊重する心や思いやりの心、差別や偏見のない心の醸成を図ります。

さらには、様々な理由で登校できない児童・生徒やその保護者のために、相談体制の強 化や適応指導教室の充実を図り、親身にかかわってその解消に努めていきます。

2 市民に向けての人権啓発の推進

市民一人ひとりが人権に関する正しい理解と感性をもち、他者を思いやり行動できるようにするためには学校教育だけでなく、子どもから大人まであらゆる年齢層への人権尊重の意識づけが必要です。子どもは最初に家族とのふれあいの中で、善悪の判断や人を思いやる心などを学んでいくため、まずは大人自身が人権に関する理解を深め、実践する姿を示していかなければなりません。

市では「妙高市民の心」推進運動を礎として、思いやりの心の醸成に努めるとともに、 法務局や人権擁護委員などの関係機関や団体とも連携しながら、人権啓発活動や人権相談 などの人権擁護活動に取り組む他、各種講演会やセミナーの開催、広報誌やホームページ 等を活用した周知により、差別や偏見のない社会の実現に向けた啓発活動を推進していき ます。

また、プライバシーの侵害や結婚差別、就職差別など人権侵害につながる身元調査をなくすための啓発に努めます。

3 企業・団体等における人権啓発の推進

企業には、安心・安全に働きやすい職場環境を確保することが求められています。憲法 において、国民の職業選択の自由や就職の機会均等も保障されています。また、男女共同 参画社会の実現に向け、男女分け隔てなく、能力に応じた採用や採用後の任用、昇格など の待遇改善が重要です。

企業や団体には、公正な採用選考や障がいのある人の法定雇用率の達成、職場における 様々なハラスメントの課題等に適切に対応し、人権を尊重した働きやすい職場環境の整備 のための取り組みが望まれています。

また、企業等が人権課題の解決に果たす役割と責任は重要であるため、人権課題を正しく理解し、人権尊重の理念が浸透するように、ハローワーク等の関係機関と連携し、啓発や情報提供等に努めます。

4 地域における人権啓発の推進

市民の誰もが住み慣れた地域で安心して、安全に日々の暮らしを送ることが大切です。 このため、地域住民が日ごろから交流を深め、地域単位での人権意識を高める必要があり ます。

人権においては、建前や理念を頭で理解していても、具体的な場面においてはなかなか 行動に移せないのが現状です。市民が鋭い人権感覚を身に付け、それぞれの生活の場で実 践するために、個別の人権課題に関する研修機会を設ける必要があります。各地域には地 域づくり団体が組織されており、その組織を通して啓発活動を推進し、地域住民の一人ひ とりが日々の生活の中で実践できるようにします。

5 教職員や市職員に向けての人権啓発の推進

学校教育における人権教育の推進には、教職員の資質と指導力の向上が必要不可欠です。各種研修会に積極的に参加し、教職員一人ひとりが正しく人権を理解し、その推進の必要性を深く認識してはじめて適切な教育に結びつきます。今後も、認定こども園・保育園・学校関係教職員の研修の機会の充実を図るとともに、教職員や市職員にあわせて保護者向けの各種講演会等の機会を計画し、人権教育の推進を図ります。

また、市職員は全体の奉仕者として常に人権尊重の立場で公平な市民サービスを提供するとともに、自らの職務や地域社会の中で人権啓発の主体的な役割を果たし、率先して差別や偏見の解消に努めることが求められています。そのため、職員一人ひとりが高い人権意識を身に付けた上で人権に配慮した職務を実践していけるように、職員研修等を実施し、他機関や団体が実施する各種研修会や講演会へ派遣を行うなど、あらゆる機会をとらえて継続的な人権意識の向上に努めます。

第2節 様々な人権問題に対する体制の充実

1 相談体制の充実

様々な人権課題に対して総合的かつ迅速に対応できるよう、また、市民にとってわかり やすく、利用しやすい相談窓口として「人権相談総合窓口」を設置しています。また、市 民の生活様式の多様化や国際化などにともない、複雑で多様化してきている相談に対して は、より専門的な対応ができるように、庁内各課や各行政機関、各支援団体等との連携を 強化し、相談体制や救済の支援体制の充実に努めます。

2 国・県や関係機関等との連携強化

複雑化、多様化する社会環境を反映し、様々な人権問題が新たに発生しています。これらに対して適切に対処するため、国、県、関係機関等との連携をより一層推進していきます。

第3章 分野別人権施策の推進

日本社会には、依然として様々な人権課題が存在し、社会環境の変化に伴い新たな課題も発生しています。人権課題は、すべての人に関わる身近で日常的な課題でもあり、かつ人間の尊厳に関わる非常に重要な課題でもあります。各課題に対する正しい理解と認識を深め、解決につなげるために 2018 (平成 30) 年に実施した「人権に関する市民意識調査」の結果を踏まえ、「分野別の人権」に対する解決すべき方向を示しました。

1 女性

【現状】

男女平等の考えが広まるとともに、その実現のための取り組みが始まったのは古くはありません。1975 (昭和 50) 年に開催された国際連合の総会において、翌年からの 10 年間を「国連婦人の 10 年」として定め、男女平等を実現するための世界的な取り組みが展開されました。1979 (昭和 54) 年には同じく国際連合の総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択され、男女を区別することが差別であると明記されました。

わが国では、1999(平成 11)年に「男女共同参画社会基本法」が施行され、同法に基づき 2000(平成 12)年に「男女共同参画基本計画」を策定、その後 2005(平成 17)年に「第 2次男女共同参画基本計画」、2010(平成 22)年に「第 3 次男女共同参画基本計画」が制定されました。法整備などが進む中、着実に女性施策や男女共同参画に関する施策が推進されています。その一方で、夫、パートナーからの暴力や職場等におけるセクシャル・ハラスメント、性犯罪などの「女性に対する暴力」の問題は依然として存在しており、女性の人権を守るべく様々な取り組みが行われています。

【妙高市の現況】

合併前の新井市当時から、県や県内他市町村に先行して男女共同参画の推進に取り組んできました。1993(平成5)年には「あらい女性プラン」をはじめとし、2011(平成23)年には「男女が共にあゆむパートナープラン2011~2019」を策定しました。そして、2019(令和元)年度に第3次となる妙高市男女共同参画計画「男女が共にあゆむパートナーブ

ラン 2020~2029」を策定しました。これらのプランに基づき各種施策を展開するとともに、 毎年事業の評価を行うことによって、より一層男女共同参画社会を実現できるよう取り組 みを進めています。

【市民意識調査の結果】

「女性の人権が尊重されていない」と感じている人は 40.7%で、年代別では子育て世代 の 30 代、40 代では 50%以上と高い割合になっています。また、男女別では、男性の 35.6% に対して、女性は 45.3%と 9.7 ポイント上回っており、女性側により深刻な人権問題が内在していることがうかがえます。

その具体的な内容としては、女性では「男女の旧来からの固定的な役割分担意識」が59.4%、男性では「就職時の採用条件、職場における待遇の違い」が58.1%とそれぞれで最も高い割合になっており、意識の変革と社会システムの変革を強く求める傾向となっています。

【課題】

- 男女平等の理念は、日本国憲法に明記されており、法制上も男女平等雇用機会均等法などによって、男女平等の原則が確立されています。しかし、現実には今なお、例えば「男性は仕事、女性は家庭」といった男女の役割を固定的にとらえる意識が社会に根強く残っており、このことが家庭や職場において様々な男女差別を生む原因となっています。職場や家庭、教育、子育て、介護の場など、あらゆる場面において男女双方の参加が実現されるよう取り組みを進める必要があります。
- 男女が平等な社会の実現に向けて、女性の社会参画や社会進出を一層進めるためには、 仕事と家庭の両立ができる社会に変える必要があります。

- (1) 第3次妙高市男女共同参画計画(男女が共にあゆむパートナープラン 2020~2029) に基づく施策を推進します。
- ① 男女の固定的な役割分担意識の解消を図るための啓発活動を推進します。
- ② 男女共同参画を推進するため、男女が共に子育てや介護等に携わるための学習機会の提供や、幼少期から青少年期の子どもへの男女平等意識の定着を図ります。
- ③ ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント等の防止のための啓 発活動を行い、女性に対する暴力の根絶を目指します。
- ④ 市審議会、町内会役員、防災分野等への女性登用を促進し、方針決定過程への女性 の参画を促進するとともに、地域における男女共同参画の推進を図ります。
- ⑤ 男女が共に暮らしやすい社会を実現するため、妊娠、出産、子育てに対する理解と 支援の充実を図り、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の取り組みを推 進します。

- ⑥ 男女の雇用における機会と待遇の均等を確保するため、市内事業所等に対して育児 休暇の充実など労働環境を整備するための啓発活動を推進します。
- ⑦ LGBT などの性的少数者への理解を深め、多様性を認め合う社会づくりを目指した啓発活動を進めます。

2 子ども

【現状】

価値観の多様化、情報化の進展、核家族化や少子化の進行、地域のつながりの希薄化、 共働きの増加等、子どもを取り巻く社会環境が急激に変化しています。大人以上に子ども の人権は侵害されやすく、世界の中には人身売買や長時間労働などで、子どもたちの基本 的な人権が脅かされている国もあります。

その中で、1989(平成元)年に国際連合の総会において「児童の権利に関する条約」が 採択され、1994(平成6)年に日本でも批准されました。しかし、子どもを取り巻く環境 は依然深刻で、いじめや体罰、虐待のほか、児童買春や児童ポルノによる被害や、パソコ ン・スマートフォンを使った有害情報の流布による被害などが絶えません。

特に、児童虐待は深刻な社会課題の一つとなっています。全国の児童相談所における児童虐待の相談対応件数は 1999 (平成 11) 年度に 10,000 件を超え、2000 (平成 12) 年 5 月に「児童虐待の防止等に関する法律」が施行されましたが、その後も児童虐待の相談は増え続け、2018 (平成 30) 年度の相談件数は 159,000 件となっています。

わが国では、少子化対策と子どもを取り巻く環境の変化に伴う様々な課題の解決を図り、 次代の社会を担う子どもの健やかな育成と社会環境の整備を目的に、「次世代育成支援対策 推進法」が制定されました。さらに 2012 (平成 24) 年には、子育て支援や幼児期の教育・ 保育の充実等を目的に「子ども・子育て支援法」が制定され、子育てをめぐる課題の解決 などを目指した取り組みが進められています。

また、いじめは深刻化しており、国民的な課題として社会総がかりで対応する必要があるため、2013 (平成 25) 年に「いじめ防止対策推進法」が制定されました。この法律の制定を受けて「新潟県いじめ防止基本方針」、「妙高市いじめ防止基本方針」、「学校いじめ防止基本方針」が策定されています。

【妙高市の現況】

当市には地域全体で子どもたちを見守る風土があります。しかし、現在は個人や個々の家庭の生活様式の変化、さらには社会通念の変化により、社会の包容力は徐々に失われつつあります。それとともに、大人の世界では他人を思いやる心や助け合う心が希薄になってきたこともあり、子どもにも同じように思いやりや助け合いの意識が育ちにくくなっているのが現状です。

虐待防止については、家庭児童支援専門員と家庭児童相談員を配置し、課題のある家庭へ寄り添った支援を図りながら、虐待の未然防止に努めています。さらに、認定こども園・保育園、小・中学校、児童相談所など関係機関等と連携して虐待等の早期発見・早期対応を図っているところですが、依然として児童虐待の案件が増加傾向にあります。

子育て支援については、2005 (平成 17) 年に「妙高市次世代育成支援行動計画」を策定し、よりよい子育で環境を目指して取り組みを進めてきました。また、2014 (平成 26) 年度には「妙高市子ども・子育で支援事業計画」、2019 (令和元)年度にはその第2次計画を策定し、さらなる子育で環境の充実を目指しています。

いじめ防止については、いじめ見逃しゼロ、発生したいじめの解消を目指した取り組みを進めてきましたが、国や県と同様にいじめの発生率は増加傾向にあります。小中学生を対象にした「携帯電話不所持」の取り組みの成果により、携帯電話やスマートフォンの所持率は、国や県と比較するとかなり低い水準にありますが、メディア機器の多様化により、ゲーム機等を使用したネット上におけるトラブルに巻き込まれる懸念は広がっています。

【市民意識調査結果】

「子どもの人権が尊重されていない」と感じている人は 46.7%で、内容としては、「親からの虐待」や「子ども同士のいじめ」が高い割合を占めています。いじめ課題に関しては、「どのような理由があろうが、いじめる人が悪い」が 41.5%で、前回調査に比べ 0.8 ポイント増加しましたが、「いじめる人が悪いが、いじめられる人にも課題がある場合もある」が 49.5%と最多であるとともに前回の意識調査より 1.3 ポイント増加しています。いじめの原因をいじめられる側に求める人もあると思われることから、課題の有無にかかわらず、いじめをすること自体が問題との啓発が引き続き必要となっています。

【課題】

- 子育ての悩みや育児の負担を一人で抱え込み、家庭や地域で孤立化しないよう、家族 に寄り添った支援が必要です。
- 子どもを叩いたり怒鳴ったり、無視したりなどの虐待は、子どもの成長に悪影響を及 ぼしてしまう可能性が高いことを、周知徹底することが必要です。
- 不幸にして重篤な虐待の案件が発生した場合は、子どもの命を最優先にとらえ、関係 機関と連携した対応が必要です。
- 社会全体で子育てを支援するという意識を高めるとともに、安心して子育てできる環境を推進する必要があります。
- いじめ防止に向け、いじめは命にも関わる重大な課題であるという認識と、いかなる 理由があろうとも「いじめる側が悪い」という認識に立つ人権教育、同和教育の推進が 必要です。
- 学校、地域、関係機関と連携を図り、犯罪や人権侵害の被害に遭わないよう、学校や

家庭・地域が一丸となって、子どもたちが自己防衛できるように、教育や指導を行う必 要があります。

○ 子どものメディアに関する実態や深刻化・陰湿化しているネット上でのトラブルなど のいじめの実態を把握し、実態を踏まえた保護者への啓発、子どもたちへの情報モラル 教育が必要です。

- (1)「第2次妙高市子ども・子育て支援事業計画」に基づく施策を推進します。
- ① 社会や地域全体で子育てを応援できる環境づくりを推進します。
- ② 安心して子育てできるよう家族への支援に取り組みます。
- ③ 児童虐待防止対策の充実を図ります。
- ④ 子どもを犯罪被害から守るための活動を推進します。
- ⑤ 被害に遭った子どもの保護や心のケアを推進します。
- (2)「妙高市いじめ防止基本方針」に基づき、組織的に連携していじめ防止対策を進めま す。
- ① 道徳教育、人権教育、同和教育を推進します。
- ② 「妙高市いじめ防止基本方針」「学校いじめ防止基本方針」の共通理解と組織的対応 を図ります。
- ③ 学校間や地域、児童相談所や教育事務所などの関係機関と広域での連携促進と指 導・支援の充実を図ります。
- (3) 提言「ケータイと妙高っ子」(携帯電話等不所持の提言)、「妙高市インターネット 等の利用に関するこども宣言」を継続します。
- ① 子どものメディアに関する実態把握に努めます。
- ② 実態を踏まえた保護者への啓発活動を推進します。
- ③ 保護者の責任の明確化を図ります。
- ④ 実態を踏まえた情報モラル教育の徹底を図ります。
- ⑤ インターネット等の利用に係る生活面、人間関係づくり、個人情報保護等について、 子どもが自分でできることを考えます。
- ⑥ 保護者と子どもが一緒に家庭でインターネット等の利用ルールを考えます。



子育て支援 NP プログラム (Nobody's Perfect) ゲストティーチャーを招いた人権学習



3 高齢者

【現状】

わが国の高齢化率は、2018 (平成30) 年で28.1%となっています。総人口が減少する中、 今後も高齢化率は上昇し、2040 (令和22) 年には、高齢化率は36.1%に達し、2.7人に1 人が65歳以上の高齢者になると予想されています。団塊の世代が75歳以上となる2025 (令和7) 年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを、 人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的 に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が求められています。

【妙高市の現況】

2018 (平成30) 年度末での高齢化率が35.4%と高い数値を示すとともに、ひとり暮らし高齢者世帯が18.3%、高齢者のみ世帯が13.4%と高齢者だけで住んでいる割合も高く、年々増加傾向にあります。2018 (平成30) 年に「妙高市第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定しました。計画では、団塊の世代が75歳に到達し、高齢化がピークに達する2025 (令和7) 年度を見据えつつ、「住み慣れた地域で共に支え合い、助け合い、自分らしく暮らし続けるために、個人の尊厳の保持と自立した生活ができる地域の実現」を基本理念に取り組みを進めています。

【市民意識調査の結果】

「高齢者の人権が尊重されていない」と感じている人は 47.2%で、前回調査に比べ 0.4 ポイント増加しており、高齢者に対する人権対策の重要性が増しています。調査結果の詳細は、「高齢者が利用しやすい移動手段が不足している」が 48.9%で最も多く、次いで「悪徳商法や特殊詐欺による高齢者の被害が多い」、「まだまだ働ける人でも、その能力を発揮する職場や機会が少ない」が 40%台となっています。また前回よりも割合は減少していますが、高齢者が持つ能力を尊重し、社会参加の機会を多くするべきであると感じている人は多く、高齢者雇用対策などの充実に向けた働きかけを行い、高齢者に合った支援や高齢者に対する家族への意識啓発が求められています。

「高齢者の人権を守るために、どのようなことが必要か」との設問に対しては、「利用しやすい移動手段をふやす」が 39.7%、「介護保険制度などのサービス基盤を整備する」が 34.4%と高い割合を占めており、通院や買い物の支援、介護の質的充実をはじめ、「病院や福祉施設における十分な対応と虐待防止の徹底」などの高齢者の人権に配慮した医療福祉施設の充実も求められています。

【課題】

○ ひとり暮らしの独居高齢者、高齢者のみ世帯が増加することに伴い、生活支援や介護

ニーズも多様化しており、地域住民における支え合いや助け合いの仕組みづくりの推進 が必要です。

- 高齢者がいつまでも元気でいきいきと地域で暮らしていくために、高齢者自らが積極 的に生きがいづくりや健康づくり、介護予防に取り組んでいくことが必要です。
- 認知症高齢者が増加する中、認知症高齢者や家族への支援を行うほか、幅広い市民に対し、認知症への理解を求める啓発活動が必要です。

- (1)「妙高市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づく施策を推進し、地域包括ケア システムの充実を図ります。
- ① 独居高齢者、高齢者のみ世帯が地域で安心して暮らすことができる生活支援サービスを適正に提供します。
- ② 退院をしても住み慣れた地域での生活が継続できるよう、退院支援、在宅療養支援等の在宅医療と介護の連携体制を強化します。
- ③ 認知症に対して、早期の段階から症状に応じた支援体制を強化します。
- ④ 誰もが住み慣れた地域で助け合い、支えあい、自立し安心して暮らせる地域社会の 形成を目指します。
- ⑤ 地域ぐるみの見守り体制(地域安心ネットワーク)を関係機関と連携し、強化します。
- ⑥ 要介護認定者やその家族の介護負担の軽減、また、認知症高齢者の増加が見込まれるため、ニーズにあった適正なサービスの確保を進め、自宅での介護が困難な要介護者等へのサービス提供体制を強化します。



よってこさ o p e n カフェ (地域住民による集まりの場)



町内会によるネットワーク会議

4 障がい者

【現状】

障がい者にとって生活の質を向上させるためには、多くの人との交流や社会参加しやすい環境を整備することが重要であり、安心して社会生活を送れるようにするために、社会全体でバリアフリー化を進める必要があります。また、施設や設備面だけでなく、社会参加に積極的に協力する「心のバリアフリー」が求められています。

2016 (平成 28) 年には、障がいによって分け隔てることなく、相互の人格と個性を尊重し合い共生する社会の実現を目指した障害者差別解消法が施行されました。

【妙高市の現況】

障害者基本法や障害者総合支援法、障害者差別解消法の理念を踏まえ、2018(平成 30)年に2023(令和5)年度までの6年間を計画期間とする「第4期妙高市障がい者福祉計画」を策定しました。プーマライゼーションの理念の下で、障がいの有無によって分け隔てることなく、生まれ育った地域で自立して生活できることを基本に取り組みを進めています。市では、社会福祉法人と連携し、グループホームの整備を行い、障がい者の暮らしの場を確保し、生活の質の向上に努めたほか、障がい者相談員を増員するなど相談支援体制の充実を図ってきました。

【市民意識調査の結果】

「障がい者の人権が尊重されていない」と感じている人は 50%を超えており、前回の調査より 1.6%増えています。60歳以下のすべての年代で 50%を超えており、特に 29歳以下で 60.2%と高くなっています。その要因としては「働ける場所や機会及び収入が少ない」が 69.2%と突出して高くなっています。また、必要な施策で、「障がいのある人の社会参加や就業機会を増やす」が 53.3%、次いで「暮らしやすい街づくり」が 41%、「教育を受けられるようにする」が 35.4%と続いており、障がい者が社会参加しやすい環境整備がさらに求められています。

※ノーマライゼーション…障がい者や高齢者が社会の中で他の人々と同じように生活し活動する ことが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

【課題】

- 相談支援体制を充実させ、いつでも気軽に相談でき、プライバシーが十分に保護・配 慮されることが重要です。
- 自立するために経済的に安定した就業機会のさらなる創出が必要です。
- 障がい者が安心して住み慣れた地域で生活するためには、一層の社会のバリアフリー 化が必要です。
- 啓発活動を通じて、障がい者への根強い偏見や差別意識を取り払う必要があります。

- (1)「妙高市障がい者福祉計画」に基づく施策を推進します。
- ① 障がい者(児)の社会参加と就労による自立を促進するために、生きがいづくりの 取り組みや就労支援の充実を図ります。
- ② 社会生活の場において、障がい者が気軽にコミュニケーションが図れるよう、障がいの特性に対応した人材を養成します。
- ③ 障がい者(児)が抱える不安や課題を解決するための相談支援体制の充実を図り、 障がい者(児)理解と権利擁護に向けた取り組みを推進します。
- ④ 早期診断・早期療育により、健やかな育ちと将来への自立を目指し、療育支援体制 の確立を図ります。
- ⑤ 障がい者(児)が地域で暮らし続けられるために住まいや地域のインフラ整備を促進します。
- ※療育…障がいのある子どもやその可能性のある子どもに対し、個々の発達状況や特性に応じて、今の困りごとの解決と将来の自立と社会参加を目指した支援を行うもの。



障がい者福祉施設「どんぐり工房」



就労に向けた訓練の様子

5 同和問題

【現状】

同和問題とは、歴史的発展過程において形成されたわが国固有の人権課題です。いまなお一部の地域の人たちは、結婚や就職、日常生活において様々な差別を受け重大な社会課題となっています。そっとしておけばそのうち差別はなくなるという、いわゆる「寝た子を起こすな」という誤った考え方では、時が過ぎても差別の実態は、そのまま放置され、課題は何ら解決しません。また、課題を先送りにし、差別の事実を隠すことは、かえって課題を潜在化・深刻化させ差別を助長する恐れがあります。

現在に至っても、いわれのない差別や偏見が根強く残り、インターネットを悪用した差別書き込みなど、当事者に経済的にも精神的にも大きな苦痛を強いているのが現状です。 国民すべてが自らの課題として歴史の過ちを認識し、一日も早く差別の現実に学び、差別のない社会の実現が必要です。

国は1969(昭和44)年に「同和対策事業特別措置法」を制定し、対象地域における生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化等を目標に掲げ、各種施策が推進されました。しかし、「被差別部落」に対する偏見や差別意識は依然として根強く、解決には至っていない現状が続きました。平成28年には「部落差別解消推進法」が成立し、国及び地方公共団体の責務として、地域の実情に応じた相談体制の充実や教育・啓発の推進に努めることなどが明記されました。

【妙高市の現況】

教育関係では 2005 (平成 17) 年から「妙高市総合教育基本計画」を策定し、学校における児童・生徒の発達段階に即した人権を尊重する理解教育と、一人ひとりを大切にする教育や同和教育を推進しています。

この計画を受け、学校教育においては児童・生徒の人権感覚を磨き、人権の大切さを態度や行動につなげる教育活動を積極的に展開しています。同和教育についても、児童・生徒に対しては、講師に被差別部落の方を招いた授業を実施し、教職員には道徳教育、人権教育、同和教育への取り組みを深め、同和教育研修会への積極的な参加を促し、人権意識の向上を図っています。

市内の小・中学校では、様々な切り口から道徳教育、人権教育、同和教育の実践に取り組んでいます。また、県内に先駆けて2009(平成21)年度に結成された上越地区同和教育研究協議会の一員として、校種間の連携を強め、発達段階に応じた道徳教育、人権教育、同和教育の推進に努めています。

また、市職員についても、全職員を対象にした人権研修を実施し、同和問題に対して正 しい理解を深めるとともに、身元調査等を目的とした不正な住民票等の請求を防止するた め、本人通知制度の実施などに積極的に取り組んでいます。

【市民意識調査の結果】

「同和問題を知っている」人の割合は 64.6%で、県調査の 55.8%を上回る割合となっているものの、29 歳以下での 80.0%に対し、30 歳以上が 53.6%~68.6%となっており、各年代で同和問題を知っている割合にばらつきがあります。現在も身近に同和問題で人権侵害に苦しむ住民がいる現実を知ることで、同和問題の重要性を再認識し、同和問題を正しく知り、この問題を正しく理解する市民の割合をさらに高める必要があります。同和問題を正しく学ぶ取り組みが、まだ十分とは言えません。

「同和問題を知った時期、きっかけ」は、30 代以下では「学校の授業」が多く、学校同和教育の成果とみることができます。一方で「家族から」「職場から」の回答が多く、偏った見方や思い込みなどによる誤った知識ではなく、どの年代も正しい知識の獲得ができるような生涯教育や市民啓発活動が必要です。

差別につながる身元調査の容認が 53.2%と半数を超えており、また、戸籍等を不正に取得することを防止するための「住民票等の写しなどの第三者交付に係る本人通知制度」を平成 26 年 4 月から実施しました。しかし、「知っている」が登録済と未登録あわせて、12.1%と低いのが現状です。

「友人が同和地区の人とわかった場合どうするか」との設問では 88.2%の人が偏見にとらわれず行動しようとしています。その姿勢は、より身近な「子どもが同和地区の人と結婚」という設問では 72.3%、「自分が同和地区の人と結婚」では 62.4%といずれも前回より増加し、30歳代以下においては「子供の意志を尊重する」「応援する」が 29歳以下で 42.3%、30歳代で 71.5%と若い世代ほど同和問題を正しく認識し、積極的に応援するなど正しい理解が浸透してきているものと言えます。

同和問題に対する考え方は、「人権にかかわる課題だから、社会全体で解決に取り組み、自分も努力すべきと思う」が 42.7%で一番多いものの、「成り行きにまかせるよりしかたがない」が 16.1%で2番目に多く、こうした消極的な意識が「寝た子を起こすな」という考え方に繋がり、正しい理解を阻害する大きな要因になっているものと思われます。差別は悪いことと頭ではわかっていても、自分の課題となった場合に正しい行動ができない意識を克服することが今後も大きな課題となっています。

【課題】

- 市民意識調査において、学校における人権教育、同和教育の成果がみられる一方で、 市民の多くが同和問題について依然正しく理解しているとは言えない実態があります。 学校における道徳教育、人権教育、同和教育をさらに推進するとともに、生涯教育にお ける人権教育、同和教育にも力を入れていく必要があります。
- 同和問題に対して、「人権にかかわる課題だから、社会全体で解決に取り組み、自分も 努力すべきと思う」と前向きな意見がある一方で、「自然になくなる」「成り行きにまか せる」「他の人がやってくれる」「自分とは直接関係ない」と考えている人も多くいます。

○ 身元調査が人権侵害を引き起こし、不正取得につながる事実を知り、本人通知制度が 抑止効果を高める方策として有効であることを更に啓発し、登録者数の増加を促し、人 権侵害を防止するさらなる取り組みが必要です。

- (1)「妙高市総合教育基本計画」に基づく施策を推進します。
- ① 道徳教育及び人権教育、同和教育の充実を図ります。
- ② 現地研修を含む、教職員におけるなお一層の校内研修の充実を図ります。
- ③ 妙高市学校教育における「人権教育、同和教育基本方針」に基づいた人権教育、同 和教育を推進します。
- ④ 全学校での年間最低一授業研究の実践に努めます。
- ⑤ 新潟県同和教育研究協議会や上越地区同和教育研究協議会へ積極的に参加します。
- (2) 市民一人ひとりが、自分自身の課題として同和問題を正しく理解し行動できるよう、 市民に対する講演会や研修会を開催するとともに、広報誌やホームページなどを活用 した情報発信を行い、より多くの市民に対して学習機会を提供していきます。
- (3)人権擁護委員の活動を支援し市民の人権意識の向上を推進するとともに、関係機関や団体等と連携した啓発活動の推進を図ります。
- (4) 市職員が同和問題への理解を深め、自らの職務や地域社会の中で人権啓発の主体的な役割を果たすことができる資質を身に付けるために、市職員に対する人権研修を実施します。
- (5) 定期的に市民の人権に関する意識調査を実施し実態を把握するとともに、市内の人権課題を解決するため、市民や有識者で組織する人権懇話会を毎年開催し、総合的、効果的な人権施策を推進します。
- (6) 身元調査等を目的とした不正な住民票等の請求を防止するため、第三者請求に対する本人通知制度の定着と普及に取り組み、個人情報の保護に努めます。
- (7)公正な採用選考が実施されるよう、ハローワークや商工会議所などと連携し市内事業所等に対して身元調査、本籍や家族の職業照会のための不適切な質問及び書類要請など、就職差別につながる行為をしないよう啓発を推進します。



小学校での同和問題の学習会



人権キャラバン隊との意見交換

6 外国籍住民

【現状】

近年のグローバル化で年々、外国籍住民が増加する中、国籍や民族などの異なる人々が、 互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築きながら地域社会の構成員として共に生き ていけるよう、行政サービスの多言語化や災害対策支援、日本語学習支援などあらゆる取 り組みが進められています。

しかし、未だに特定の国籍の外国人への差別感情を煽(あお)り、排斥する趣旨の言動(ヘイトスピーチ)が公然と行われていることから、2016年(平成28年)6月、「ヘイトスピーチ解消法」が施行され、地方公共団体の責務として国との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めなければならないと明記されました。

国際社会の一員として、歴史認識の課題や文化、生活習慣等の多様性を理解、私たち一人ひとりが、尊重する意識の向上を求められています。

【妙高市の現況】

本市には、2019(平成31)年1月1日現在、外国籍住民は322人が在住しています。国籍別では多い順に、オーストラリア国籍66人、中国籍56人、フィリピン国籍41人、韓国籍・北朝鮮国籍33人、ベトナム国籍30人となっており、年々増加傾向にあります。外国籍住民が地域や職場で共生していくためには、お互いの国について相互に理解することが重要です。本市では、子どもの頃から外国の文化や生活習慣を理解しようと、こども園・保育園に外国籍住民を招いて、ゲームや遊びを通して異文化に接する取り組みを進めています。また、小学校においても外国語活動が行われるようになりました。

また、ボランティア団体と連携しながら、日本語の会話や読み書きに不便をきたしている外国籍住民を対象に日本語教室を開催し、円滑な日常生活が送れるように支援を行っています。さらに近年ますます複雑化している外国人からの相談に対しては、より専門的で幅の広い対応ができるよう相談窓口の体制の充実に取り組んでいます。

【市民意識調査の結果】

「外国籍住民の人権が尊重されていないと感じることがありますか」との設問には、「わからない」と回答する人が 52.3%と最も多く、日頃から外国籍住民と接する機会が少ないことから、関心や意識が低いのではないかと考えられます。また、「尊重されていない」と回答する人は 21.6% で、その理由は「働ける場所が少ない」が 50.0%と最も多く、次いで「地域の人と理解を深める機会が少ない」が 40.7%となっており、「就業の場」、「地域住民との交流の促進」や「外国籍住民による日本文化への理解」が必要と考える人の割合が高くなっています。

【課題】

- 外国籍住民の働ける場所や能力を発揮できる場所が少ないこと、母国語で対応できる 施設、窓口が少ないこと、地域の人とのふれあいや理解を深める機会が少ないことなど の理由により、外国籍住民が孤立してしまう恐れがあります。
- 当市は外国からの観光客を多く迎え入れていることからも、市民一人ひとりが国際感覚を身に付けるとともに外国籍住民が快適な生活を送ることができるよう、日常生活の支援や多言語による市のサービスや必要な書類のパンフレット作製などが必要です。

- (1) 各種行政サービスのうち、重要なサービスから優先的に外国籍住民に対応した説明 の表記等に取り組んでいきます。
- (2)日本語の会話や読み書きの不自由な外国籍住民を対象に日本語教室を開催し、日常生活の支援や文化交流を進めます。
- (3) 学校教育や市民啓発の場で国際理解教育や歴史教育を推進するとともに、子どもの 頃から異文化に親しむ機会を提供することで、外国籍住民への関心と理解を深め国際 感覚の向上を図ります。
- (4) 多様化、複雑化する外国籍住民の相談に対して、より幅広く専門的な対応ができるよう相談窓口の充実を図ります。







ツェルマット村との中学生交流

7 インターネットによる人権侵害

【現状】

スマートフォン、タブレット端末や通信機能付きゲーム機等の利用拡大により、インターネットの利用人口は年々増加しています。それに合わせ、匿名性の高さ、情報発信の容易さから、個人の名誉を侵害したり、差別を助長したりする表現などの課題が発生しています。また、利用者の低年齢化が進み、小・中学生などの利用が増える一方で、誹謗中傷の書き込みなど、子どもが加害者や被害者になり、トラブルに巻き込まれる事案も発生しています。

【妙高市の現況】

PTAや保護者と協力し合い、小・中学生が人と人との直接的なコミュニケーションの 重要性を認識するとともに、情報化社会の意味を理解し、安易に携帯電話等に依存しない よう、関係者間の連携を深める活動を展開しています。

【市民意識調査の結果】

「インターネット上で人権が尊重されていない」と感じている人は 51.0%で、前回調査に比べ 1.0 ポイント減少しています。尊重されていないと感じる具体的な内容としては、「他人の誹謗中傷」が 77.3%と最も多く、次いで「個人情報が流出しやすい」が 57.6%、今回の調査で新たに設問となった「SNS 上で、いじめや仲間はずれにされる被害が発生している」が 54.7%となっており、インターネット上での人権を守るために、「情報発信者の監視・取締りの強化」、「人権侵害に当たる情報の停止・消除」、「規則・罰則の強化」を望む声が多くなっています。

【課題】

- 匿名による書き込みができるインターネットの特性を悪用し、名誉を傷つけたり、プライバシーを侵害したりするなどの課題が起きています。インターネットを正しく使用する情報倫理の習得や、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深めるための教育や啓発活動を進めることが必要です。
- プロバイダ等に対し、有害な情報を発信している者を特定するための情報開示請求だけではなく、ただちに情報の停止・削除を求めることができる環境や被害者を救済するための体制の構築が急務です。

- (1) 情報モラル・マナーを向上するための啓発活動を推進します。
- (2) 学校教育において、情報モラル・マナーの向上を目指した教育を推進します。

- (3) 小・中学生に携帯電話を安易に持たせない活動の推進を引き続き行います。
- (4) インターネット等を介したSNS上での人権侵害に対しては、国などの動向を注視しながら、警察等の関係機関と連携し人権侵害にあたる情報の削除など相談・救済方法の検討を進めていきます。
- (5) インターネット上の人権侵害や差別的表現について、定期的にモニタリングを実施 し、不適切な記事などを発見した場合は、法務局や県などと連携し、プロバイダ等に 対して削除要請を実施します。

8 感染症患者(HIV、ハンセン病等)

【現状】

感染症に関する医療技術の進歩や医療体制の整備が進み、中でもHIV感染症は、感染 経路が特定している上、感染力も弱いことから、正しい知識をもって日常生活を送る限り 感染することはなく、また、新しい治療薬の開発などによって発症を抑えたり、症状を緩 和させることが可能になってきています。

しかしながら、HIV感染症やエボラ出血熱等の感染症は、正しい知識が市民に十分浸透していないのが現状で、患者やその家族に対しての差別や偏見などの問題も起きています。

ハンセン病は、「らい菌」が体内に入り(感染)、引き起こされる(発症)病気で、新薬も次々に開発されて治癒する病気となっていますが、過去には、らい予防法(1907(明治40)年制定)による隔離政策が行われ、1996(平成8)年に廃止されるまで、患者とその家族は多くの差別や偏見を受けてきました。

2001 (平成 13) 年に「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が施行され、ハンセン病課題の全面解決に向けた取り組みが行われていますが、2003 (平成 15) に熊本県の温泉ホテルでハンセン病回復者の宿泊拒否問題が生じるなど、今なお、社会的な偏見や差別が根深く残っていることが明らかとなりました。

国は偏見や差別解消を推進するため、2009 (平成 21) 年に「ハンセン病課題の解決促進に関する法律」を施行するとともに、6月22日を「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」と定めました。さらに2010 (平成22) 年には国連総会において「ハンセン病差別撤廃決議」が採択されるなど、ハンセン病回復者の人権を守る世界的な流れが加速しています。

【市民意識調査の結果】

「HIV等の感染症患者の人権が尊重されていないと感じることがありますか」との問いでは、「わからない」と回答する人が58.0%と半数以上を占めており、身近な問題として捉える機会が少ないためか、関心やそれに対する意識が低いことが伺えます。また、「尊重

されていない」と回答する人は24.7%で、その理由では「誤った悪いうわさ」が89.0%と 突出して高く、次いで「就職や職場で不当な扱い」が40.7%、「結婚課題で反対を受ける」 が36.3%となっています。また、「人権を守るためにはどのようなことが必要か」との問い に対しては、「感染症に対する正しい情報提供」が81.4%と最も多く、次いで「医療機関な どの相談体制」、「感染患者のプライバシー保護」が必要と考える人の割合が高くなってい ます。

【課題】

○ 正確な医療情報のもとに、患者や家族の人権に配慮する必要があります。

【方針】

- (1) 関係機関や学校などと連携し、感染症への正しい知識を普及啓発し、偏見や差別の意識を持たないよう教育活動を推進していきます。
- (2) 関係機関や医療機関などと連携し、専門相談窓口を周知するとともに、感染症患者 やその家族等からの相談内容に応じて適切な専門相談窓口へつなぎます。 また、感染症により障害者手帳を取得された方へは利用可能な福祉サービスを紹介
- (3) 関係機関や学校などと連携して、ハンセン病に対する正しい知識を普及啓発するとともに、偏見や差別の意識をもたないよう教育活動を推進していきます。

9 新潟水俣病被害者

します。

【現状】

水俣病は、メチル水銀化合物に汚染された魚介類を長期間、たくさん食べることによって起きる中毒性の神経系疾患です。発生源は化学工場で、工場排水に含まれていたメチル 水銀が海や川に流れ出し、魚などに蓄積していきました。

水俣病の主な症状としては、手足の感覚障がいをはじめ、運動失調、平衡機能障がい、 求心性視野狭窄、聴力障がいなどが上げられます。最初に水俣病の発生が確認されたのは 1956 (昭和 31) 年で、熊本県南部の水俣湾周辺で発生したことにより「水俣病」という病 名が付けられました。

新潟県では1965 (昭和40) 年に、県北を流れる阿賀野川流域で発生が確認されました。 病状は、中枢神経が麻痺することから日常動作に大きな影響を及ぼすだけではなく、言 語障がいや手足の震え、奇異な行動を取るなど、様々な症状が現れました。発生当初は、 その原因が不明であったことから「伝染病」や「タタリ」などと誤解され、被害者やその 家族は周囲からの心無い差別や偏見により、精神的にも苦しみを受けました。

【市民意識調査の結果】

「患者の人権が尊重されていないと感じることがありますか」との設問には、「わからない」と回答する人が 53.8%と半数を超え、発生から期間が経過していることなどから、同じ県内で起きた公害病に対する意識が低い状態にあることが伺えます。また、「尊重されていない」と回答する人の割合は 24.0%となっており、患者の人権を守るためには、「正しい情報提供」が必要との回答が 67.4%と最も多く、次いで「医療機関などでの相談体制」、「教育と啓発活動の推進」となっています。

【課題】

- 新潟県固有の公害による健康被害を受けた方が、差別や偏見の対象として、二重の苦 しみを受けていることから、市民への正しい情報提供が必要となっています。
- 同様な公害の未然防止に向け、企業に対する指導や助言が必要となっています。

【方針】

- (1) 県や関係機関と連携し、県内における身近な人権課題として、新潟水俣病への正しい認識と理解が深められるよう、継続的に情報提供や啓発活動を行います。
- (2) 児童・生徒が新潟水俣病や公害に対して正しい知識・理解を得ることができるよう 学校教育を推進します。
- (3) 同様な災害や被害が二度と起こらないよう、公害の未然防止のため、関係機関とともに地元企業に対して適切な指導や助言を行います。

10 北朝鮮による拉致被害者

【現状】

北朝鮮による拉致問題は、本県の県民を巻き込んだ重大な人権侵害です。

2002 (平成 14) 年に北朝鮮政府は公式に拉致を認め、5人の拉致被害者の帰国が実現しました。2006 (平成 18) 年には「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国や地方公共団体が国民世論の啓発を図るよう努めることにし、12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定めています。

しかし、拉致被害者と推定されている失踪者の数や正確な情報はなく、まだ多数の被害者の帰国や安否確認が進展していません。2014 (平成 26) 年には、北朝鮮が拉致被害者を含むすべての日本人行方不明者の全面的な再調査を日朝協議により合意され、同年7月に北朝鮮当局による再調査が行われました。しかし、翌年以降も被害者帰国はおろか再調査の結果報告すらなく、被害者の帰国や救済に向けて国の毅然とした対応が求められます。

本市に拉致被害者はいませんが、事件の早期解決のためには国民をあげて拉致事件への正しい理解や問題意識をもち続けることが必要です。

【市民意識調査の結果】

「拉致被害者やその家族の人権が尊重されていない」と感じている人の割合は 36.2%である一方で「わからない」と回答する人が 37.7%となっています。拉致被害者やその家族の人権を守るためには、「政府による早期解決」が 66.7%、次いで「正しい情報提供」が 55.7%、次いで「拉致被害者やその家族が相談できる体制を整備する」となっています。

【課題】

- 重大な人権侵害事件で問題が長期化していることから、早期解決に向けて問題が風化 しないよう啓発が必要です。
- 拉致問題の正しい情報による理解のもと、国際社会をあげて早期解決に取り組んでいくことが必要です。
- 拉致事件は、北朝鮮による国家的な人権侵害であることは明白ですが、日本で暮らす 北朝鮮国籍の人たち一人ひとりとは関係がありません。拉致事件を理由に北朝鮮国籍の 人たちが差別を受けることは、あってはならない人権侵害です。

【方針】

- (1) 国や県が発行するパンフレット等を活用し拉致問題の情報提供を行います。
- (2) 北朝鮮国籍の人たちが言われのない差別を受けないよう啓発活動を行います。

11 性同一性障がいや性的少数者(性的マイノリティ)

【現状】

性同一性障がいとは、生物学的な性と本人が自覚する人格的な性との食い違いによって 精神的な苦痛を感じ、正常であっても人格的には別の性との認識をもつ状態をいいますが、 現代では、医学的にも固有の人格であり個性であると判断されています。また、2003(平 成 15)年7月には「性同一性障害の性別の取り扱いの特例に関する法律」が成立し、性同 一性障がいの人々の人権を守る姿勢が整いつつあります。

【課題】

○性同一性障がいや性的指向を理由とする誤解や偏見によるいじめや差別の対象となるなど、精神的な苦痛をしいられており、様々な課題に直面しています。

- (1) 正しい理解を深め、性同一性障がいの人々に対する偏見や差別をなくすよう、啓発活動を推進します。
- (2) 精神的な苦痛を和らげることができるよう相談業務の充実を図ります。

12 その他様々な人権課題

(1)環境と人権

人々は、暮らしの便利さや豊かさも求めるあまり、様々な公害や乱開発による自然破壊を引き起こしてきましたが、生活環境や自然環境の破壊の未然防止は、将来の生命と健康を守るうえでも大変重要なことです。

環境問題は、大量生産・大量消費・大量廃棄というライフスタイルや社会経済システム そのものが原因となって発生し、その問題が拡大してきました。そして、地球温暖化課題 や化学物質問題などは、地球的規模で未来に影響を及ぼす重大な問題としてその対策が急 務となっています。

かけがえのない地球の環境を守り、互いの生命と生活を守るためには、環境問題は重要な人権問題であるとの認識に立って、新しい社会経済システムの構築や一人ひとりの価値観・生活スタイルの転換を求めていきます。

(2) アイヌの人々の人権

1997 (平成 9) 年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」(以下、「アイヌ文化振興法」という。) が施行され、アイヌの独自の伝統文化を継承し、普及を図るための施策を推進することになりました。

2019 (令和元) 年に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(以下、「アイヌ新法」という。)が成立し、「アイヌ文化振興法」が廃止されました。これは、「アイヌ文化振興法」制定以降、2007 (平成19)年に、国際連合総会において「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択され、2008 (平成20)年には、衆参両院において「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択、この国会決議を受け、政府は「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」を設置しました。この懇談会は2009 (平成21)年に報告書を提出、それを受けて同年内閣府は「アイヌ政策推進会議」を発足させ、新たなアイヌ政策展開について検討してきました。その結果、2019 (令和元)年通常国会において「アイヌ新法」案が提出され、成立しました。

一方、過去のアイヌ文化の排除施策の影響もあり、アイヌの人々への理解不足や偏見が 生まれ、差別が依然として残っています。アイヌの人々の人権が尊重される社会を実現す るためには、アイヌ民族の歴史や文化への理解を促進する必要があります。学校において、 アイヌ文化への正しい理解と認識を深める歴史教育を推進します。

(3) 刑を終えて出所した人の人権

刑を終えて出所した人やその家族に対し、社会の偏見は根強くあるものと推定できます。 そのため、社会復帰を目指す本人や家族への噂や冷たい視線が更生への意欲の妨げになっ ています。

就労支援などに加えて地域社会で温かく見守ることが、社会復帰の手助けとなることから、刑を終えて出所した人への差別や偏見をもたないよう啓発活動を推進します。

(4) ホームレスの人々の人権

ホームレスとは、何かしらの理由で住居を失い、あるいは住居から離れ、公園や道路、駅舎などで生活を営んでいる人たちです。本市には該当する生活者はいませんが、各地でそうした人たちへ嫌がらせや暴行を加え、最悪な事態では死に至らしめる事件も発生しています。

身なりや生活実態を見て人権を侵害する行動に発展していると思われますが、どのような理由があろうとも、一人ひとりの人権は守らなければなりません。弱い立場にある人々への偏見や差別意識をもたないよう啓発活動を推進します。

(5) 犯罪被害者やその家族の人権

犯罪被害者やその家族は、生命や財産を奪われ、傷害を受けるなどの直接的な被害を 受けるだけではなく、プライバシーの侵害などで精神的被害を受けることが多々あります。 犯罪被害が大きいほど、捜査や裁判での精神的・経済的負担や、マスコミによる過剰な取 材や報道、インターネットの普及などにより、平穏な私生活の侵害などが大きくなる恐れ があります。また、地域社会での噂話なども大きな精神的苦痛になりがちです。そのため、 被害者の実名公表に対して賛否両論があります。

大切なのは、実名公表がなされても、私たち一人一人の態度や、犯罪被害者やその家族が、被害に遭う前の平穏な暮らしに戻るために、地域社会が温かく見守る体制作りに努めます。

(6) その他様々な人権

人権課題は常に具体的であり、時代や社会の変化の中で新たに生じてきています。差別者はそれぞれ人の状況を差別の原因として結び付けて、嫌がらせや妨害行為等を行い、差別を生み出しています。差別は差別される人に問題があるから存在するのではなく、好むと好まざるとにかかわらず、差別的な意識をもって差別する人がいるからこそ存在するものであることを忘れてはなりません。一人ひとりがかけがえのない社会の構成員であることを認識し、今後どのような場面に直面しても、いかなる人に対しても偏見や差別意識をもたないよう、人権に配慮する必要があります。また、具体的な差別事象に直面したときには勇気をもってそれを正していけるよう、人権尊重の精神を培わなければなりません。そのため、人権に関する教育や啓発活動を推進します。

第4章 基本計画の推進に向けて

第1節 庁内推進体制の充実

本計画の推進にあたっては、総合的、効果的に人権施策を推進していくことを目的に「妙高市人権懇話会」による議論、検討を行い、市民一人ひとりが鋭い人権感覚を身につけ、 日常生活を送ることができる社会の実現を目指します。

個別分野の人権課題については、本計画が示す基本的な方針のもと、関連する庁内各課の連携を強化し、各分野の計画や施策が人権尊重の視点から取り組まれるよう調整を進めます。

また、幅広い施策で市民の人権意識の向上が推進されるよう努めるとともに、他人を思いやる心、助け合いや譲り合いの心を大切にする「妙高市民の心」推進運動を継続して全市的に進めます。

第2節 関係機関等との連携

市民すべての人権が尊重される社会を構築するためには、市民一人ひとりの人権への理解と行動が大切です。また、国・県・関係機関・学校・企業・地域・人権教育関係団体などとの連携が必要です。

特に、人権全般の教育・啓発活動を行っている人権擁護委員との連携はもとより、教育 や福祉、地域、ボランティア関係団体との相互協力や情報の共有化により、人権課題の早 期解決に努めます。

第3節 基本計画の評価と見直し

本計画は、「第3次妙高市総合計画」にあわせ、2024(令和6)年を目標年次としています。その間、各種人権課題に関係する施策の進捗状況を評価し、必要に応じて本計画の見直しを行います。

その間の推進施策を見極めながら、2024(令和6)年度中に「第4次妙高市人権教育・ 啓発推進基本計画」を策定します。

人権懇話会名簿

選出区分	氏 名	その他の委員等	備 考
女性	山﨑 淳子	男女共同参画推進審議会委員	
子ども	宮腰 トク子	主任児童委員人権擁護委員	
高 齢 者	望月 光子	民生児童委員	
障がい者	内田 正美		社会福祉法人ほっと妙高
教育関係者	江口 克也	斐太北小学校校長	
外国人	鈴木 幸江		日本語ボランティア『あい うえお』スクール
同和問題	渡辺 秀明	新潟県県部落解放同盟上越支 部長	
学識経験者	秋山 正道	新潟産業大学教授	
学識経験者	竹内 十四男		元妙高高原町教育長

I 調査の概要

1 調査の目的

妙高市民が日頃から人権問題に対してどのような意識を持っているのかを把握し、「第2次 妙高市人権教育・啓発推進基本指針」ならびに「妙高市人権教育・啓発推進計画」に反映させ るとともに、今後の人権教育・啓発施策の推進のための基礎資料とする。

2 調査の方法

(1)調査時期

2018 (平成30) 年10月10日~31日

(2)調査対象

妙高市に居住する18歳以上の男女 1,000人を無作為抽出し調査票を発送

(3) 回収状況

回収数 398人 回収率 39.8%

3 集計表、グラフの見方

(1) 全体

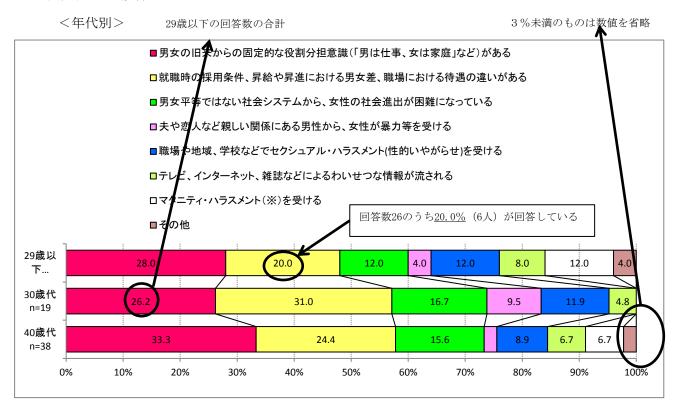
上段に今回調査(2018年)、下段に前回調査(2013年)を配置し、全体の傾向と2回の調査における意識の推移などを確認する。

例) 間10を抜粋 回答者の割合 上段はこの項目への今回の回答数 上段は今回この問10に回答した人数 (回答数÷人数×100) 下段はこの項目への前回の回答数 K 下段は前回この問10に回答した人数 $92 \div 162 \times 100 = 56.8\%$ 上段:H30 n=162 <全体> 回答数 下段: H25 就職時の採用条件、昇給や昇進における男女差、職場におけ 56.8 る待遇の違いがある 112 62.2 男女の旧来からの固定的な役割分担意識(「男は仕事、女は 56.2 家庭」など)がある 112 62.2 上段は<u>今回</u>の回答数の合計 **←** 下段は<u>前回</u>の回答数の合計 **←** 356 405

(2) 年代別

今回調査を基本10歳刻みの年代別に掲載。29歳以下、30歳代、40歳代…70歳代、80歳以上とし、年代層ごとに回答割合を示し、年代別の意識を確認する。

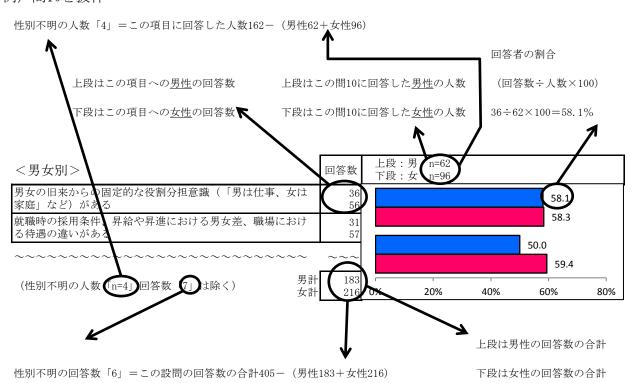
例) 問10を抜粋



(3) 男女別

今回調査を男性と女性に分け、男女間の意識の差異を確認する。

例) 間10を抜粋



4 コメント欄の表記方法等

コメントは「全体」「年代別」「男女別」「結果分析」として、極力、数値を基本として 表記した。

(1) 全体

- ・多いものを中心に○○%で記述した。
- ・上記が同じ設問の中にたくさんある場合は、代表的なもののみとした。

(2) 年代別

- ・年代ごとで、多い傾向のあるものについて○○%で表し「○○は○○%を超え、高い割合となっている」などと記述した。
- ・年代別の比較で、違いが見られるものについて「○○歳代は○○で多い」などと記述した。

(3) 男女別

- ・男性と女性の間で特別違いのあるものを拾い、「○○は男性が女性を ○○ポイント 上回っている」などと記述した。
- ・複数の項目に渡る場合は、「○○ポイント上回っている」ではなく、「大幅に上回っている」などと記述した。

(4) 結果分析

- ・アンケートから読み取れる傾向を記した。
- ・今後の施策をどのように進めていくことが望ましいか記した。

(参考) 2013 (平成25) 年度調査

調査期間

2013 (平成25) 年10月10日~31日

調查対象

妙高市に居住する18歳以上の男女 1,000人を無作為抽出し調査票を発送

回収状況

回収数 442人 回収率 44.2%

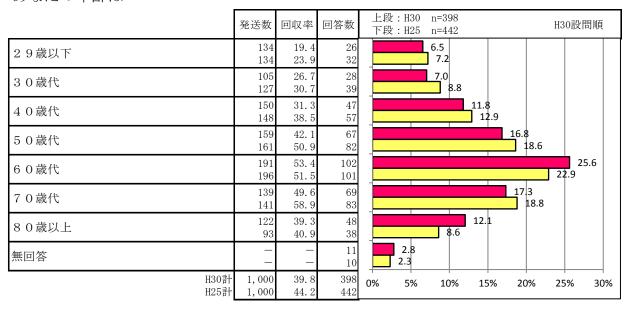
Ⅱ 調査結果と分析

あなたご自身のことについて伺います

あなたの性別は

	発送数	回収率	回答数	上段: H30 n=398 下段: H25 n=442 H30設問順
男性	481 493			43.7 45.7
女性	519 507		212 225	53.3 50.9
その他			0 -	
無回答	1 1	1 1	12 15	3.0
H30計 H25計			398 442	0% 10% 20% 30% 40% 50% 60%

あなたの年齢は



あなたのお住いの地域は

	発送数	回収率	回答数	上段: H30 n=398 下段: H25 n=442	H30設問順
新井地域	737 729	36. 9 41. 8			68.3 69.0
妙高高原地域	145 145			14.3 14.7	
妙高地域	118 126		53 62	13.3 14.0	
無回答		_	16 10	4.0	
H30計 H25計	1,000 1,000		398 442	0% 20% 40% 60	% 80%

・回収率は、わずかではあるが前回調査を下回っている。

≪男女別≫

・ 前回調査同様、回収率は女性が男性を上回っている。

≪年代別≫

- ・50~70歳代の回収率が比較的高い割合となっている。
- ・30歳代以下は、他の年代に比較し回収率が低くなっている。

≪地域別≫

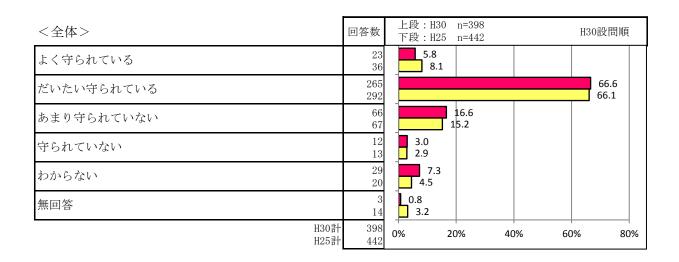
・ 妙高高原地域の回収率がほぼ平均で、新井地域が低くなっており、妙高地域が高くなって いる。

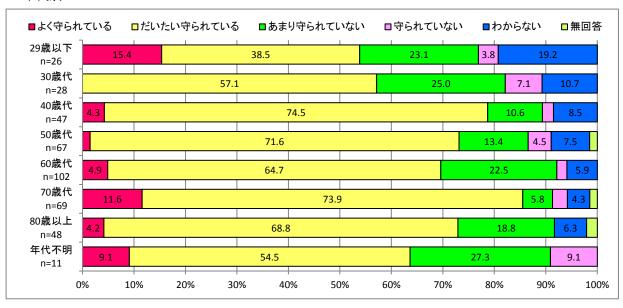
≪結果分析≫

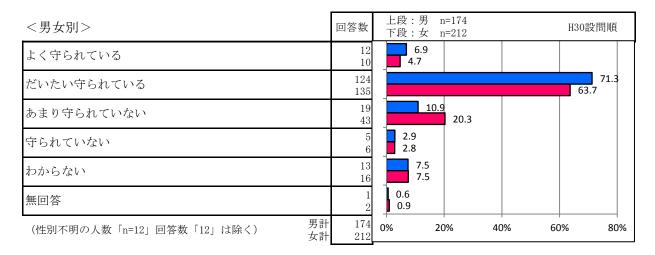
・50~70歳代の回答数が多いことから、年齢の高い人の意識が色濃く反映されている。

1 人権全般についておたずねします

問1 あなたは、日本全体や現在の人々の生活状況などを見て、<u>基本的人権が守られていると思いますか</u>。ひとつだけ○をつけてください。







・ 前回調査に比べ、「守られている」が 1.8ポイント低下し、「守られていない」が1.5ポイント高くなっている。

≪年代別≫

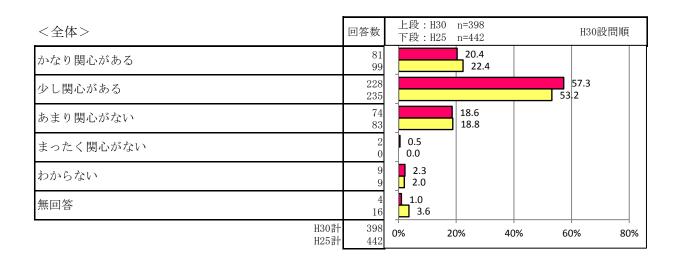
- ・「守られている」「だいたい守られている」は40・50・70歳代及び80歳以上で70%を超え、他の年代に比べ高い割合となっている。
- ・「守られていない」「あまり守られていない」は30歳代で32.1%、60歳代で24.5%と他の 年代に比べ高い割合となっている。

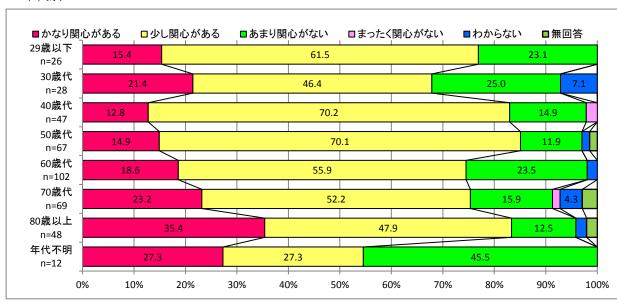
≪男女別≫

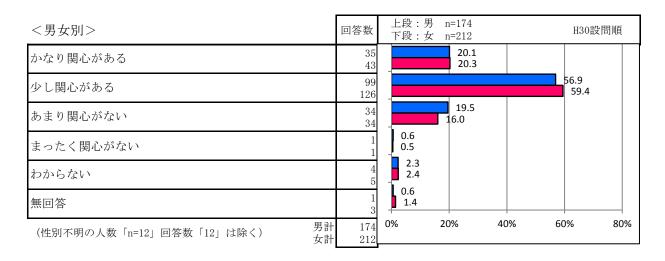
・「守られている」は男性が女性を9.8ポイント上回っている。

- ・前回と比較すると、数値的に大きな変化は見られないが、「守られている」が低くなって ・おり、「守られていない」が高くなっていることから、依然として人権を取り巻く状況は 改善されていないものと思われる。
- 3割弱の人が「守られていない」と答えていることから、引き続き、基本的人権を守るための啓発活動を推進していく必要がある。

問2 人間はみんな幸せに生きていく権利をもっています。あなたは、<u>人権や差別の問題に関心をもっていますか</u>。ひとつだけ○をつけてください。







- ・「関心がある」が77.7%、「関心がない」が19.1%となっている。
- ・ 前回調査に比べ、「関心がある」が 2.7ポイント高くなっており、「関心がない」 が0.3 ポイント低くなっている。

≪年代別≫

・40・50歳代及び80歳以上では80%以上の割合で「関心がある」と答えており、非常に高い割合を示している。「かなり関心がある」割合は、80歳代以上が最も高くなっている。

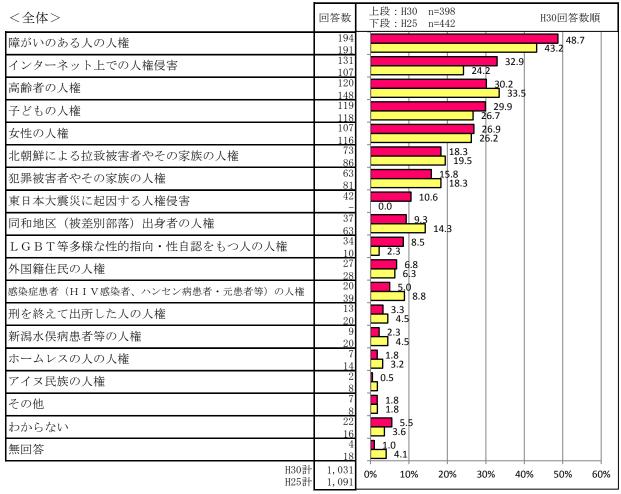
≪男女別≫

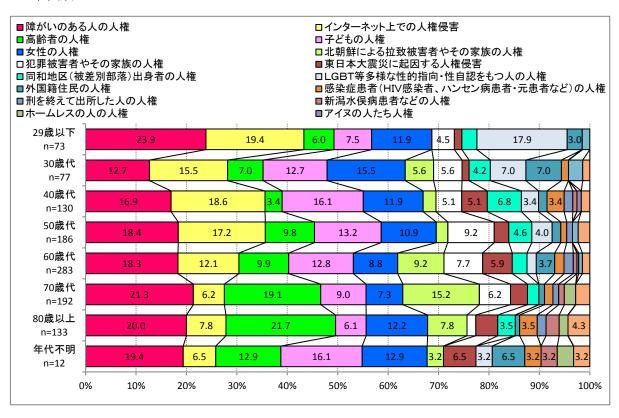
・ 男性に比べ女性が2.7ポイント関心が高くなっている。

≪結果分析≫

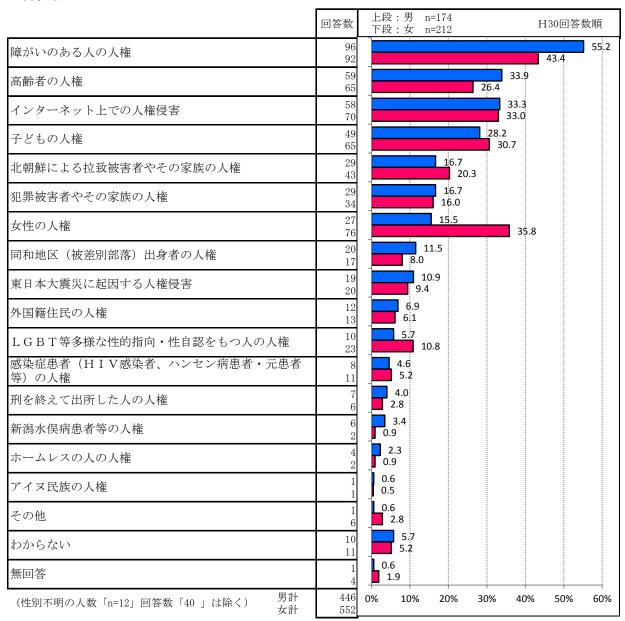
・ 前回調査に比べ、人権や差別に対する関心が徐々に高まりつつあることから、引き続き、 基本的人権の尊重についての啓発活動を推進していく必要がある。

問3 日本の社会には基本的人権にかかわる問題がいろいろありますが、あなたは**関心 があるとすればどのような問題ですか**。3つ以内で〇をつけてください。





<男女別>



- ・「障がいのある人」が48.7%、「インターネット」が32.9%、「高齢者」が30.2%、「子 ども」が29.9%、「女性」が26.9%の順となっている。
- ・前回調査に比べ、「インターネット」が 8.7ポイント、「LGBTなどの性的少数者」が 6.2ポイント、「障がいのある人」が5.5ポイント高くなっているが、「同和地区出身者」 が5ポイント低くなっている。

≪年代別≫

- ・いずれの年代でも「障がいのある人」への関心が高くなっている。
- 29歳以下は「インターネット」「LGBTなどの性的少数者」への関心が高くなっている。
- ・70歳代以上は「高齢者」への関心が高くなっている。

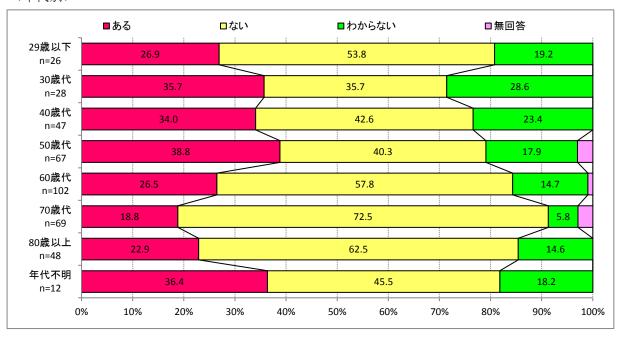
≪男女別≫

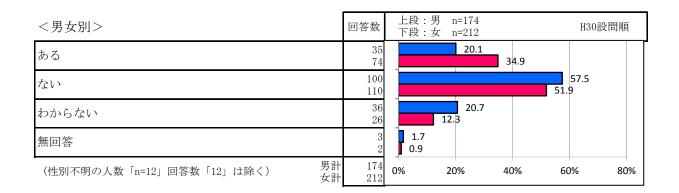
「女性」への関心は、男性に比べ女性の方が大幅に高くなっている。

- 引き続き、社会的に弱い立場におかれがちな「障がいのある人」「高齢者」「子ども」、 に対する人権施策の展開が必要である。
- ・「インターネット上での人権侵害」が社会的にも大きな問題となっていることから、関心が高くなっているものと考えられる。これらを深刻な人権問題として捉え、ネットモラル教育、啓発活動を推進するとともに、被害防止のための早急な対策が必要である。
- ・新たに「LGBTなどの性的少数者」に対する理解を深めるための啓発活動と相談できる 体制づくりに取り組む必要である。

問4 あなたは、今までに、**自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか**。ひと っだけ○をつけてください。







・ 全体の28.6%が、人権侵害の経験が「ある」と答えている。

≪年代別≫

- ・30・40・50歳代は「ある」が30%以上となっている
- ・29歳以下及び60歳代以上は「ない」が50%以上となっている。

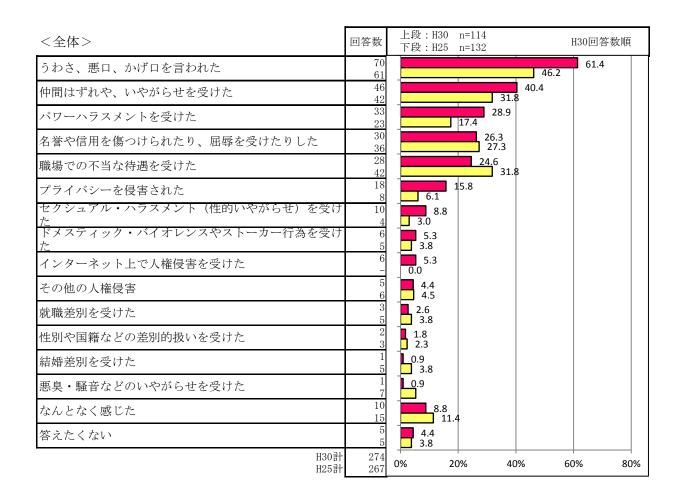
≪男女別≫

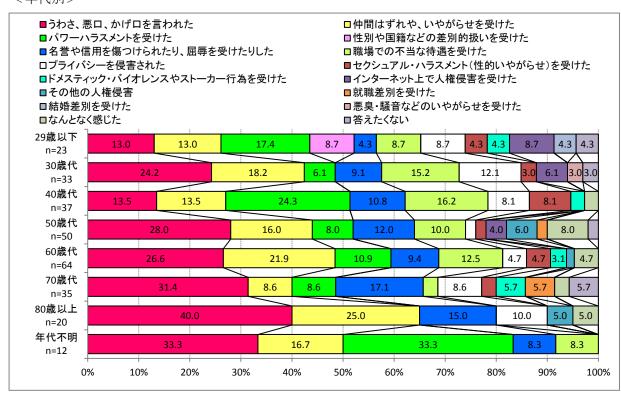
- ・ 「ある」は女性が男性を 14.8ポイント上回っている。
- ・「ない」は男性が女性を5.6ポイント上回っている。

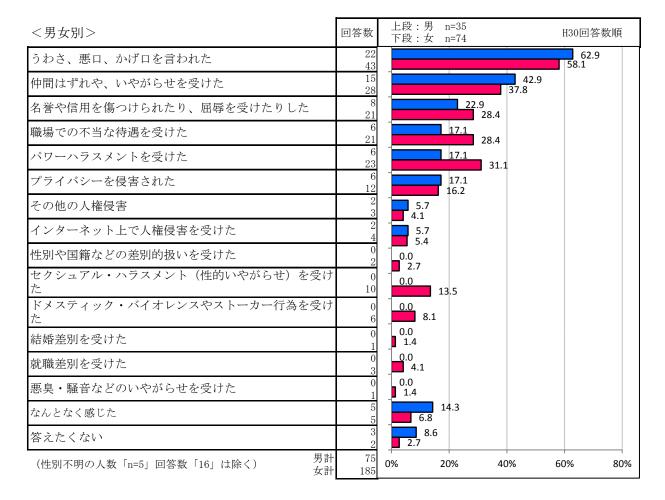
≪結果分析≫

約3割が人権侵害の経験があると答えており、引き続き、人権意識を高めるための啓発活動を推進するとともに、公的な相談窓口の活用について周知していく必要がある。

問5 **どのようなことで、そう思いましたか**。あてはまるものすべてに〇をつけてください。(問4で「ある」と回答した人のみ)







- 「うわさ、悪口、かげ口」が61.4%、「仲間はずれや、いやがらせ」が40.4%、「パワーハラスメント」が28.9%の順となっている。
- ・前回調査に比べ、「うわさ、悪口、かげ口」が15.2ポイント、「パワーハラスメント」が11.5ポイント、「プライバシー」が9.7ポイント高くなっている。
- 「職場での不当待遇」は7.2ポイント低くなっている。
- ・ 追加項目の「インターネット」は5.3%となっている。

≪年代別≫

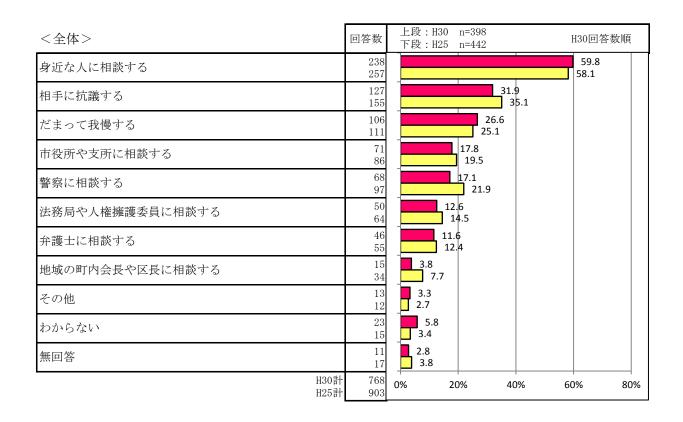
- 「うわさ、悪口、かげ口」は30歳代及び50歳以上の年代で高い割合となっている。
- ・ 「パワーハラスメント」は40歳代で割合が高くなっている。

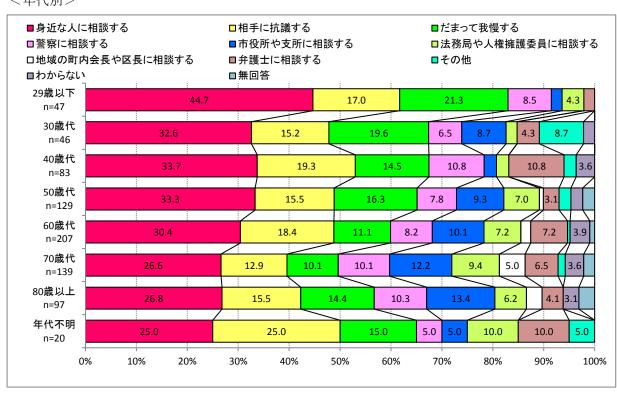
≪男女別≫

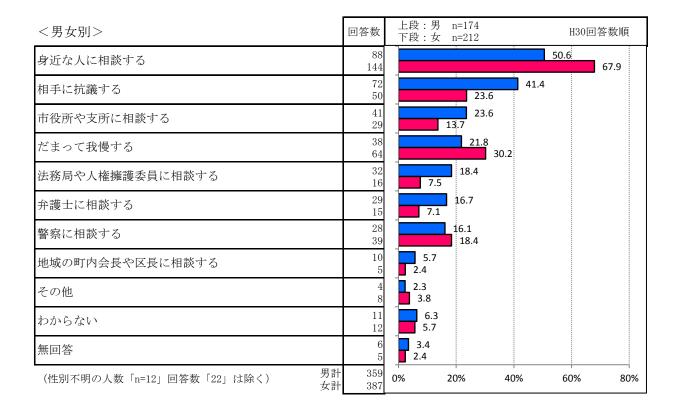
- 「うわさ、悪口、かげ口」「仲間はずれや、いやがらせ」は男性が女性を上回っている。
- 「パワーハラスメント」「セクハラ」は女性が男性を上回っている。

- ・「職場での不当待遇」「パワーハラスメント」は、いずれも職場における人権問題でいずれも2割以上と高い割合になっていることから、職場での人権啓発のための取り組みが必要である。
- 「結婚差別」「就職差別」があると少数ではあるが回答されている。依然として根強い差別意識が残っていることが確認されたことから、引き続き、あらゆる差別の根絶を目指した取り組みを推進していく必要がある。

問 6 もしあなたが、**自分の人権を侵害された場合、どのような対応をしますか**。3つ 以内で○をつけてください。







- 「身近な人に相談」が59.8%、「相手に抗議する」が31.9%と高い割合となっている。
- 「だまって我慢」が26.6%となっており、4分の1は泣き寝入りしている現状であること が確認された。

≪年代別≫

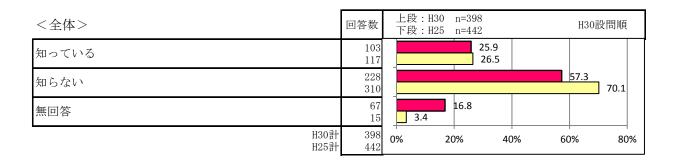
- ・ いずれの年代も「身近な人に相談」が高い割合となっている。
- ・ 「だまって我慢」が29歳以下、30歳代で20%前後と高い割合となっている。

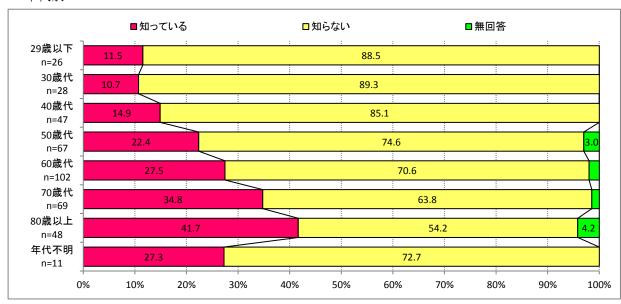
≪男女別≫

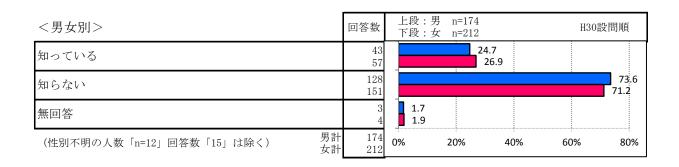
- 「身近な人への相談」が17.3ポイント、「だまって我慢」が8.4ポイント女性が男性を上回っている。
- 「相手に抗議する」は男性が女性を17.8ポイント上回っている。

- ・「だまって我慢する」が26.6%存在している背景の一つに、どのような相談窓口があるのか分からない場合や、プライバシーが守られるのか不安で我慢している人もいると思われる。今後も適切な相談窓口の周知、啓発活動を推進していく必要がある。
- ・ 「市役所や支所へ相談」「警察に相談」「法務局に相談」「弁護士に相談」の順になって おり、いずれも前回と比べて減少していることから、相談窓口体制の充実と行政機関が相 互に情報共有、連携を図っていく必要がある。
- 「町内会長や区長に相談」が前回と比較し、半減しているが、地域においてのつながりの 希薄化がうかがえる。

問7 妙高市では、市民総合相談室を設置し、専任の相談員が、相談者の話を丁寧に伺いな 解決等のアドバイスや専門の相談機関の紹介・行政への取次など、相談者の支援を行います。あなたは、この<u>相談窓口を知っていますか</u>。どちらかに○をつけて ください。







・「知っている」が25.9%、「知らない」が57.3%となっており、相談窓口に対する市民の 認知度は非常に低い状況となっている。

≪年代別≫

- ・ 60歳代以上は「知っている」が25%を超えており、年代が上がるにつれ認知度が上がる 傾向がある。
- ・ 40歳代以下は10%台で認知度が低くなっている。

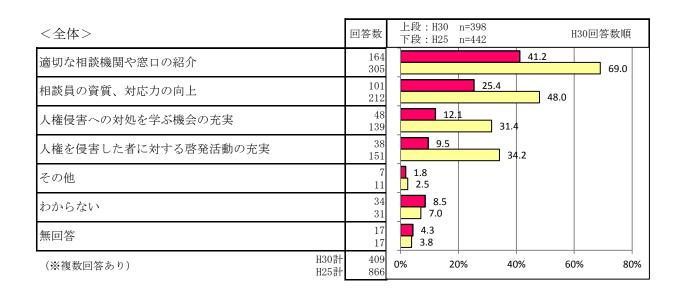
≪男女別≫

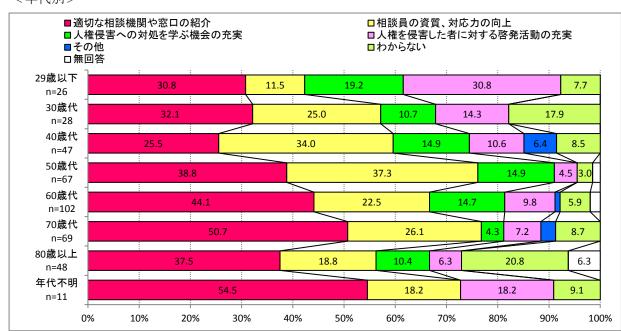
・ 男女に差はなく、認知度は低い状況となっている。

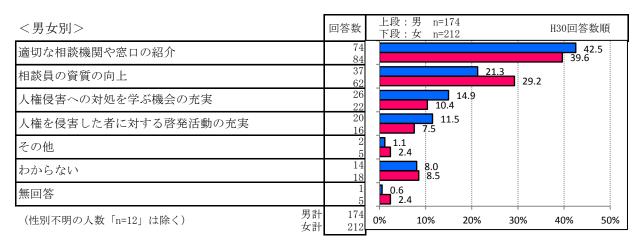
≪結果分析≫

・ 今後、認知度が低いと思われる比較的若い年代層に対して、市の広報等への掲載をはじめ、他の情報媒体、周知方法も含め効果的な啓発活動を推進していく必要がある。

問8 人権侵害に対する相談や支援について、<u>必要なことはどのようなことだと思いま</u> **すか。ひとつだけ**○をつけてください。







- ・「適切な相談機関や窓口」が41.2%となっている。
- ・ 次いで「相談員の資質の向上」が25.4%となっている。

≪年代別≫

- ・70歳代は「適切な相談機関や窓口」が50%以上と高い割合である。
- ・40歳代から50歳代は「相談員の資質の向上」が30%以上となっている。

≪男女別≫

- ・ 「学ぶ機会の充実」は男性が女性を4.5ポイント上回っている。
- ・ 「相談員の資質の向上」は女性が男性を7.9ポイント上回っている。

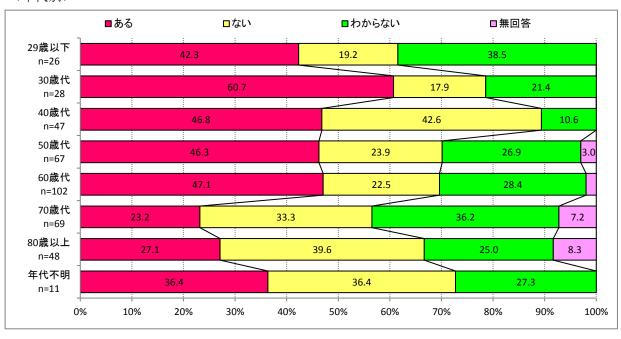
≪結果分析≫

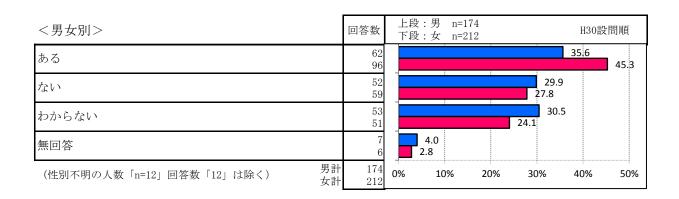
・ 人権侵害に対する支援として、相談窓口体制の充実、強化を図っていく必要がある。

2 女性の人権についておたずねします

問9 あなたは、<u>「女性の人権が尊重されていない」と感じることがありますか</u>。 ひとつだけ○をつけてください。







- 「ある」が40.7%、「ない」が28.9%となっている。
- ・ 前回調査に比べ、「わからない」が4.2ポイント高くなっており、「ない」が3.7ポイント 低くなっている。

≪年代別≫

- ・30歳代で「ある」が60%以上と他の年代に比べて高い割合となっている。
- ・70歳代・80歳以上は「ない」が「ある」を上回っている。

≪男女別≫

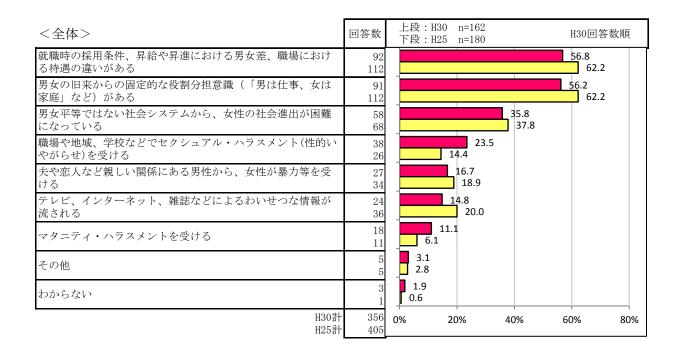
- ・ 「ある」は女性が男性を 9.7ポイント上回っている。
- ・「ない」は男性が女性を2.1ポイント上回っている。

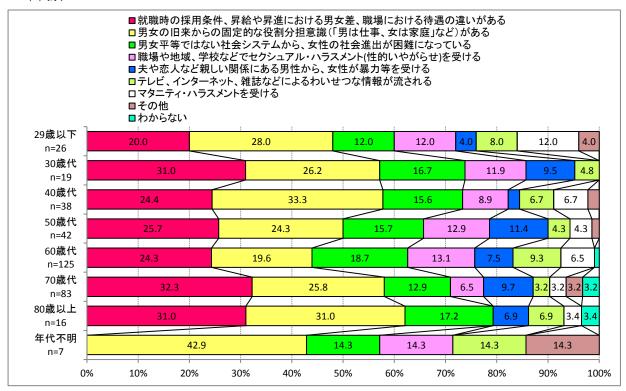
≪結果分析≫

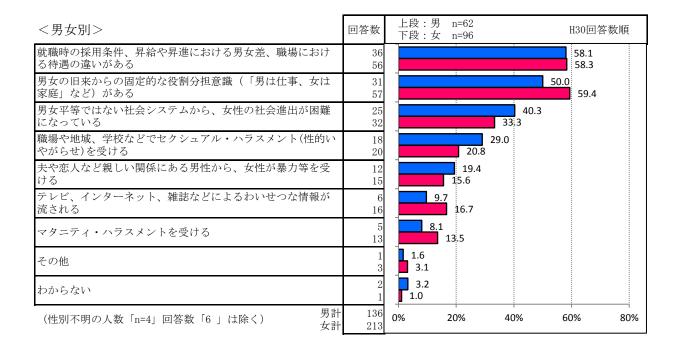
・ 依然として女性の人権が尊重されていないと感じる割合が高くなっており、「男女がとも に歩むパートナープラン」に基づく、男女平等、男女共同参画社会の実現に向けた一層の 取り組みや啓発活動が必要である。

問10 <u>どのようなことで、そう感じますか</u>。3つ以内で○をつけてください。 (問

9で「ある」と回答した人のみ)







- ・ 「就職時の採用条件、待遇の違い」が56.8%、「固定的な役割分担意識」が56.2%と高くなっている。
- ・前回調査に比べ、各項目とも低下傾向にある中で、「セクシュアル・ハラスメント」が9.1ポイント、「マタニティ・ハラスメント」が5ポイント高くなっている。

≪年代別≫

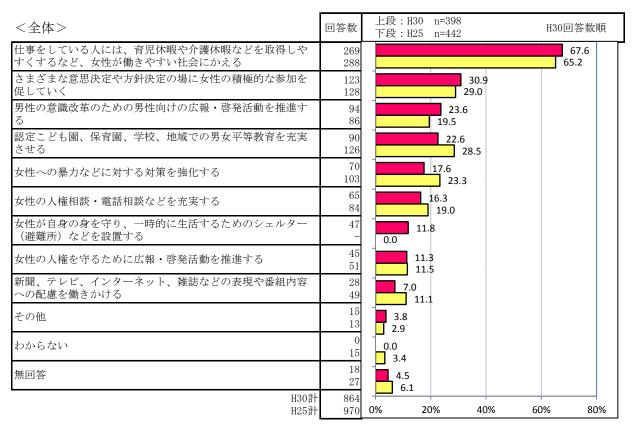
- ・ 「固定的な役割分担意識」が40代・80歳以上で30%以上となっている。
- ・ 「就職時採用条件、待遇の違い」が30歳代・70歳代・80歳以上で30%以上となっている。

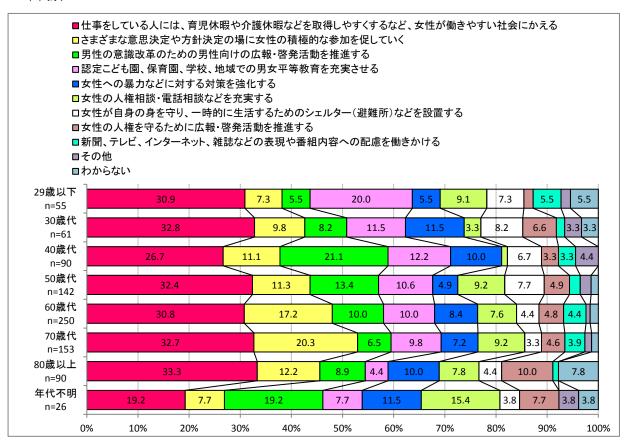
≪男女別≫

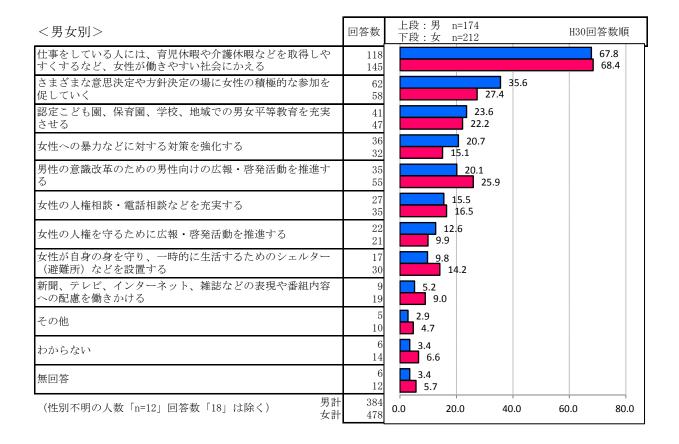
- 「就職時採用条件、待遇の違い」は男女の割合がほぼ同数となっている。
- 「固定的な役割分担意識」が9.4ポイント、「わいせつな情報」が7ポイント女性が男性を 上回っている。
- ・「セクシュアル・ハラスメント」が8.2ポイント、「男女平等ではない社会システム」が7 ポイント男性が女性を上回っている。

- ・ 男女共同参画社会を着実に進展させるためには、これまで以上に男女ともに固定的な役割 分担意識の変革、社会システムの変革を強く求めていることがわかる。
- ・セクシャルハラスメントやマタニティハラスメントは、人権侵害であり、法律違反や犯罪 ・ 行為となる恐れがあることから、啓発活動と合わせて職場等での被害防止対策に取り組む 必要がある。

問11 女性の人権を守るために、<u>どのようなことが必要だと思いますか</u>。3つ以内で○ をつけてください。







- ・「女性が働きやすい社会にかえる」が67.6%と突出して高い割合となっている。
- ・次いで「意思決定や方針決定の場に女性の積極的な参加」が30.9%、「男性向けの広報・ ・ 啓発活動」が23.6%の順となっている。
- ・ 新規項目の「シェルター(避難所)」は11.8%となっている。

≪年代別≫

- 「女性が働きやすい社会にかえる」が各年代で高い割合となっている。
- 「男女平等教育を充実させる」が29歳以下で高い割合となっている。

≪男女別≫

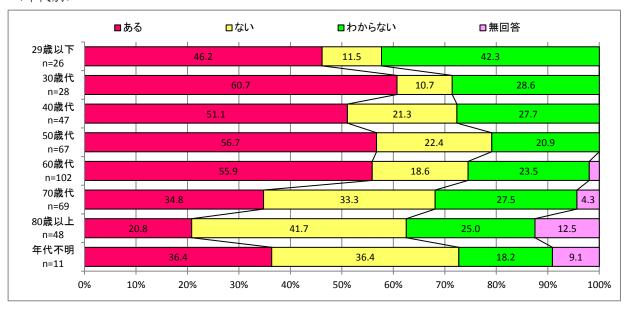
- ・ 「女性が働きやすい社会にかえる」が男女ともに約7割と高い割合となっている。
- ・「女性への暴力などに対する対策を強化」「女性の積極的な参加促進」は男性が女性を5ポイント以上上回っており、「男性向けの広報・啓発活動」は女性が男性を5ポイント以上上回っている。

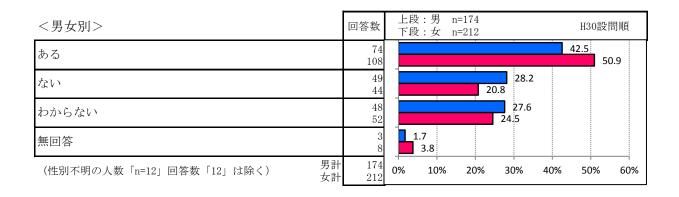
- ・ 若い年代で「女性が働きやすい社会にかえる」を望む声が多く、企業等に対して女性の人権に配慮した働きやすい環境づくりに向けた啓発活動を推進していくが必要である。
- ・ また、女性の参加機会を増やすだけでなく、互いに性差を認め合い能力等に応じて、社会全体として男女が平等に参画できる環境づくりに向けて努力していかなければならない。

3 子どもの人権についておたずねします

問12 あなたは、<u>「子どもの人権が尊重されていない」と感じることがありますか</u>。ひ とつだけ〇をつけてください。







• 「ある」が46.7%、「ない」が24.4%となっており、子どもの人権が尊重されていないと 感じている割合が前回調査より高くなっている。

≪年代別≫

- ・30~60歳代の50%以上が「子どもの人権が尊重されていない」と感じることがあると回答しており、特に30歳代の割合が高くなっている。
- 70歳代以上は「子どもの人権が尊重されていない」と感じている割合が他の年代と比較して低くなっている。

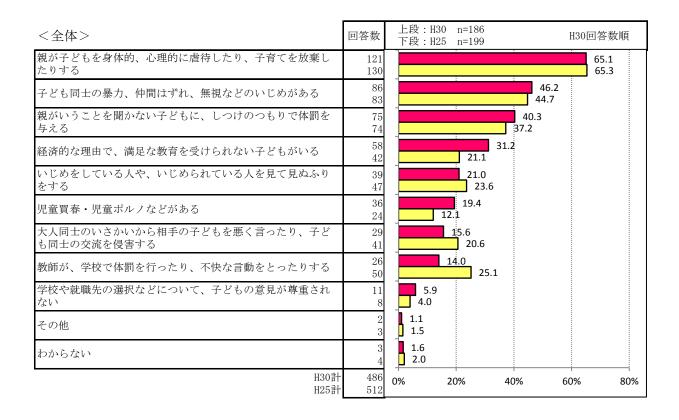
≪男女別≫

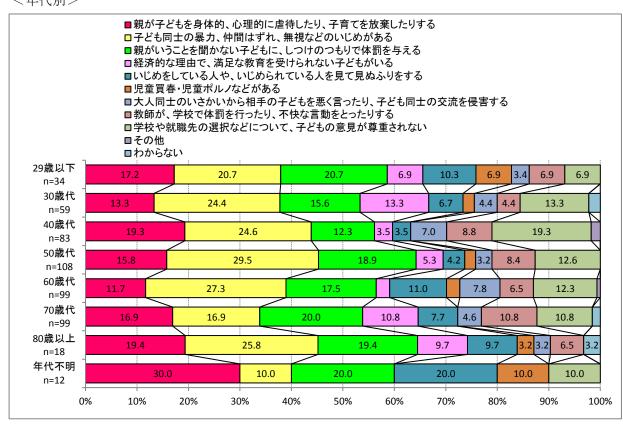
・「子どもの人権が尊重されていない」と感じている割合は女性が男性を8.4ポイント上回っている。

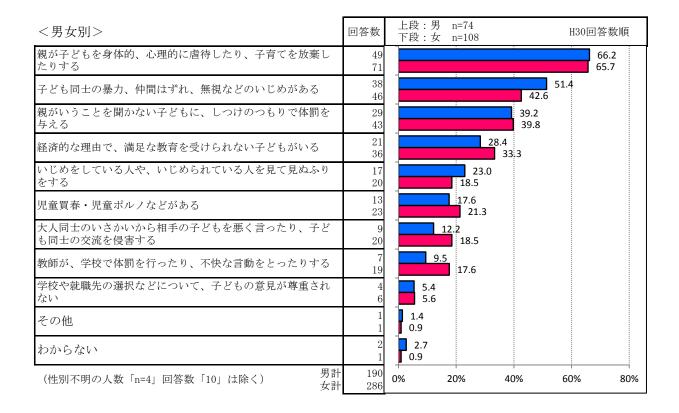
- ・ 親世代や女性は子どもへの関心が高い傾向にあることから、子どもの人権についての関心 も高くなっているものと思われる。
- ・ 「ない」「わからない」が合わせて5割以上あり、子どもの人権を尊重する意識が希薄ではないかと思われることから、引き続き、人権意識の啓発を行っていく必要がある。

問13 <u>どのようなことで、そう感じますか</u>。3つ以内で○をつけてください。 (問

12で「ある」と回答した人のみ)







- ・ 「親が子を虐待」が65.1%と前回同様、突出して高くなっている。
- . 次いで「子ども同士のいじめ」が46.2%、「親がしつけのつもりで体罰」が40.3%の順と . なっている。
- ・前回調査に比べ、「経済的な理由により満足な教育が受けられない」が10.1ポイント、「児童買春・児童ポルノ」が7.3ポイント高くなっており、「教師の体罰」は11.1ポイント低くなっている。

≪年代別≫

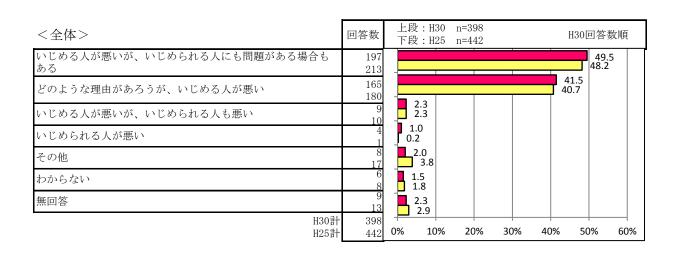
・ 「親がわが子を虐待」は大半の年代で割合が高く、次いで「子ども同士のいじめ」が高くなっている。

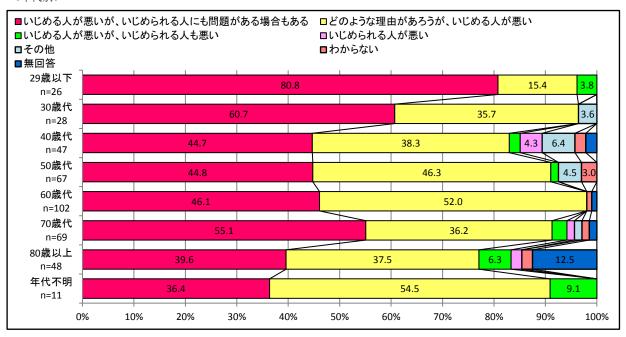
≪男女別≫

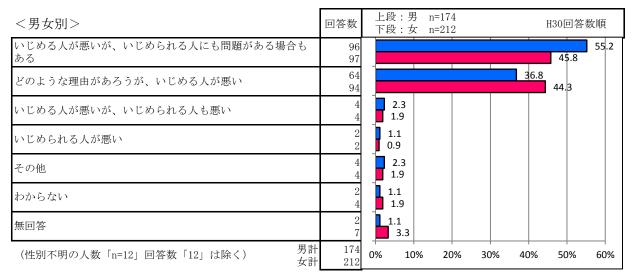
- ・ 「子ども同士のいじめ」は男性が女性を8.8ポイント上回っている。
- ・ 「教師の体罰」は女性が男性を8.1ポイント上回っている。

- ・ 依然として、親からの虐待、子ども同士のいじめなどに対する割合が高くなっている。いずれも子どもが被害者となる重大な人権侵害であることから、家庭、学校での人権教育、 啓発活動を推進するとともに、子どもに関わる関係機関が連携して子どもの権利が保護、 尊重されるよう適切に対応していく必要がある。
- ・「経済的理由により満足な教育が受けられない」の割合が高くなっているのは、貧困にあえぐシングルマザーの状況や親から子、子から孫への貧困の連鎖などに関する報道により認知度、関心度が高まってきたためと考えられる。貧困状況にある母子世帯などの子どもに対する生活、教育等の対策を総合的に推進する必要がある。

問14 あなたは、**いじめの問題についてどのように思いますか**。ひとつだけ〇をつけてください。







・「いじめる人が悪い」が91%となっているが、その半数近くが、「いじめられる側にも問題がある」と思っている。

≪年代別≫

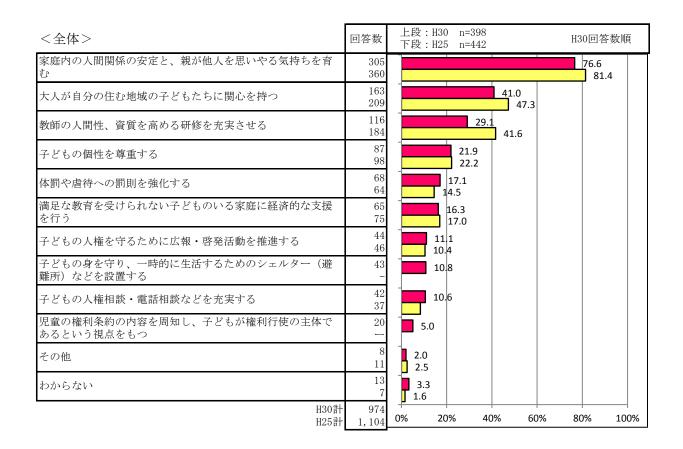
・50・60歳代は「どのような理由があろうが、いじめる人が悪い」が他の年代を上回っている。

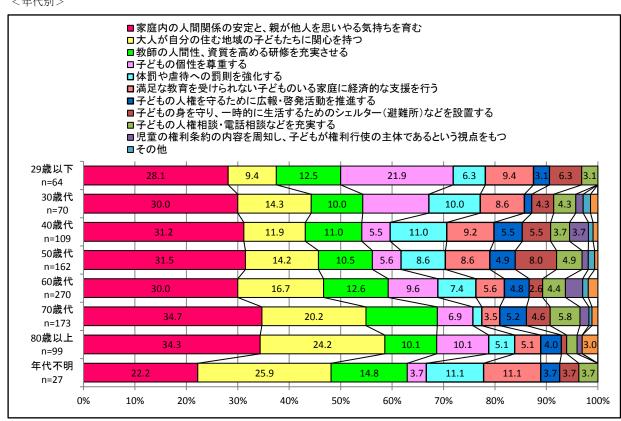
≪男女別≫

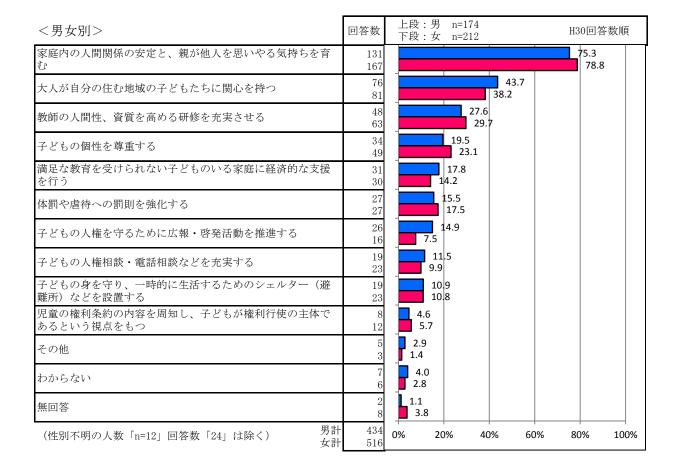
・「どのような理由があろうが、いじめる人が悪い」は女性が男性を7.5ポイント上回っており、「いじめる人が悪いが、いじめられる人にも問題がある」は男性が女性を9.4ポイント上回っている。

- ・ 前回調査に比べ、「どのような理由があろうが、いじめる人が悪い」が高くなっていることはいじめを否定する意識の向上として評価できる。
- 「いじめられる人にも問題がある場合もある」が依然として高い割合であることから、いかなる理由があろうとも「いじめる人が悪い」という意識への転換を目指し、引き続き、啓発活動を推進していく必要がある。

問15 子どもの人権を守るために、<u>どのようなことが必要だと思いますか</u>。3つ以内で のをつけてください。







- ・「家庭内の人間関係の安定」が76.6%と突出して高くなっている。
- ・ 次いで「大人が地域の子どもに関心」が41.0%、「教師の人間性」が29.1%となっている。
- ・前回調査に比べ「教師の人間性」が12.5ポイント、「大人が地域の子どもに関心」が 6.3 ポイント低くなっている。
- ・ 追加項目の「シェルター(避難所)」は10.8%となっている。

≪年代別≫

- ・いずれの年代も「家庭内の人間関係の安定」の割合が高くなっている。
- 「大人が地域の子どもに関心」は年代が高くなるほど高くなっている。

≪男女別≫

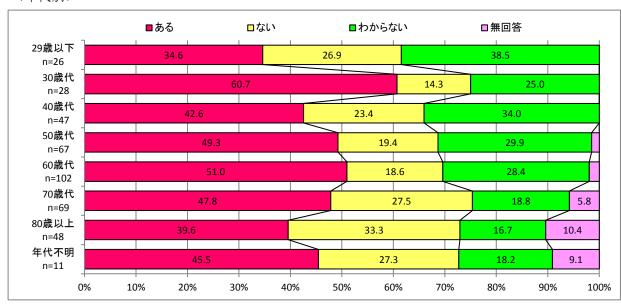
・「大人が地域の子どもに関心」「広報・啓発」は男性が女性を5ポイント以上上回っている。

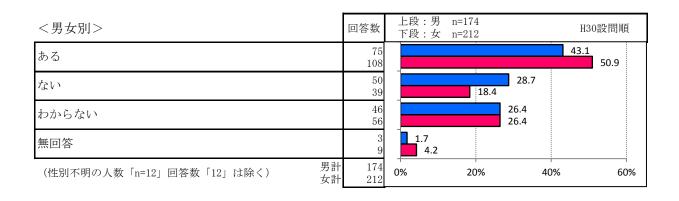
- ・ 必要な対策については、まず家庭、次いで地域、学校の順となっていることから、家庭に おける児童虐待の発生防止や地域での見守り等についての啓発活動を推進していく必要が ある。
- ・ シェルター(避難所等) は母子支援とセットで取り組んでいく必要がある。

4 高齢者の人権についておたずねします

問16 あなたは、<u>「高齢者の人権が尊重されていない」と感じることがありますか</u>。 ひとつだけ○をつけてください。







- 「ある」が47.2%、「ない」が23.1%となっている。
- ・前回調査に比べ、「ない」が4.7ポイント減少している。

≪年代別≫

- ・30歳代で「ある」が60%を超えている。
- ・80歳以上では「ない」が30%以上となっている。

≪男女別≫

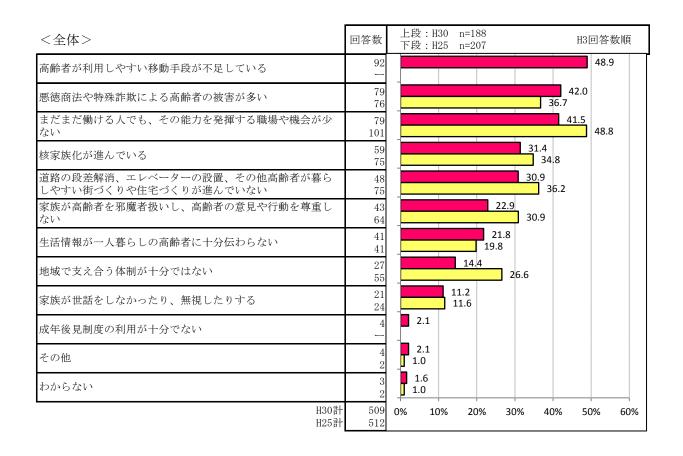
• 「ある」は女性が男性を 7.8ポイント上回っており、「ない」は男性が女性を10.3ポイント上回っている。

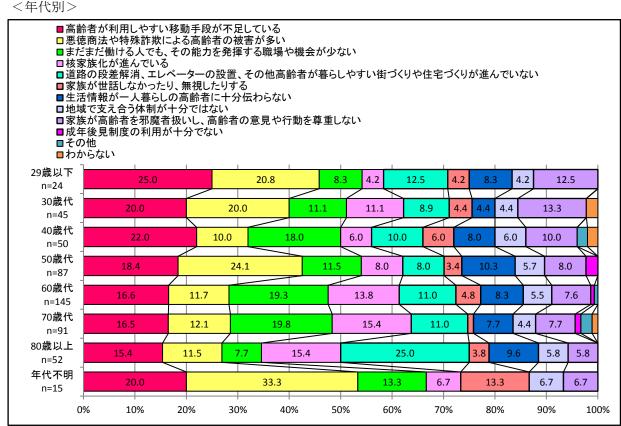
≪結果分析≫

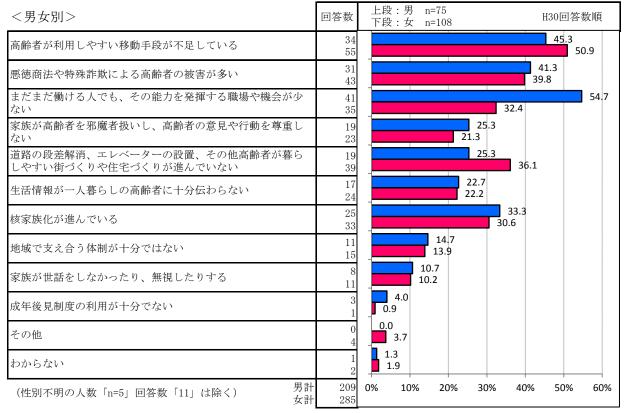
・ 前回調査同様に半数近く「ある」と回答しているため、引き続き、高齢者の人権が尊重されるよう啓発活動を推進していく必要がある。

問17 **どのようなことで、そう感じますか**。3つ以内で○をつけてください。 (間

16で「ある」と回答した人のみ)







- ・「高齢者が利用しやすい移動手段が不足」が48.9%、次いで「悪徳商法による被害」が42.0%、「能力を発揮する職場や機会が少ない」が41.5%の順となっている。
- ・前回調査に比べ、「地域で支えあう体制が十分でない」が12.2ポイント、「家族が高齢者の行動や意見を尊重しない」が8ポイント、「能力を発揮する職場や機会が少ない」が7.3 ポイント低くなっている。

≪年代別≫

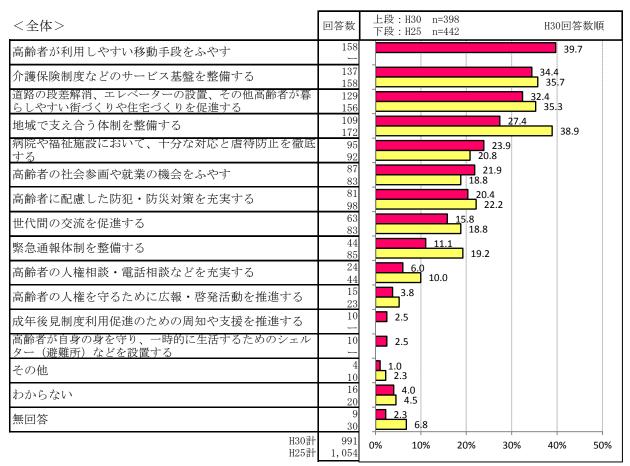
- ・ 40歳代を除く50歳代以下で「悪徳商法や特殊詐欺による被害」が20%を超えて高くなって おり、60歳代以上は10%台と低くなっている。
- ・ 40歳代及び60歳代、70歳代は「能力を発揮する職場や機会が少ない」と感じている人の割合が高くなっている。
- ・ 加齢等で身体機能の低下が見られる80歳以上で「高齢者が暮らしやすい街づくりや住宅づくりが進んでいない」と感じている割合が高くなっている。

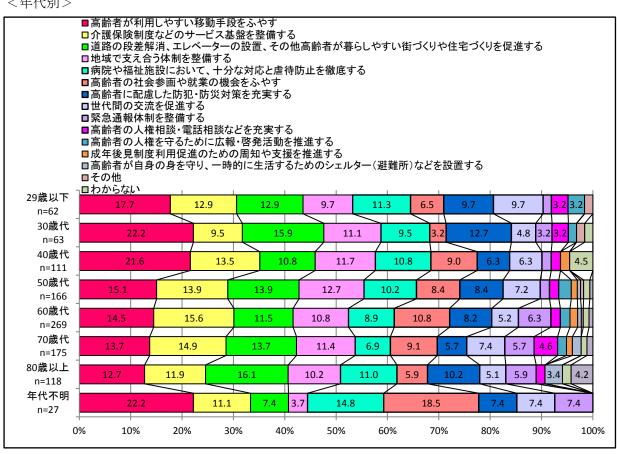
≪男女別≫

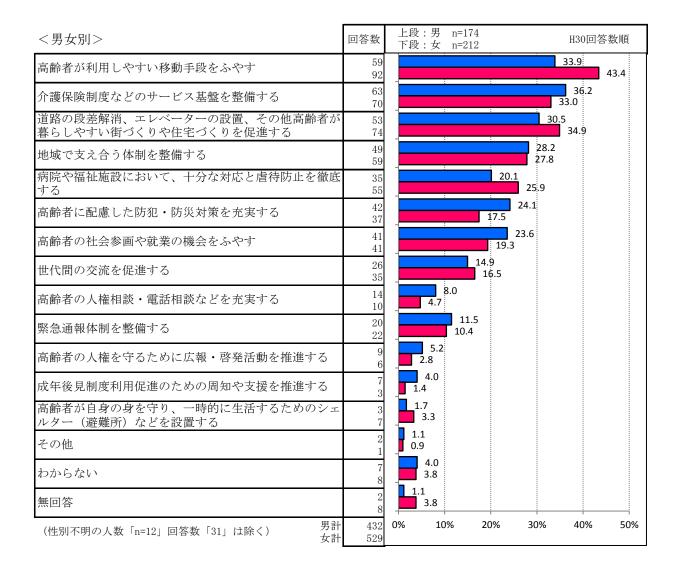
- ・ 男性は「能力を発揮する職場や機会が少ない」がもっとも多く、女性を22.3ポイント上回っている。
- 女性は「高齢者が利用しやすい移動手段が不足」がもっとも高く、男性を5.6ポイント上回っており、「高齢者の暮らしやすい住宅づくり等」も男性より10.8ポイント高くなっている。

- 移動手段についてはどの年代でも不足していると感じている。若い世代では将来への不安を感じていること、高齢者では免許証の返納等、日常生活の中で移動手段の不足を直接感じている人が多いと考えられる。
- ・ 若い世代では「悪徳商法や特殊詐欺による被害」を心配して高齢者の人権が尊重されてい ないと感じている人が多いと考えられる。
- ・ 高齢者では前回よりも回答割合が減っているが、男性を中心に「まだまだ働ける人でも、 その能力を発揮する職場や機会が少ない」ことを感じている人が多いと考えられる。
- ・「地域で支えあう体制が十分でない」や「家族が高齢者の行動や意見を尊重しない」の回答割合が減っていることから、そのことについては一定の成果がでていると考えられる。

問18 高齢者の人権を守るために、<u>ど</u>のようなことが必要だと思いますか。3つ以内で ○をつけてください。







- 「利用しやすい移動手段をふやす」が39.7%、次いで「介護保険制度などのサービス基盤 の整備」が34.4%、「暮らしやすい街づくり」が32.4%の順となっている。
- ・ 前回調査に比べ、「地域で支え合う体制の整備」が11.5ポイント、「緊急通報体制の整備」が8.1ポイント低くなっている。

≪年代別≫

各年代で「利用しやすい移動手段をふやす」の割合が高くなっている。

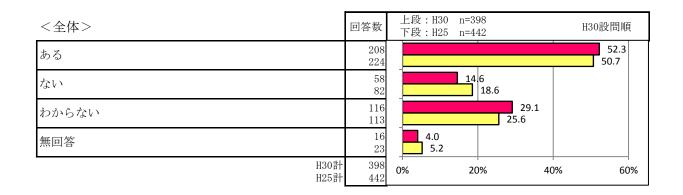
≪男女別≫

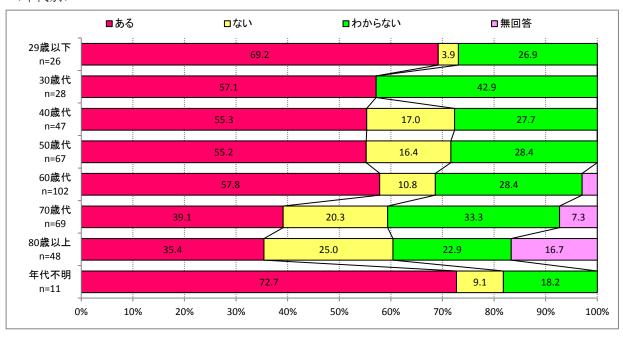
- ・「利用しやすい移動手段をふやす」が9.5ポイント、「十分な対応と虐待防止の徹底」が 5.7ポイント女性が男性を大きく上回っている。
- ・「介護保険制度などのサービス基盤の整備」や「防犯・防災対策の充実」については男性 の方が高くなっている。

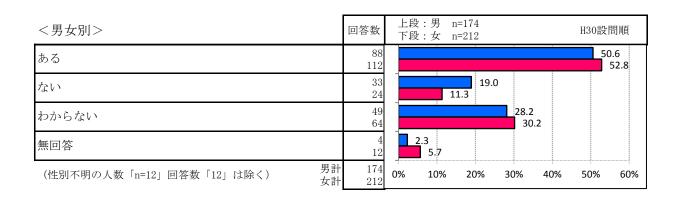
- ・ 「利用しやすい移動手段」や「介護保険制度などのサービス基盤」といったハード面の整備とともに、「病院や福祉施設における十分な対応と虐待防止の徹底」などの高齢者に対する直接的な支援の充実も求められていると考えられる。
- ・「地域で支え合う体制の整備」や「緊急通報体制の整備」の回答割合が前回よりも低くなっていることから、一定の整備が進んだと考えられる。

5 障がいのある人の人権についておたずねします

問19 あなたは、**「障がいのある人の人権が尊重されていない」と感じることがあります** か。ひとつだけ○をつけてください。







・ 「ある」が50%を超えており、前回の調査より1.6%増えている。

≪年代別≫

- ・60歳代以下で「ある」が50%を超えている。
- ・70歳代以上で「ない」が20%を超えている。

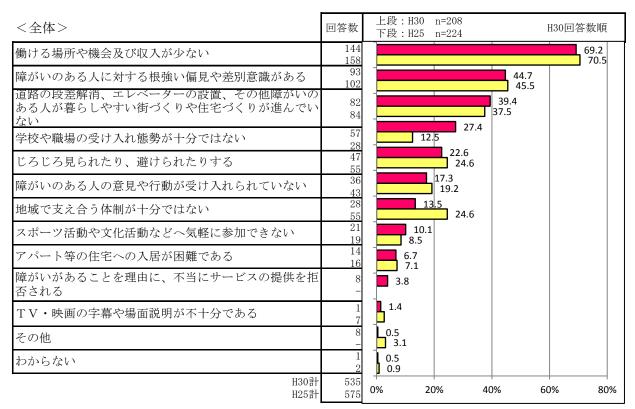
≪男女別≫

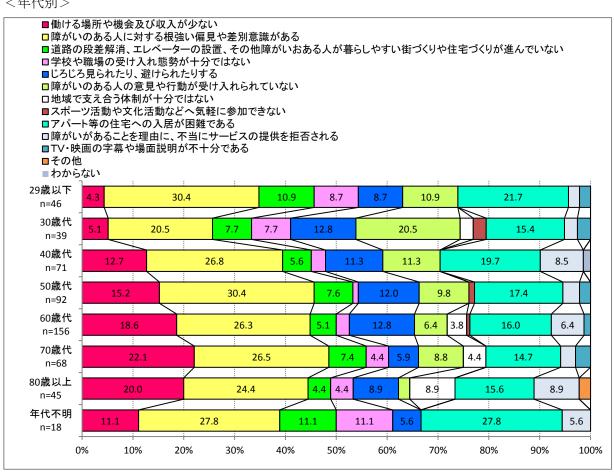
- ・ 男女とも「ある」が50%を超えているは
- ・「ない」は男性が女性を7.7ポイント上回っている。

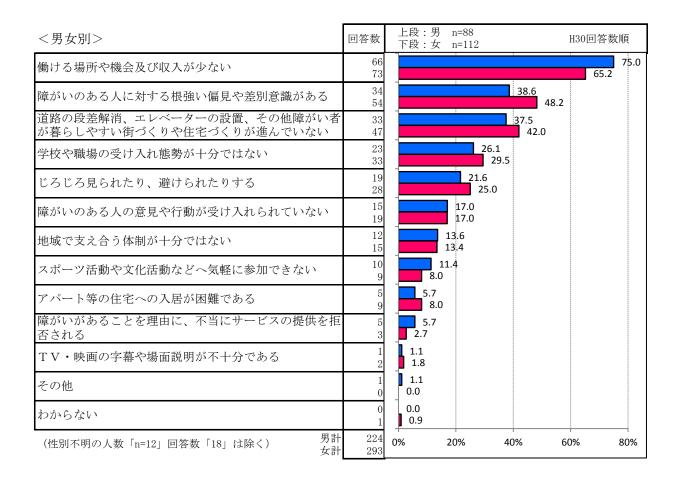
≪結果分析≫

・「ある」が「ない」を37.7ポイント上回っており、前回の調査よりも5.6ポイント増えていることから、より一層障がいのある人の権利を尊重する意識を高める取組が必要である。

問20 **どのようなことで、そう感じますか**。3つ以内で○をつけてください。 (問19で「あ と回答した人のみ)







- ・「働ける場所や機会及び収入」が69.2%と突出して高くなっており、次いで「差別意識」が44.7%、「暮らしやすい街づくりが進んでいない」が39.4%の順となっている。
- ・ 前回調査に比べ、「学校や職場での受け入れ態勢が十分でない」が14.9ポイント高くなっているが、「地域で支え合う体制が十分でない」が11.4ポイント低くなっている。

≪年代別≫

- 各年代で「働ける場所や機会及び収入」が高くなっている。
- ・「根強い偏見や差別意識」も各年代で10%を超えており、若年層ほど、その傾向が顕著となっている。

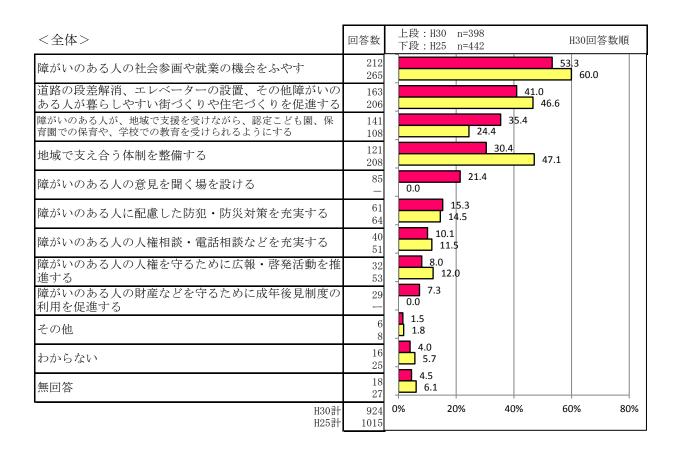
≪男女別≫

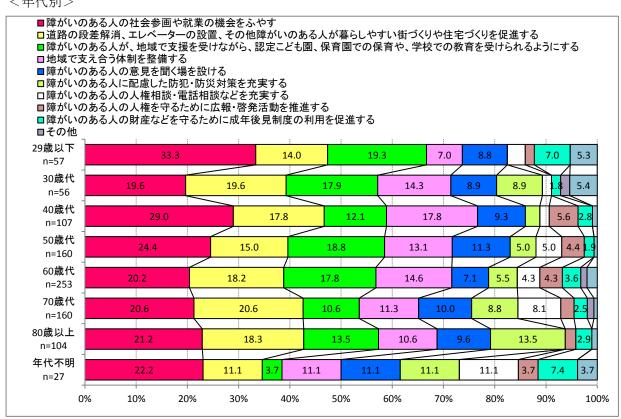
- ・「根強い偏見や差別意識」は9.6ポイント、「暮らしやすい街づくりが進んでいない」は 4.5ポイント女性が男性を上回っている。
- ・「働ける場所や機会及び収入」が9.8ポイント男性が女性を上回っている。

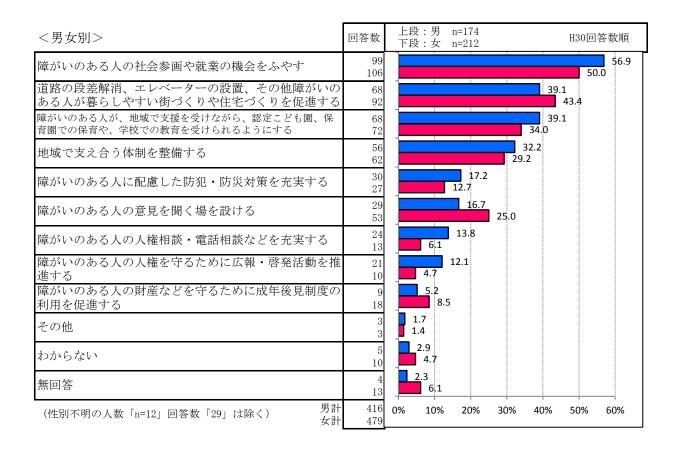
≪結果分析≫

・ 市民をはじめ、企業等へ障がい者理解に対する積極的な広報・啓発を行い、雇用の促進や 適切なサービスの提供等が受けられるよう働きかけていく必要がある。

問21 障がいのある人の人権を守るために、<u>どのようなことが必要だと思いますか</u>。 3つ以内で○をつけてください。







- ・「障がいのある人の社会参画や就業の機会をふやす」が53.3%、次いで「暮らしやすい街づくり」が41%、「教育を受けられるようにする」が35.4%、「地域で支え合う体制の整備」が30.4%の順となっている。
- ・前回調査に比べ、「教育を受けられるようにする」が11ポイント高くなっており、「地域で支え合う体制の整備」が16.7ポイント低くなっている。
- ・ 追加項目の「意見を聞く場を設ける」は21.4%となっている。

≪年代別≫

各年代で「障がいのある人の社会参画や就業の機会をふやす」の割合が高くなっている。

≪男女別≫

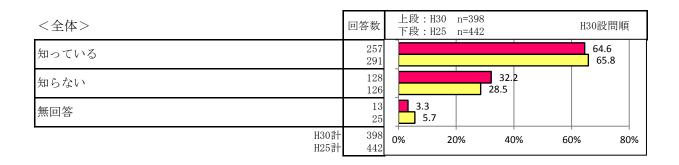
- ・「障がいのある人の社会参画や就業の機会をふやす」「人権相談・電話相談の充実」「広報・啓発活動」「教育を受けられるようにする」は男性が女性を5ポイント以上上回っている。
- ・「障がいのある人の意見を聞く場を設ける」は女性が男性を8.3ポイント上回っている。

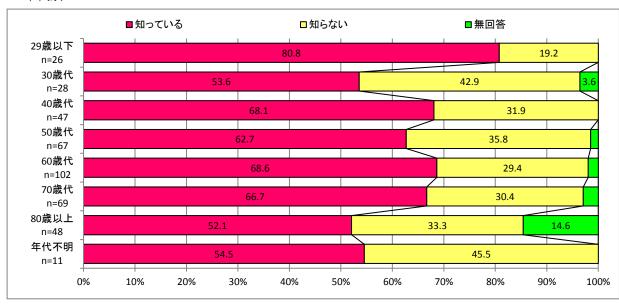
≪結果分析≫

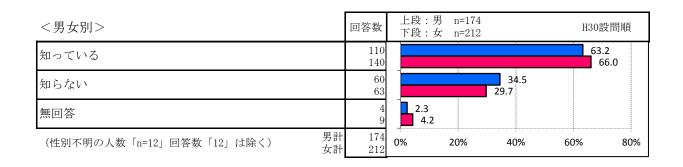
• 障がいを理由とする差別の解消と、障がいのある人のさらなる社会参画の実現に向けた取り組みが必要である。

6 同和問題についておたずねします

問22 あなたは、**同和地区(被差別部落)の存在や同和問題を知っていますか**。どちらかに○をつけてください。







・ 前回調査と比べ、「知っている」が1.2ポイント低下し、「知らない」が3.7ポイント高く なっている。

≪年代別≫

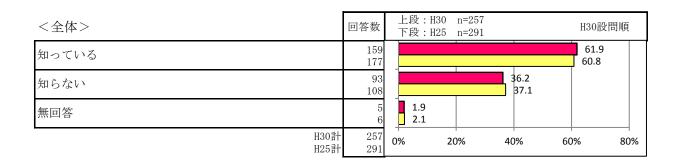
・29歳以下は「知っている」が80.8%と最も高くなっている。

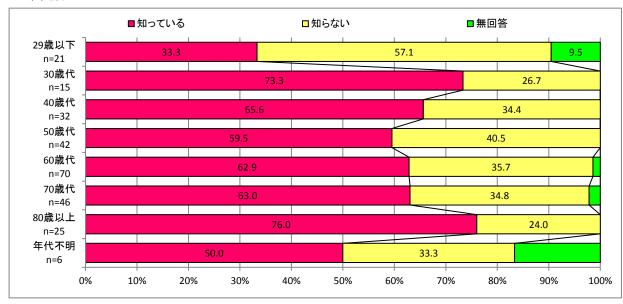
≪男女別≫

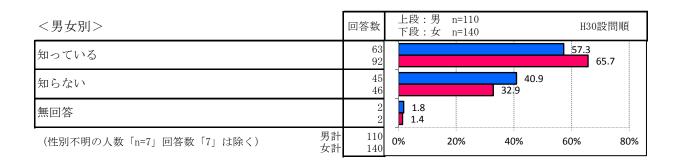
「知っている」は女性が男性をわずかに上回っている。

- ・ 29歳以下の年代で「知っている」が高くなっていることは、学校教育において同和問題を 正しく学ぶ取り組みが着実に行われ、その成果が上がってきているものと思われる。
- ・30歳代以上の年代においても、生涯学習やさまざまな機会を通じて、人権問題に対する正 しい知識と理解を深め、人権意識の向上を図るための啓発活動を推進していく必要があ る。

問23 あなたは、**わたしたちの身近な地域(上越地域)にも同和問題があることを知って いますか**。どちらかに○をつけてください。(問22で「知っている」と回答した 人のみ)







- ・ 全体の61.9%が身近な地域にも同和問題があることを知っている。
- ・ 前回調査と比較し、差異がほとんど見られない。

≪年代別≫

- ・29歳以下は「知らない」が57.1%と高くなっている。
- ・30歳以上は「知っている」が高くなっている。

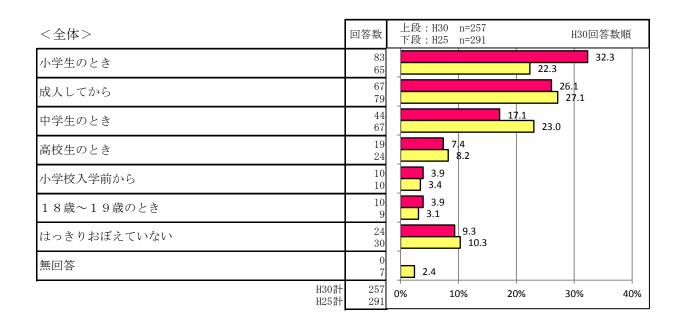
≪男女別≫

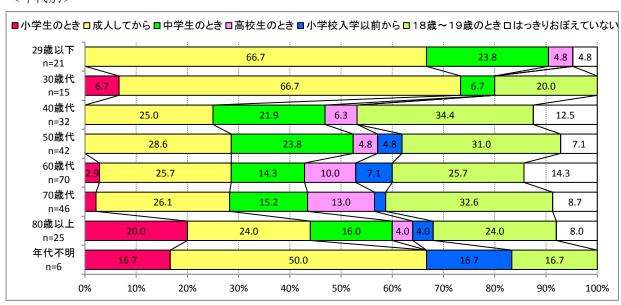
・ 「知っている」は女性が男性を8.4ポイント上回っており、「知らない」は男性が女性を8 ポイント上回っている。

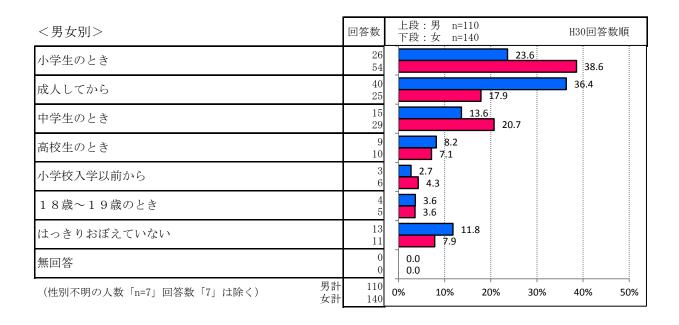
≪結果分析≫

・ 若い世代は学校で同和教育を学んでいるが、身近に同和問題が存在していることは知らない傾向にあることから、地域に根差した同和教育を中核とした人権教育、啓発活動を推進していく必要がある。

問24 **あなたが被差別部落や同和問題について初めて知ったのはいつ頃ですか**。ひとつだけ〇をつけてください。 (問22で「知っている」と回答した人のみ)







・「小学生のとき」が32.3%、次いで「成人してから」が26.1%、「中学生のとき」が17.1%の順となっている。

≪年代別≫

- ・29歳以下・30歳代はいずれも「小学生のとき」が高い割合となっている。
- ・ 40歳代以上は「成人してから」が高い割合となっている。

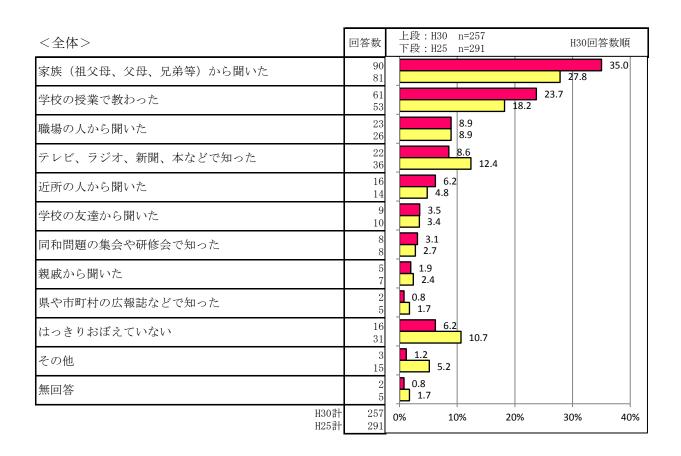
≪男女別≫

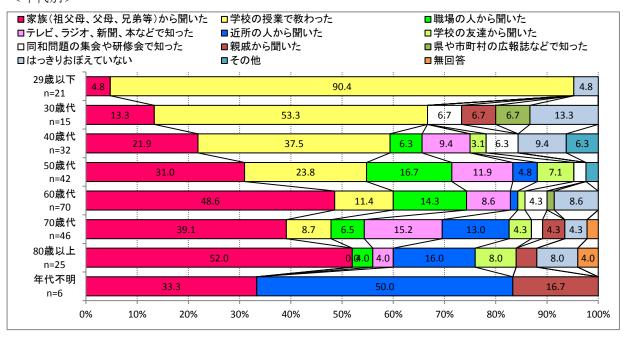
- ・ 「成人してから」は男性が女性を18.5ポイント上回っている。
- ・「小学生のとき」「中学生のとき」は女性が男性を上回っており、特に「小学生のとき」 は15ポイント上回っている。

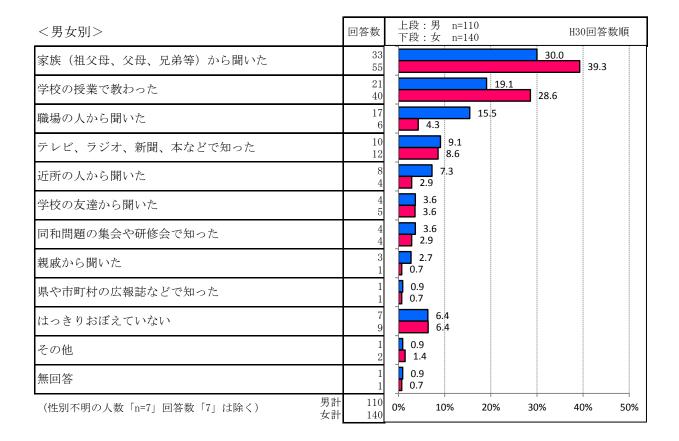
≪分析結果≫

• 29歳以下で「小学生のとき」「中学生のとき」が高くなっていることは、学校教育における同和教育の成果が表れているものと考えられる。

問25 あなたが被差別部落や同和問題について、**初めて知ったきっかけは何ですか**。ひとつだけ○をつけてください。(問22で「知っている」と回答した人のみ)







- ・「家族から」が35.0%、次いで「学校の授業」が23.7%となっている。
- ・前回調査に比べ、「家族から」が7.2ポイント、「学校の授業」が5.5ポイント高くなっている。

≪年代別≫

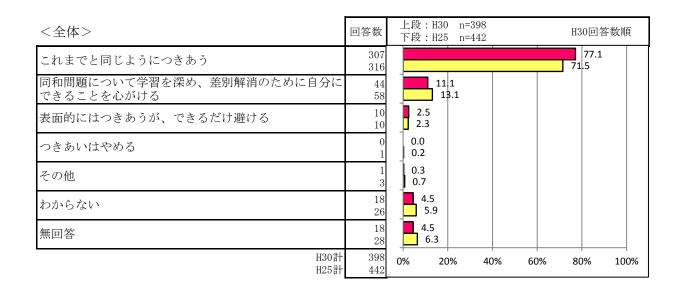
- ・ 29歳以下は「学校の授業」が90.4%と高くなっている。
- ・50・60歳代は「職場の人」が他の年代に比べて高くなっている。

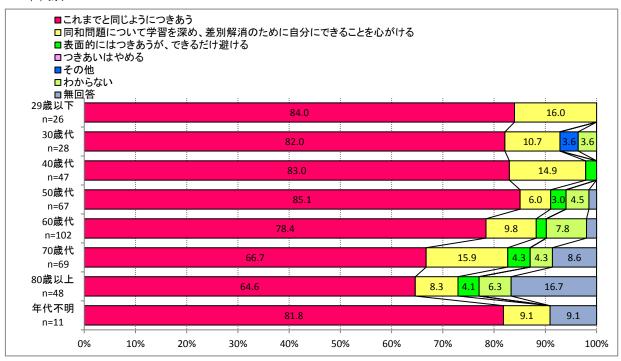
≪男女別≫

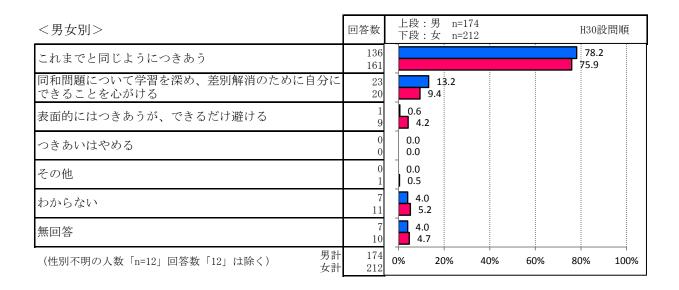
- 「家族から」「学校の授業」は女性が男性を上回っている。
- ・「職場の人から」「近所の人」は男性が女性を上回っている。

- 29歳以下、30歳代で「学校の授業」が高くなっていることは、学校教育における同和教育 の成果の表れであり、引き続き、積極的な取り組みが必要である。
- ・同和問題に対する正しい知識を家族などから聞くことができるよう、生涯学習やさまざまな機会を通じて人権問題に対する正しい知識と理解を深めるための啓発活動を推進していく必要がある。

問26 あなたは、<u>親しくしている友人が同和地区(被差別部落)の人とわかった</u> 場合、どうしますか。ひとつだけ〇をつけてください。







- ・「これまでと同じようにつきあう」が77.1%と高い割合となっている。
- ・ 前回調査に比べ、「これまでと同じようにつきあう」が5.6ポイント高くなっている。

≪年代別≫

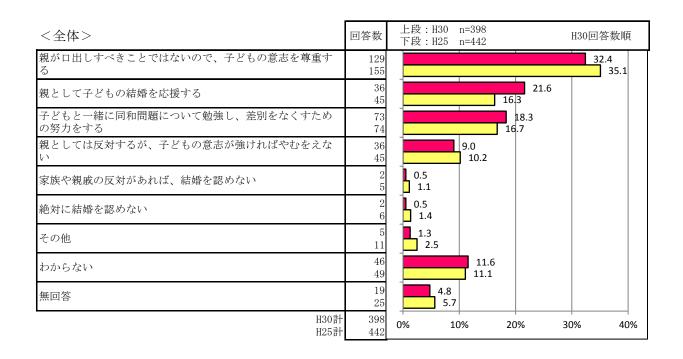
50歳代以下の年代で「これまでと同じようにつきあう」「同和問題について学習を深める」を合わせると90%を超えている。

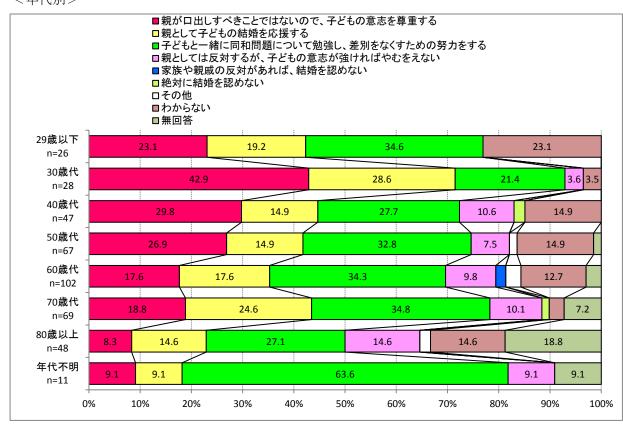
≪男女別≫

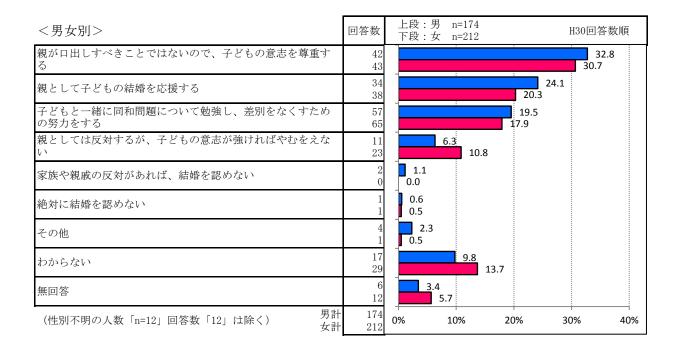
・ 「できるだけ避ける」は女性が男性を3.6ポイント上回っている。

- ・「これまでと同じようにつきあう」「同和問題について学習を深める」を合わせると 88.2%の人が偏見にとらわれず、前向きに行動しようと考えており、同和問題に対する正 しい理解、認識が広がり、差別解消への取り組みの成果が徐々に表れつつあるものと思わ れる。
- 「できるだけ避ける」「つきあいはやめる」もわずかに存在していることから、同和問題 への正しい理解と認識を深めるための啓発活動を継続していく必要がある。

問27 仮に、<u>あなたの子どもが結婚しようとしている相手が同和地区(被差別部落)の</u> **人とわかった場合、あなたはどうしますか**。ひとつだけ〇をつけてください。







- 72.3%が結婚に賛成している。このうち、半数以上の39.9%が、結婚を応援したり差別の 解消に向けて努力すると前向きな回答をしている。
- ・ 前回調査に比べ、結婚に賛成の割合は4.2ポイント高くなっている

≪年代別≫

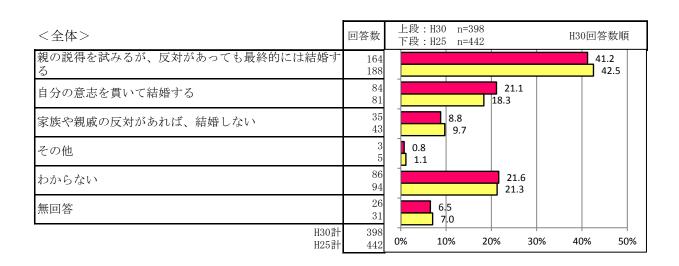
- ・ 30歳代は「結婚を応援する」が40%以上となっている。
- 70歳代以下は賛成が65%を超えているが、80歳以上は、50.0%となっている。
- 40・70歳代で僅かではあるが「絶対に結婚を認めない」回答が存在している。

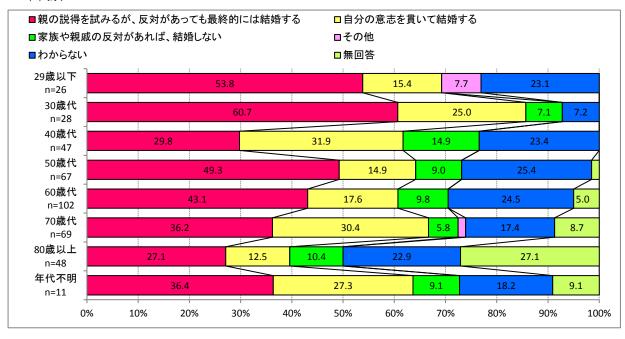
≪男女別≫

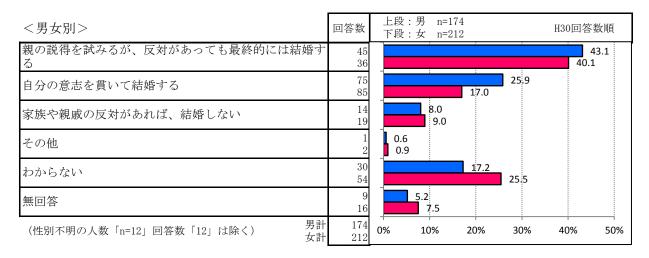
- ・ 結婚に賛成の割合は女性より男性の方が高く、特に「結婚を応援する」は男性が女性を 3.8ポイント上回っている。
- 「親としては反対だが、やむをえない」は女性が男性を4.5ポイント上回っている。

- ・ 若い年代ほど前向きな傾向が強く表れており、学校同和教育などにより、結婚差別問題に ついての理解が着実に進んできたものと思われる。
- ・前回調査に比べ、「子どもと一緒に同和問題について勉強し、差別をなくすための努力をする」「親として子どもの結婚を応援する」が高くなっており、同和問題についての理解や積極的に解決に向けて努力しようと考えている人が多くなってきているものと思われる。

問28 仮に、<u>あなたが同和地区(被差別部落)の人と恋愛し、結婚しようとしたとき、</u> 親や親戚から強い反対を受けたら、あなたはどうしますか。ひとつだけ〇をつけ てください。







- ・「結婚する」は62.3%となっている。
- ・ 前回調査に比べ、「結婚する」が 1.5ポイント高くなっている。

≪年代別≫

- ・30歳代は「結婚する」が80%を超えている。
- ・ 40歳代・80歳代は「結婚しない」が10%を超えている。

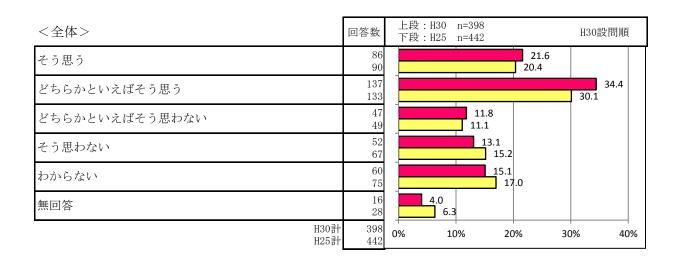
≪男女別≫

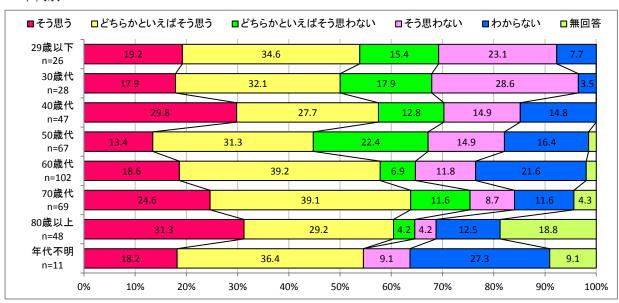
・ 「自分の意志を貫いて結婚する」は男性が女性を8.9ポイント上回っている。

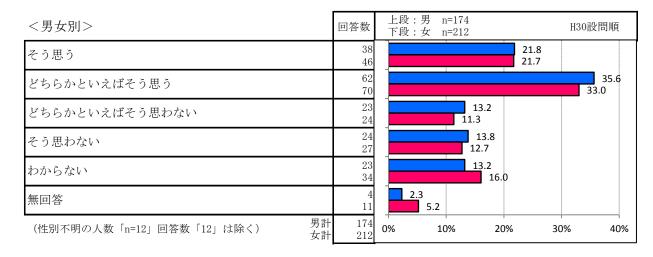
≪結果分析≫

・ 「結婚する」が高くなっていることは、同和問題における重要な課題である結婚問題に対する正しい理解、認識が深まりつつある状況にあるものと思われる。

問29 同和問題について<u>「差別、差別というから、いつまでも差別が残る。そっとして</u> <u>おけば、部落差別は自然になくなる」という意見</u>があります。この意見<u>に対して、</u> <u>あなたはどう思いますか</u>。ひとつだけ○をつけてください。







- 「そう思う」が56%で、「そう思わない」が24.9%となっている。
- ・ 前回に比べ、「そう思う」が5.5ポイント高くなっており、「そう思わない」が1.4ポイント低くなっている。

≪年代別≫

- ・ 各年代で「そう思う」が5割以上だが、50歳代は44.7%と他の年代と比べ低くなっている。
- ・ 40歳代・70歳代・80歳以上は「そう思う」が他の年代に比較して高くなっている。

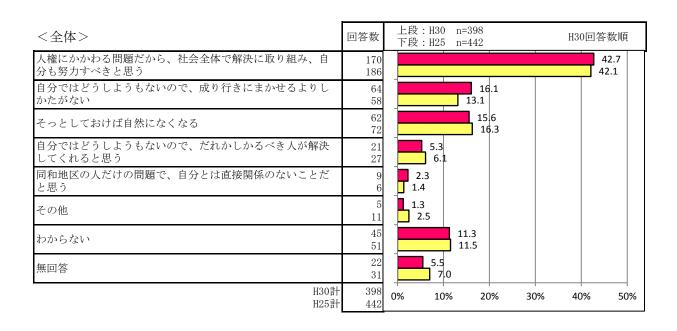
≪男女別≫

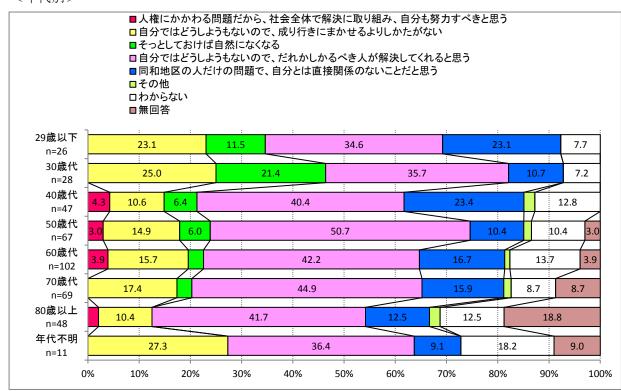
- ・ 「どちらかといえばそう思う」は男性が女性を2.6ポイント上回っている。
- 「わからない」は女性が男性を 2.8ポイント上回っている。

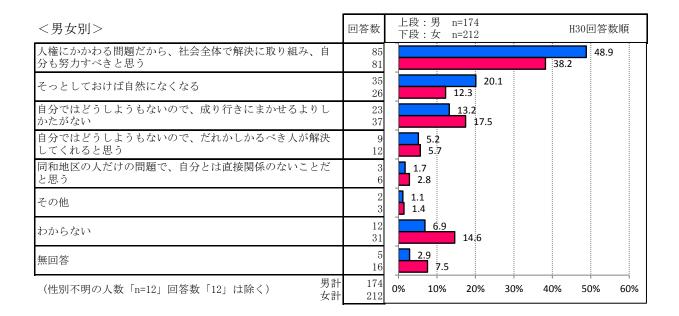
- ・ いわゆる「寝た子を起こすな」意識が根強く残っている結果となっているが、40歳代を除く50歳代以下の年代では「そう思わない」が3割以上となっている。
- ・ 現実にさまざまな差別事案が発生していることから、同和問題を正しく理解するための取り組みが必要があり、きちんと「寝た子を起こすな」意識が間違いであることを指摘できる人を育てるため、引き続き、学校教育における同和教育の推進を図るとともに、市民に対する人権意識向上のための啓発活動を推進していく必要がある。

問30 同和地区(被差別部落)の存在や同和問題について、あなたはどう考えますか。

ひとつだけ○をつけてください。







- ・「人権にかかわる問題だから、社会全体で解決に取り組み、自分も努力すべきと思う」が 42.7%となっている。
- ・ その一方、自分ではなにもしないと答えている割合も39.3%存在している。。
- ・前回調査に比べ、「成り行きに任せる」が3ポイント高くなっており、「そっとしておく」が0.7ポイント低下している。

≪年代別≫

・29歳以下・40歳代は「そっとしておく」が20%を超えている。

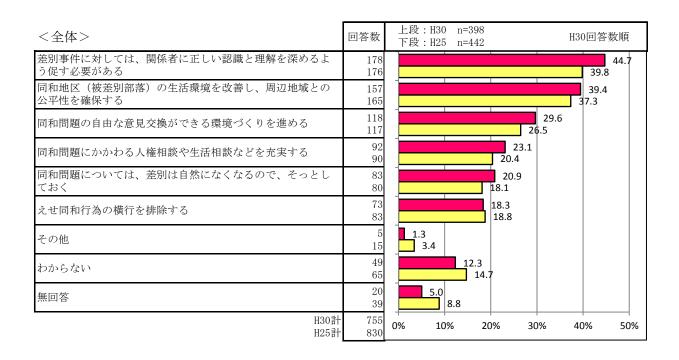
≪男女別≫

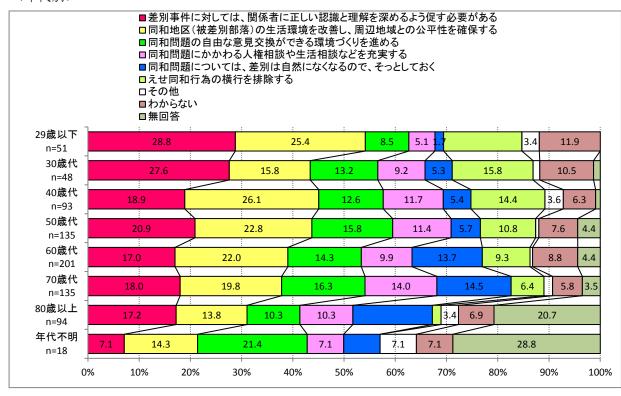
・「人権にかかわる問題だから、社会全体で解決に取り組み、自分も努力すべきと思う」が10.7ポイント、「そっとしておく」が7.8ポイント男性が女性を上回っている。

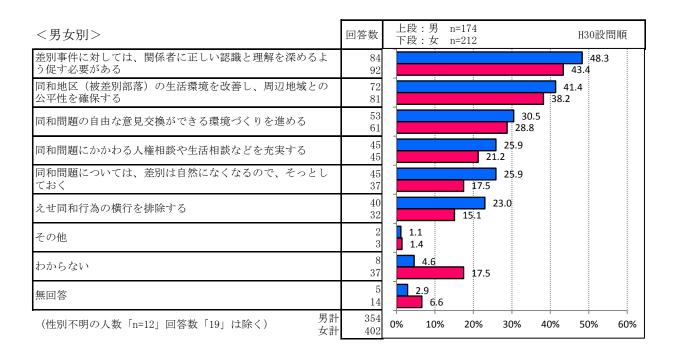
≪結果分析≫

・ 「人権にかかわる問題だから、社会全体で解決に取り組み、自分も努力すべきと思う」と 前向きな意見がある一方、「自然になくなる」「成り行きにまかせる」「他の人がやって くれる」「自分とは直接関係ない」と他人事と考えている人も一定の割合で存在している ことから、同和問題に対する正しい理解、認識を深めるための啓発活動を継続していく必 要がある。

問31 同和問題を解決するための対策を進める上で、**何が重要であると思いますか。** 3つ以内で○をつけてください。







- ・「正しい認識と理解」が44.7%、「生活環境の改善」が39.4%と高い割合となっている。
- ・ 前回調査に比べ、「正しい認識と理解」が 4.9ポイント高くなっているが、「そっとしておく」も2.8ポイント高くなっている。

≪年代別≫

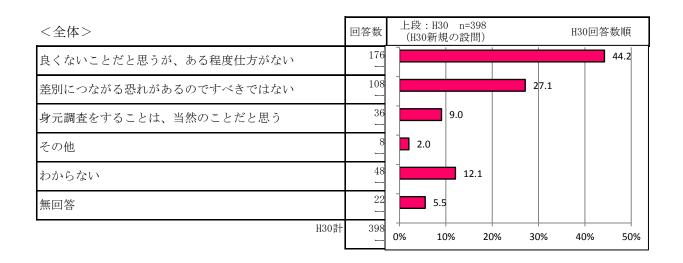
- ・29歳以下、30歳代は「正しい認識と理解」が25%を超えている。
- ・60歳代以上で「そっとしておく」の割合が、50歳代以下と比較して高くなっている。

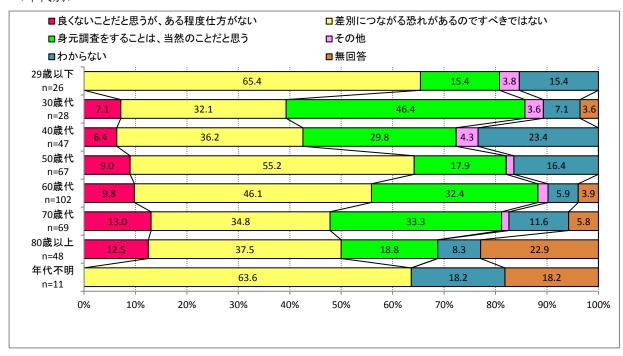
≪男女別≫

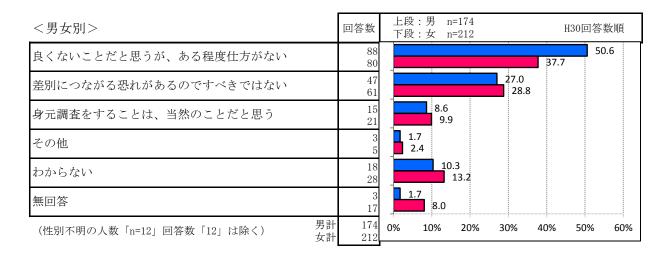
「そっとしておく」「えせ同和行為の横行を排除」は男性が女性を大幅に上回っている。

- 「そっとしておく」が約2割あり、ここでも「寝た子を起こすな」意識の根強さが表れている。
- ・ 現在もなお、同和問題が存在し、さまざまな差別事案が発生していることを踏まえ施行された「部落差別解消推進法」の趣旨に基づき、同和問題の解決、解消に必要な教育、啓発活動をより一層推進していく必要がある。

問32 あなたは身元調査について、どう考えますか。ひとつだけ○をつけてください。







- ・「身元調査の容認」が53.2%となっている。
- ・「調査すべきでない」が27.1%となっている。

≪年代別≫

- 「身元調査をするのは当然」であるとする意識が、年代が上がるにつれて高くなっている。
- ・「ある程度しかたがない」が全ての年代で3割以上となっており、特に29歳以下では6割を超えている。

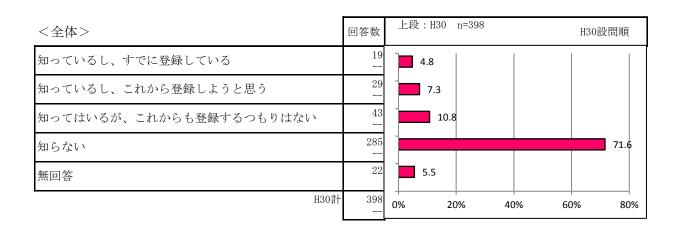
≪男女別≫

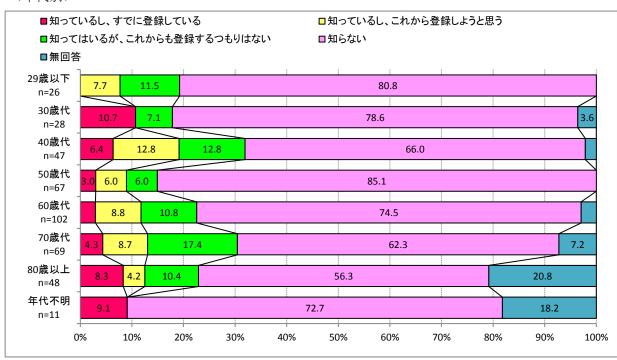
・ 「ある程度仕方がない」は男性が女性を12.9ポイント上回っている。

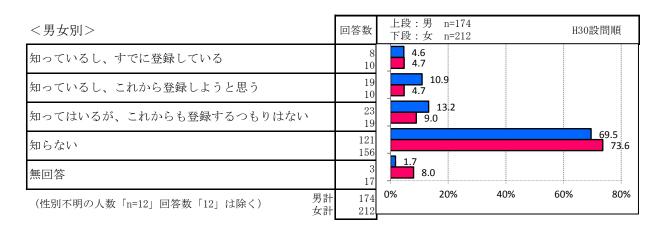
≪結果分析≫

・身元調査を容認する回答が53.2%と半数を超える結果となっていることから、身元調査が人権侵害であることについて、啓発していく必要がある。

問33 妙高市では、「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度を実施していますが、このことを知っていますか。ひとつだけ○をつけてください。







• 「知っている」が22.9%である一方、「知らない」が71.6%と大半が「知らない」という 結果となっている。

≪男女別≫

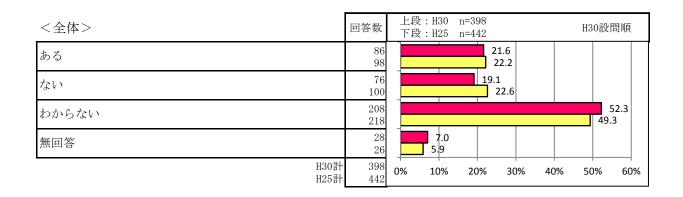
・ 「知っているし、これから登録」は男性が女性を6.2ポイント上回っている。

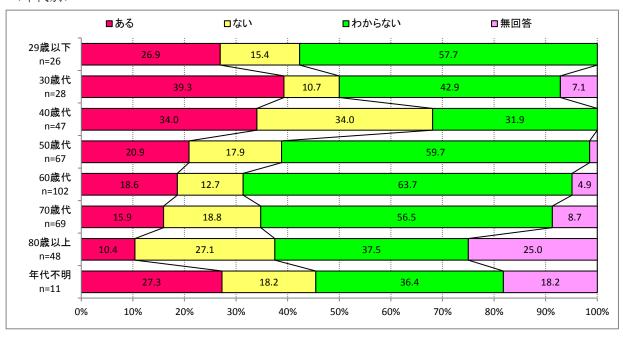
≪結果分析≫

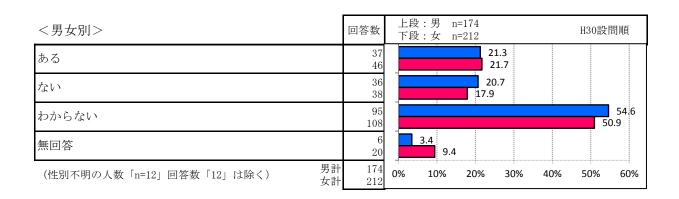
・ 「知らない」割合が7割を超え、認知度が非常に低い状況にあることから、本人通知制度 の意義等についての周知、啓発に努め、これまで以上に登録促進に向けた取り組みを推進 していく必要がある。

7 外国籍住民の人権についておたずねします

問34 あなたは、「**外国籍住民の人権が尊重されていない」と感じることがありますか**。 ひとつだけ○をつけてください。







- 「ある」「ない」ともに20%前後となっているのに対し、「わからない」が52.3%となっている。
- ・ 前回調査に比べ、「ある」「ない」ともに低くなっているが、「わからない」が3ポイント高くなっている。

≪年代別≫

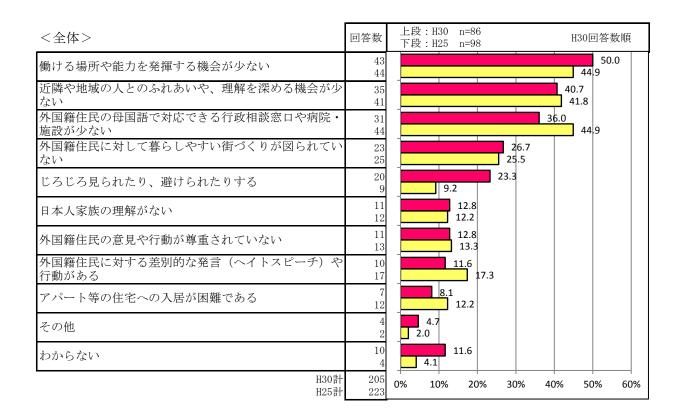
- ・ 「ある」は40歳代以下が25%を超え、他の年代に比べ関心が高くなっている。
- ・30歳代をピークとして、年代が上がるにつれ、「ある」と回答した割合が減少している。

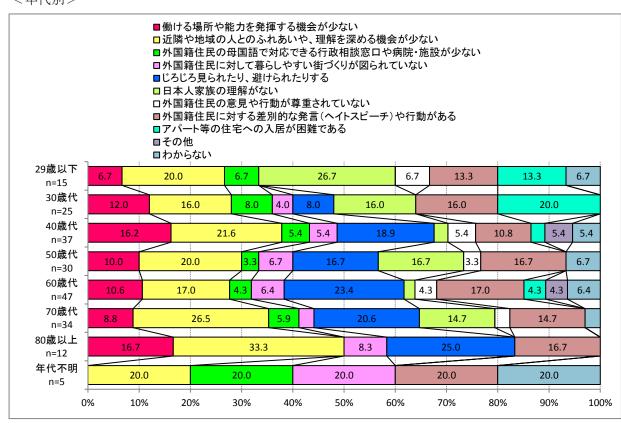
≪男女別≫

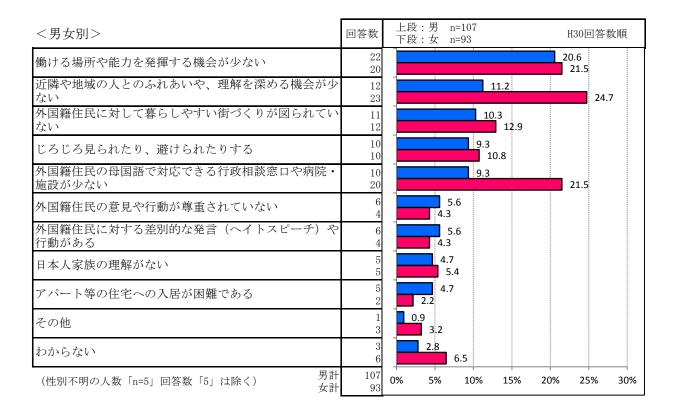
- ・「関心がない」は男性が女性を上回っている。
- ・ 男女ともに「わからない」が50%を超えている。

≪結果分析≫

・市内に在住する外国籍住民が少ないことや、日頃から接する機会があまりないことから、 関心や意識が低くなっているのではないかと思われる。







- 「働ける場所が少ない」「理解を深める機会が少ない」が40%を超え、高い割合となっている。
- ・ 前回調査に比べ、「じろじろ見られたり、避けられたりする」が14.1ポイント、「働ける場所が少ない」が5.1ポイント高くなっており、「母国語で対応の施設が少ない」は8.9ポイント低くなっている。

≪年代別≫

- ・ 29歳以下で「避けられたりする」が26.7%と高くなっている。
- 70歳代・80歳以上は「働ける場所が少ない」が25%を超えている。
- ・80歳以上は「理解を深めるための機会が少ない」が25%を超えている。

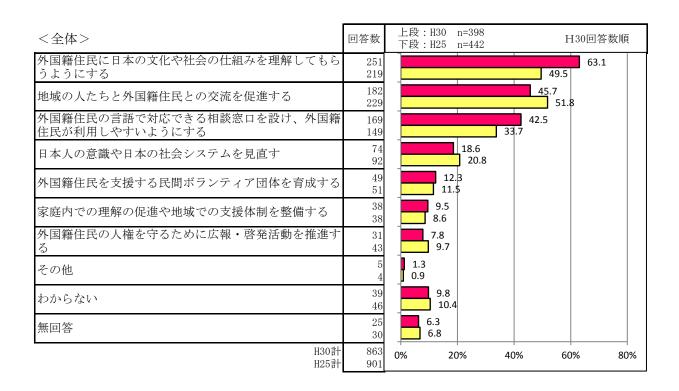
≪男女別≫

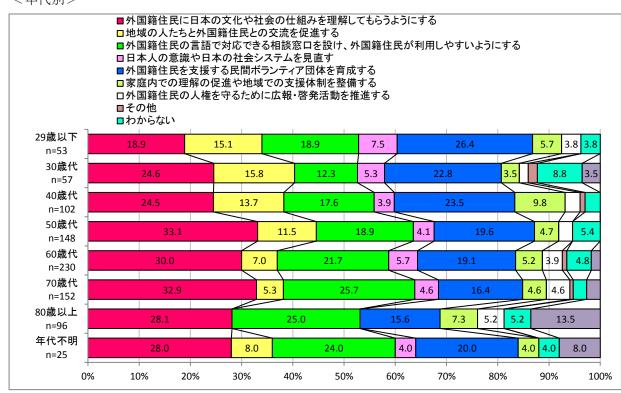
・ 「近隣や地域の人とのふれあい」「母国語で対応の施設が少ない」は女性が男性を10ポイント以上上回っている。

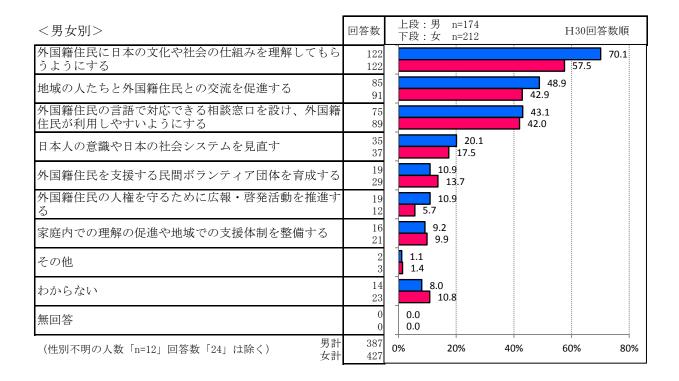
≪結果分析≫

・ 外国から訪れる観光客に人気の高い観光地を控えており、市民が国際感覚を身につけると ともに外国籍住民への関心を高めることが必要である。あわせて市内在住の外国籍住民が 暮らしやすくなるようにするための施策の展開が必要である。

問36 <u>**外国籍住民の人権を守るために、どのようなことが必要ですか**</u>。3つ以内で○をつけてください。







・「日本文化を理解」が63.1%、「交流の促進」が45.7%、「外国籍住民の相談窓口」が 42.5%の順となっている。

≪年代別≫

- 年代が高くなるほど「交流の促進」の割合が高くなっている。
- 「外国籍住民の相談窓口」は年代が低くなるほど割合が高くなっている。

≪男女別≫

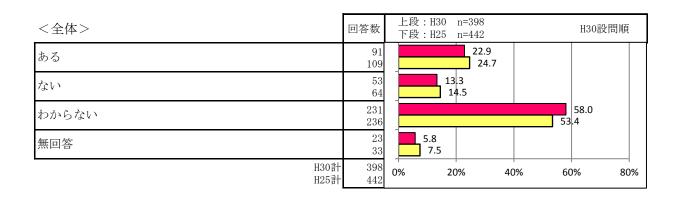
・「日本文化の理解」が12.6ポイント、「交流の促進」が6ポイント男性が女性を上回っている。

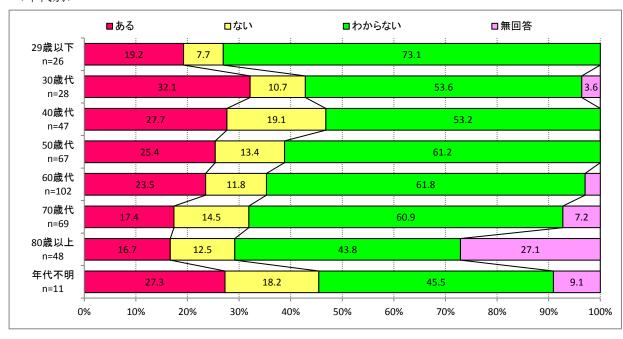
≪結果分析≫

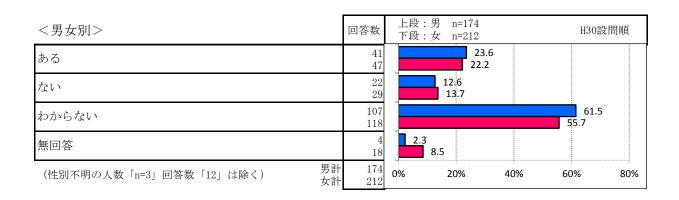
・ 相互の国の文化を尊重し、相互交流、相互理解が求められている。

8 HIV、ハンセン病等感染症患者の人権についておたずねします

問37 あなたは、「HIV、ハンセン病等感染症患者の人権が尊重されていない」と 感じることがありますか。ひとつだけ〇をつけてください。







「ある」が22.9%、「わからない」が58.0%となっている。

≪年代別≫

- 30歳代は「ある」が32.1%となっている。
- ・70歳代以下の世代で50%以上「わからない」と回答している。

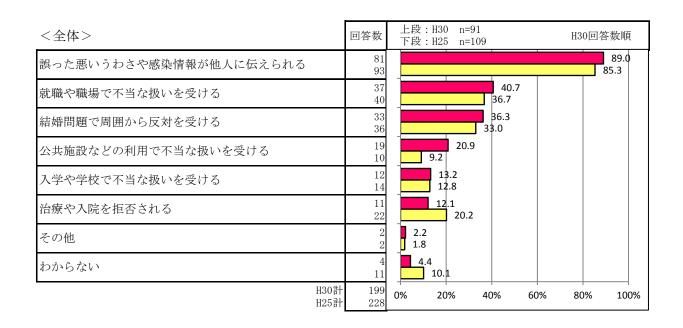
≪男女別≫

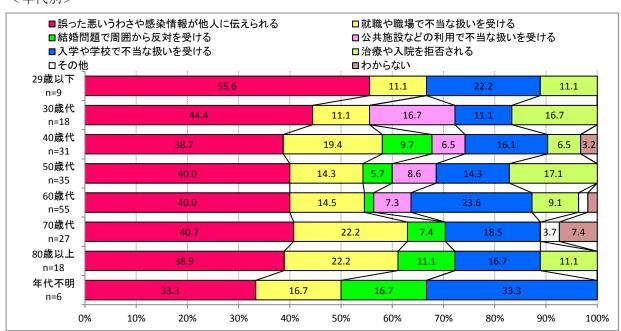
・「ある」「ない」ともに男女で差異は見られないが、「わからない」は男性が女性を5.8 ポイント上回っている。

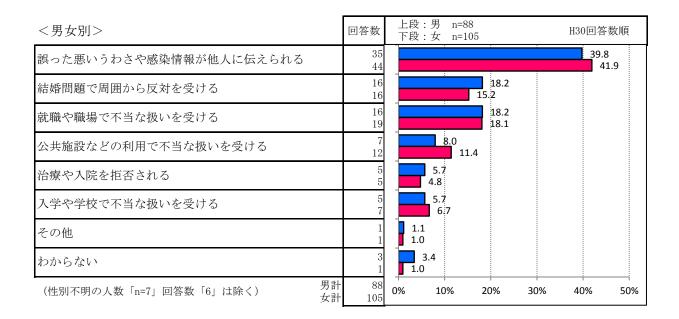
≪結果分析≫

・ HIV、ハンセン病等の感染症についての正しい理解が不足しているためか、「わからない」が 6 割近く存在しており、さまざまな機会を通じて正しい知識、理解を深めるための 啓発活動が必要である。

問38 <u>どのようなことで、そう感じますか</u>。3つ以内で○をつけてください。(問 37で「ある」と回答した人のみ)







- ・「誤った悪いうわさや」が89.0%と突出して高くなっている。次いで「就職や職場で不当な扱い」が40.7%、「結婚問題で反対」が36.3%の順となっている。
- ・ 前回調査に比べ、「公共施設の利用で不当な扱い」が11.7ポイント高くなっている。

≪年代別≫

- どの年代も「誤った悪いうわさ」が最も高くなっている。
- 年代が上がるほど「結婚問題で反対」が高くなっている。

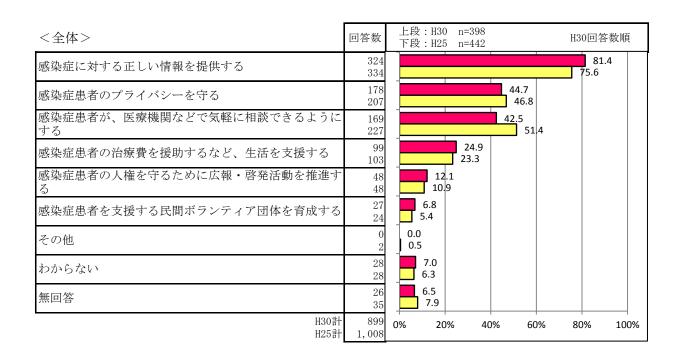
≪男女別≫

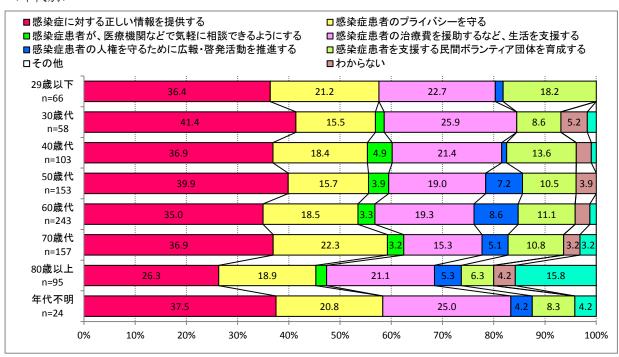
・ 「公共施設の利用で不当な扱い」は女性が男性を3.4ポイント上回っており、「結婚問題 で周囲から反対を受ける」は男性が女性を3ポイント上回っている。

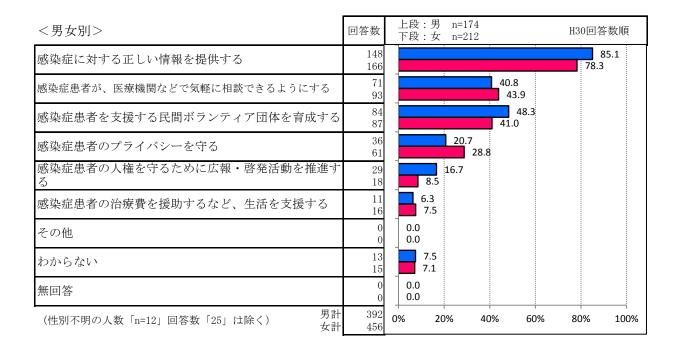
≪結果分析≫

・ HIV、ハンセン病等感染症について、今なお誤った知識を持っている人たちが多いことや、偏見や差別などの人権侵害を受けている患者・元患者に対する理解不足から、関心が低くなっているもので、正しい認識と理解を深めるための啓発活動を継続していく必要がある。

問39 H I V、ハンセン病等感染症患者の人権を守るために、<u>どのようなことが必要です</u> **か。**3つ以内で○をつけてください。







- ・「感染症に対する正しい情報提供」が81.4%と突出して高くなっている。
- ・ 次いで「感染症患者のプライバシーを守る」が44.7%、「医療機関などで相談」が42.5% の順となっている。

≪年代別≫

- ・ 70歳代以下は「感染症に対する正しい情報提供」が35%以上になっている。
- ・「生活の支援」は29歳以下で18.2%となっており、各年代に比べて高い。

≪男女別≫

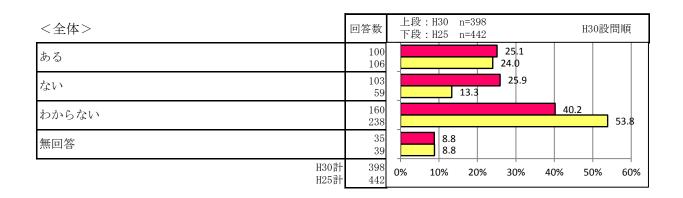
・「感染症患者のプライバシーを守る」は女性が男性を8.1ポイント上回っている。

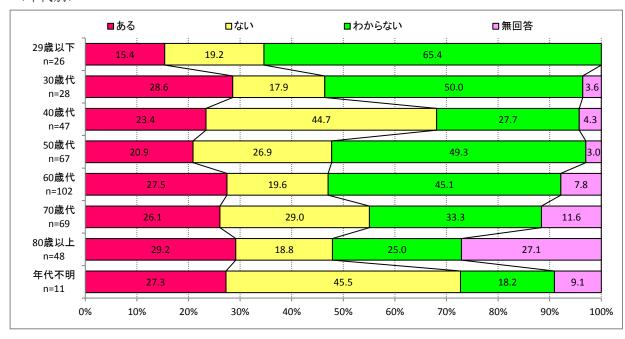
≪結果分析≫

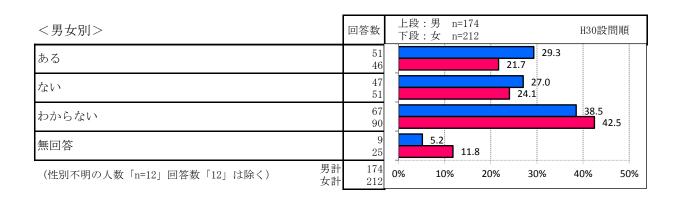
・ 「感染症に対する正しい情報提供 (81.4%)」が前回調査より高くなっていることから、 さまざまな機会を通じて、正しい知識と理解を深めるための啓発活動に一層取り組んでい く必要がある。

9 新潟水俣病患者の人権についておたずねします

問40 あなたは、<u>「新潟水俣病患者の人権が尊重されていない」と感じることがありま</u> **すか**。ひとつだけ○をつけてください。







- 「ある」が25.1%、「わからない」が40.2%となっている。
- ・ 前回調査と比較し、「ない」が12.6ポイント高くなっている。

≪年代別≫

• 29歳以下で「ある」と答えた割合が最も低くなっている一方、「わからない」も他の年代 よりも高い割合となっている。

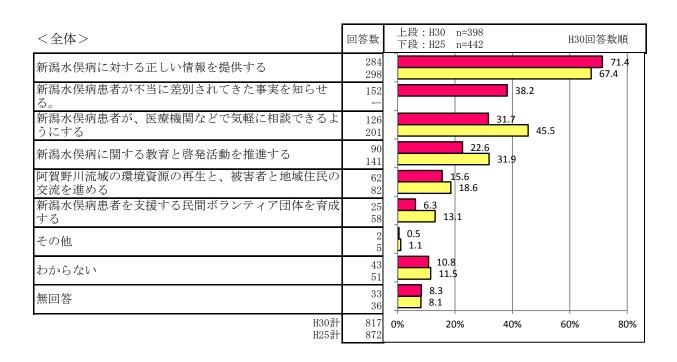
≪男女別≫

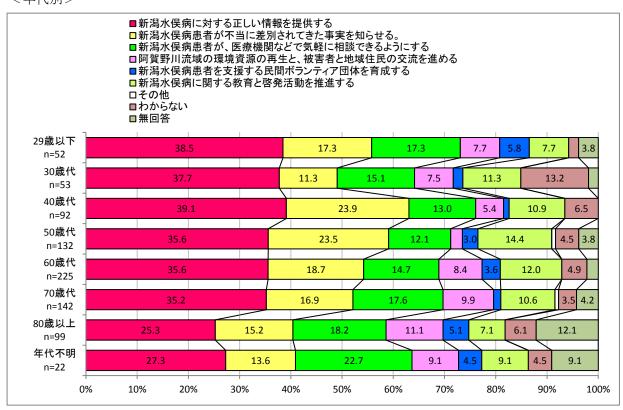
- 「ある」「ない」ともに男性が女性を大きく上回っている。
- ・ 男性、女性の40%前後が「わからない」と答えている。

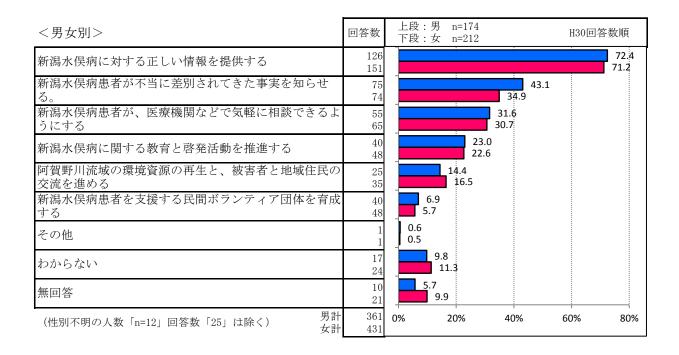
≪結果分析≫

- * 新潟水俣病が正しく理解がされていなかったり、発生から相当期間が経過していることなどから、関心が低くなっているものと思われる。
- * 新潟水俣病患者の人権に関して、「尊重されていない」「分からない」と回答した人の割合が多い。

問41 新潟水俣病患者の人権を守るために、**どのようなことが必要ですか**。3つ以内で ○をつけてください。







- ・ 「正しい情報の提供」が71.4%と突出して高くなっている。
- ・ 新規項目の「不当な差別を知らせる」が38.2%となっている。

≪年代別≫

・ 70歳代以下の年代では「正しい情報」が35%を超えている。

≪男女別≫

・ 「不当な差別を知らせる」は、男性が女性を8.2ポイント上回っている。

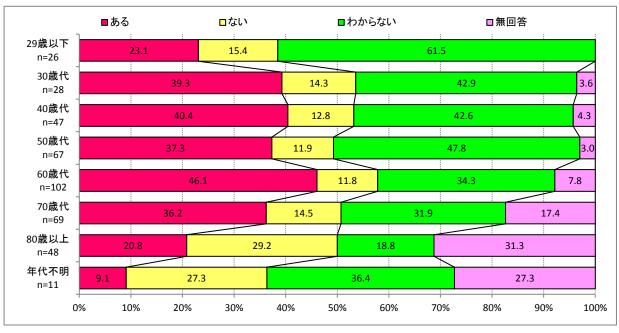
≪結果分析≫

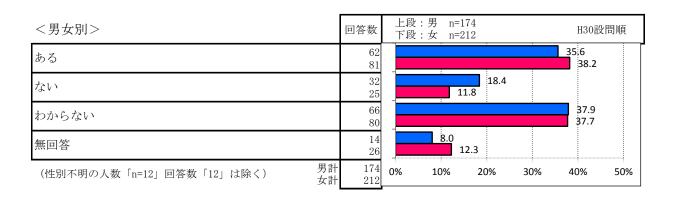
・ 食物連鎖を通じて発生した新潟水俣病に対する正しい理解を深め、患者などへの差別、偏見の解消を図るために、引き続き、教育、啓発活動に取り組んでいく必要がある。

10 北朝鮮による拉致被害者やその家族の人権についておたずねします

問42 あなたは、<u>「北朝鮮による拉致被害者やその家族の人権が尊重されていない」と</u> **感じることがありますか**。ひとつだけ○をつけてください。







- ・「ある」が36.2%である一方、「わからない」が37.7%と答えている。
- ・ 前回調査に比べ、「ある」が 1.6 ポイント低下し、「ない」も3.9ポイント低下している。

≪年代別≫

- ・ 「ある」は40歳、60歳代が40%を超えている。
- ・29歳以下は「わからない」が61.5%となっている。

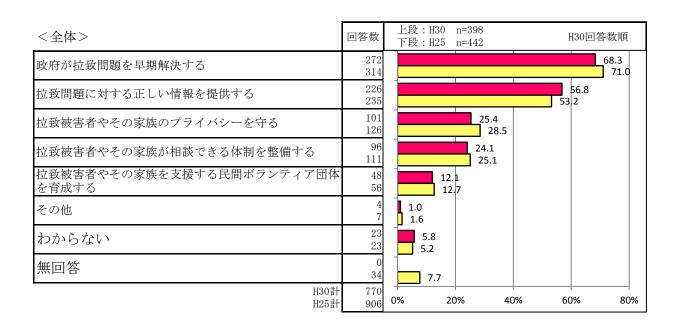
≪男女別≫

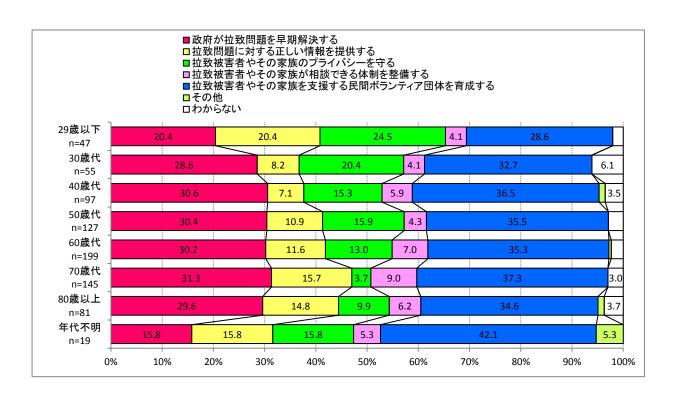
・ 「ない」は男性が女性を6.6ポイント上回っている。

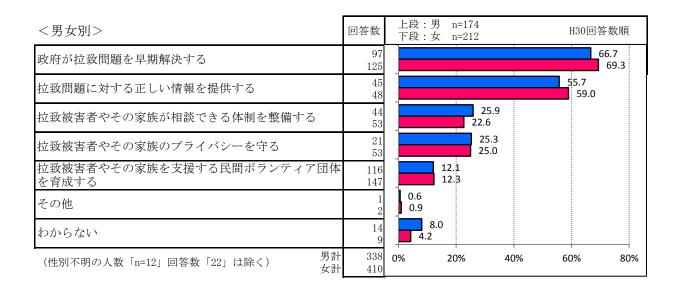
≪結果分析≫

発生から相当長期化していることや北朝鮮非核化問題に大きな関心が寄せられる状況から、拉致問題に対する関心が低くなっているものと思われる。拉致問題が重大な人権問題であることを認識し、引き続き、早期解決されるよう関心を持ち続け、風化させないよう啓発していくことが必要である。

問43 北朝鮮による拉致被害者やその家族の人権を守るために、<u>どのようなことが必要</u> ですか。3つ以内で○をつけてください。







- ・ 「政府が早期解決」が68.3%と突出して高くなっている。
- ・ 次いで「正しい情報提供」が56.8%と高い割合となっている。

≪年代別≫

- ・ 「政府が早期解決」は29歳以下を除く世代で30%を超えている。
- 「プライバシーを守る」は年代が低くなるごとに高い割合となっている。

≪男女別≫

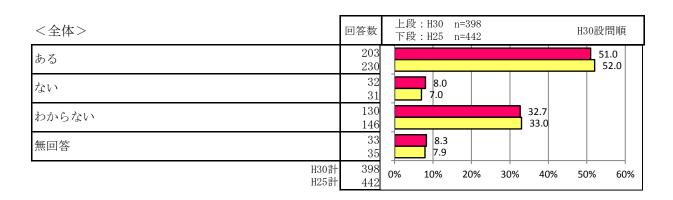
・ いずれの項目も男女の差が少ない。

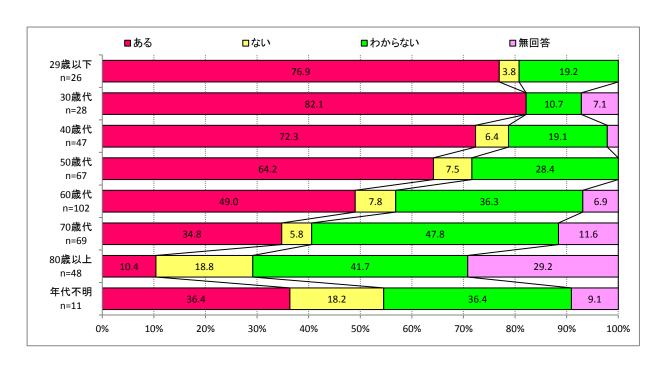
≪結果分析≫

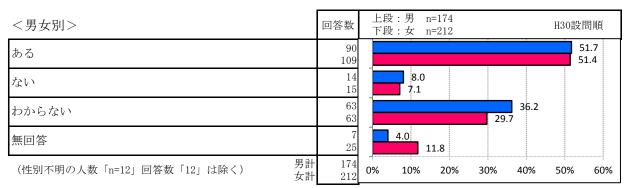
・ 政府による拉致問題の早期解決を見守りつつ、市民一人ひとりが拉致問題を身近で重大な 人権問題として捉え、関心を持ち続けるために努力していかなければならない。

11 インターネット上での人権問題についておたずねします

問44 パソコン、携帯電話、スマートフォンやタブレットなど、通信機器を使用したインーネットの目覚ましい発展で、情報の発信や入手がとても便利になってきました。 あなたは、「インターネット上で人権が尊重されていない」と感じることがありますか。ひとつだけ○をつけてください。







・「ある」が51.0%となっているが、32.7%は「わからない」と答えている。

≪年代別≫

- ・ 使用頻度が高いと思われる若年層は「ある」の割合が突出して高くなっているが、年齢層 が高くなるにつれて「ある」の割合が低くなっている。
- ・使用する機会の少ないと思われる70・80歳以上は「わからない」が40%以上となっている。

≪男女別≫

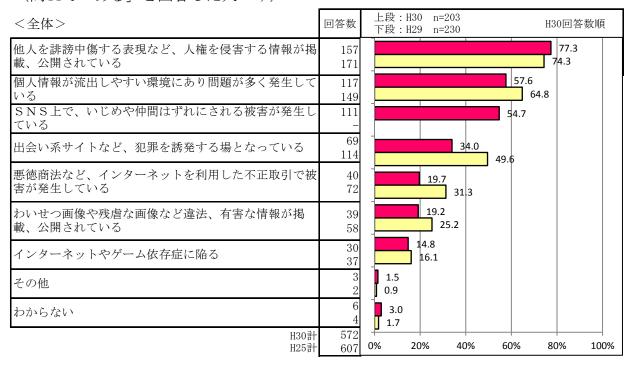
「ある」「ない」ともに男性が女性をわずかに上回っている。

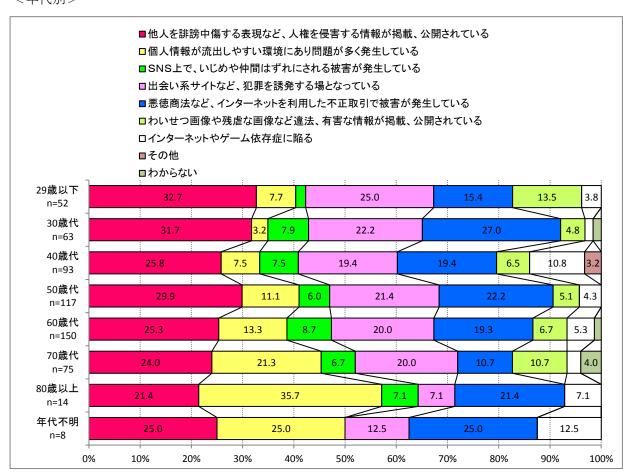
≪結果分析≫

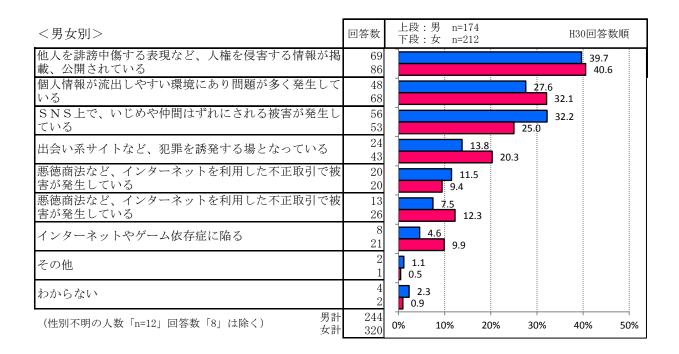
・ 前回調査同様、「ある」が高い割合となっており、特に比較的若い年代に顕著であることは、近年のスマートフォン等の携帯端末の急速な普及に対して、使用マナー等のネットモラル教育、啓発が追いついていないことの表れと思われる。

問45 **どのようなことで、そう感じますか**。3つ以内で○をつけてください。

(問44で「ある」と回答した人のみ)







- 「他人を誹謗中傷」が77.3%、「個人情報が流出しやすい」が57.6%と高くなっている。
- ・新設項目である「SNS上でのいじめ」は54.7%となっている。

≪年代別≫

- ・ 全年代で「他人を誹謗中傷」が高くなっている。
- 80歳代以上は「出会い系サイトなど」が35.7%と高くなっている。

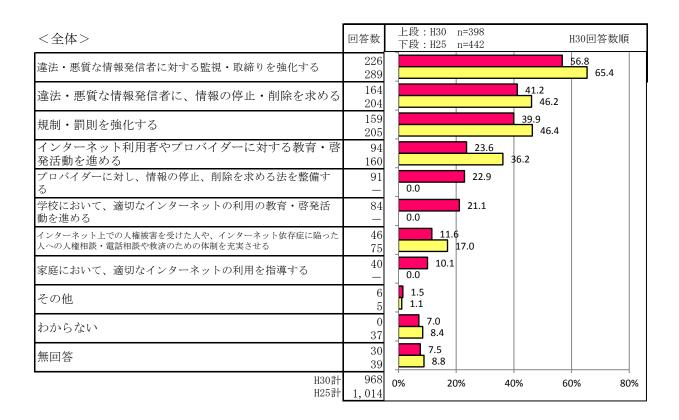
≪男女別≫

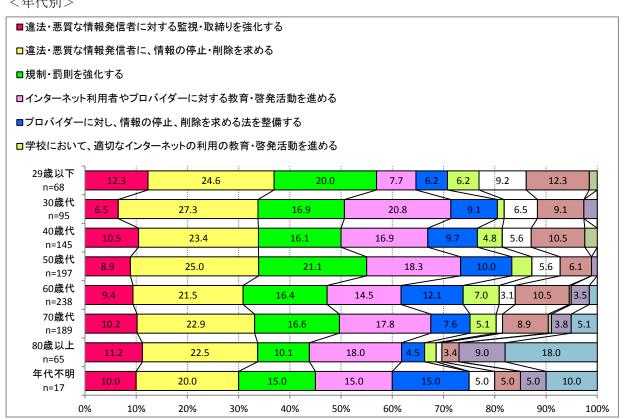
・「SNS上でのいじめ」が7.2ポイント男性が女性を上回り、「出会い系サイトなど」が6.5ポイント、「インターネットやゲーム依存症」が5.3ポイント女性が男性を上回っている。

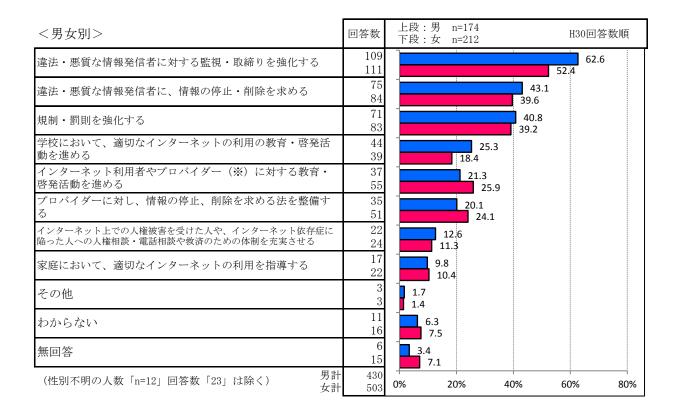
≪結果分析≫

・マナーを守る等のネットモラルに対する教育、啓発活動を進め、インターネット上にはさまざまな危険、問題点が潜んでいることを注意喚起していく必要がある。

問46 インターネット上での人権を守るために、どのようなことが必要ですか。□ 3つ以内で○をつけてください。







- ・「監視・取締りを強化」が56.8%と突出して高くなっている。
- ・ 次いで「情報の停止・消除」が41.2%、「規則・罰則の強化」が39.9%の順となっている。
- ・新規の「プロバイダーに対し、情報の停止・消除を求める法の整備」が22.9%、「学校においての教育・啓発活動」が21.1%となっている。

≪年代別≫

・「規制・罰則の強化」は29歳以下が7.7%と低くなっているが、30歳代以上の年代では高くなっている。

≪男女別≫

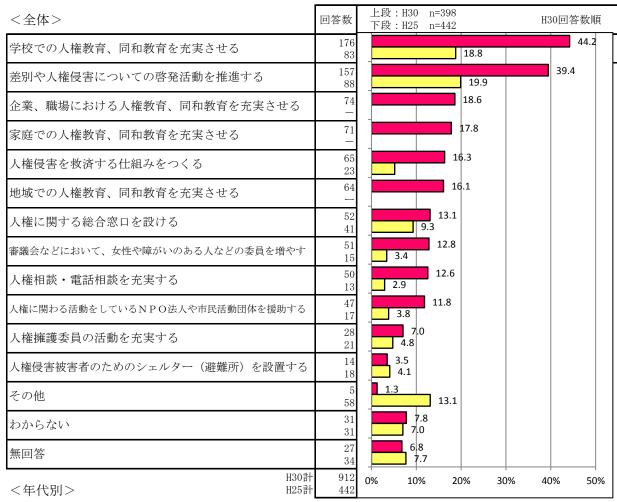
・ 「監視・取締りを強化」は男性が女性を10.2ポイント上回っている。

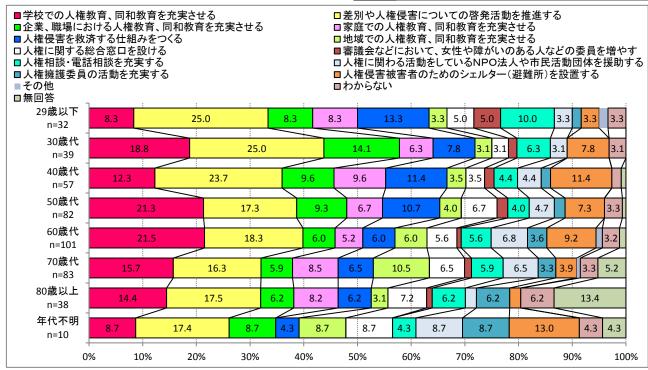
≪結果分析≫

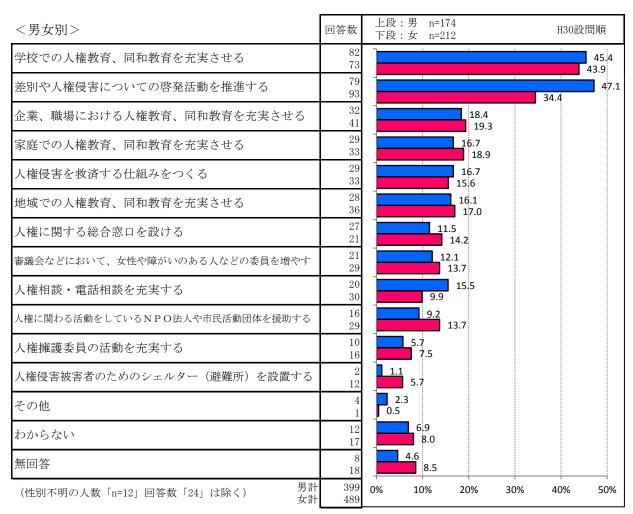
- ・ 急激な普及に対して利用者側のマナー意識が追い付いていない状況にあることから、ネットモラルについての教育、啓発活動を推進していく必要がある。
- ・ 違法・悪質な情報発信者に対する対策として、監視・取締りや規制・罰則の強化等の必要性を多くの人が感じていることが分かる。

12 人権の啓発や「妙高市民の心」についておたずねします

問47 あなたは、互いの人権を認め合い、尊重しあう社会を実現するためには、今後どの うな取組が必要だと思いますか。3つ以内で○をつけてください。







• 「学校の人権教育・同和教育の充実」が44.2%、「啓発活動の推進」が39.4%と高くなっている。

≪年代別≫

・40歳代以下は「学校の人権教育・同和教育の充実」が高くなっており、50歳代、60歳代は 「啓発活動」が高くなっている。

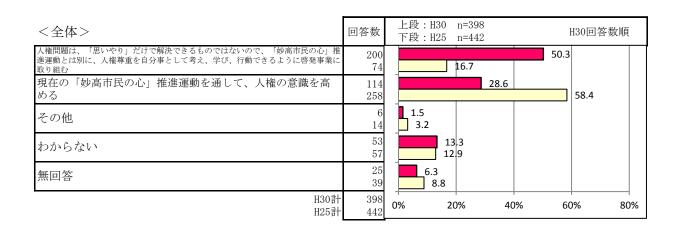
≪男女別≫

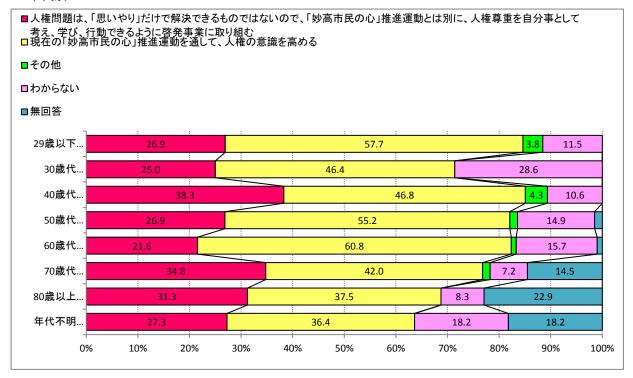
・ 「啓発活動の推進」は、男性が女性を上回っているが、「審議会などにおいて、女性や障がいのある人などの委員を増やす」は女性が男性をやや上回っている。

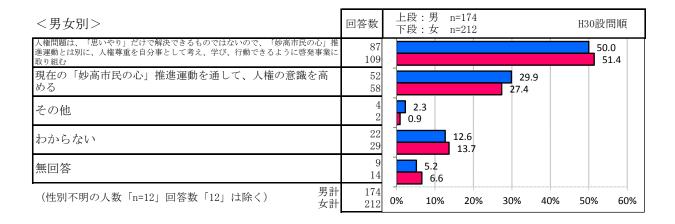
≪結果分析≫

・ 人権を尊重し、差別をしない、させないため、市民一人ひとりの人権意識の向上を図るための啓発活動や、学校における人権教育、同和教育を引き続き推進していく必要がある。

問48 妙高市では、市民一人ひとりが「人権」を尊重し、差別のないまちづくりを進める方策の一つとして、思いやりの心や助け合いの心をはぐくむ「妙高市民の心」を推進しています。このことについて、今後どのように取り組むことが必要だと感じますか。ひとつだけ○をつけてください。







• 「別々に取り組む」が50.3%、「『妙高市民の心』推進運動を通して人権意識を高める」 が28.6%となっている。

≪年代別≫

・ 全ての年代において「別々に取り組む」割合が高くなっている。

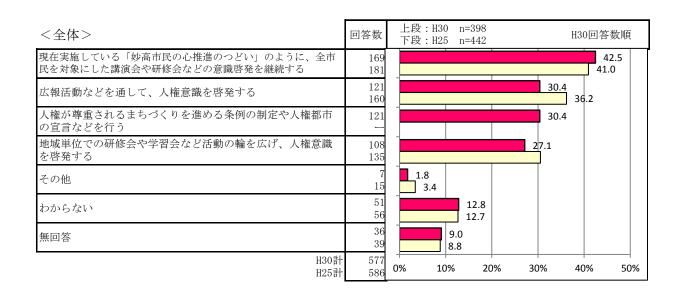
≪男女別≫

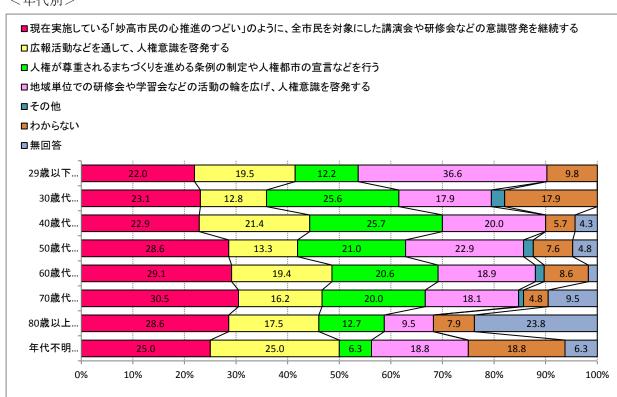
• 男女とも同じ傾向で、大きな差異は見られない。

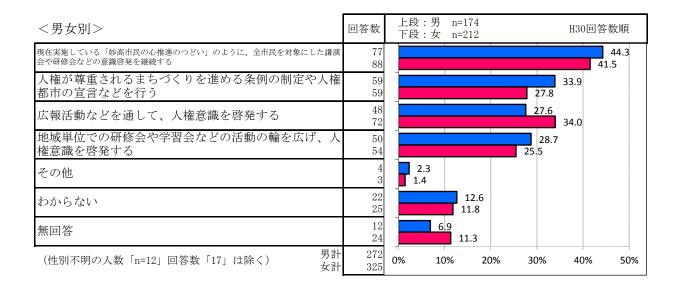
≪結果分析≫

• 「別々に取り組む」割合が高くなっていることから、市民に分かりやすく、人権意識の向上を図るための啓発活動が、より効果的に推進されるような方策を、検討していく必要がある。

問49 「妙高市民の心」と「人権を尊重」する意識を高めるためには、あなたは、どのよう な活動が必要だと思いますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。







• 「全市対象にした講演会や研修会」が42.5%、次いで「広報活動等」が30.4%、「地域単位」が27.1%の順となっている。

≪年代別≫

• 29歳以下は「人権条例の制定や人権宣言」が36.6%と高くなっており、30歳代、40歳代は 「広報活動」の割合が高くなっている。

≪男女別≫

・「全市対象にした講演会や研修会」は女性が男性を8.8ポイント上回っており、「人権条例の制定や人権宣言」は男性が女性を9.2ポイント上回っている。

≪結果分析≫

・現在、実施している人権意識の啓発を図るための「広報活動」や「講演会」などの取り組みを充実させるとともに、今後、市民にとって身近な「地域単位」での自治活動の中で取り組むことも検討していく必要がある。